

令和8年度

初任者研修のしおり

沖縄県教育委員会

は じ め に

今の子供たち、そしてこれから誕生する子供たちが成人し社会の担い手となる頃、我が国はこれまでにない大きな変化と挑戦の時代を迎えると予想されています。急速に進む少子高齢化や価値観の多様化が進展する社会においては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、多様性を力に変え、個人と社会の成長につながる新たな価値を創造していくことが期待されています。

このような時代における学校教育には、子供たちが変化に主体的に向き合い、多様な他者と協働して課題を解決する力や、あふれる情報を見極め概念的に理解し、再構成することで新たな価値を生み出す力、複雑な状況の中でも目的を再設定し前に進む力を育むことが求められています。

学校教育の成否は、これを直接担う教員の資質・能力に大きく左右されると言っても過言ではありません。新しい時代を生きる子供たちを育成するため、教員にとって研修は職責を果たすうえで不可欠であり、専門的知識や識見を高める不断の研鑽が必要です。

初任者研修は、法律に基づき任命権者に実施が義務付けられている研修であり、「実践的指導力と使命感を養い、幅広い知見を得る」ことを目的として実施されるものです。初任者の時期は、大学で学んだ理論と学校現場での実践を結びつけ、教職への自覚を深める最初の重要な段階です。この時期に計画的かつ組織的に研修に取り組み、教師としての基礎を確かなものにする事は、その後の成長にとってかけがえのない財産となります。

希望に胸をふくらませ教職の道に踏み出した皆さんを、赴任校では児童生徒をはじめ、教職員、保護者、地域の多くの方々が温かい期待のまなざしで迎えています。日々の研修に主体的・積極的に取り組み、その成果を自らの成長へとつなげるとともに、日常の教育実践に生かしていくことを期待します。

本書は初任者研修の手引きとして作成したのですが、同時に日常の教育活動における課題解決や、自己研修を進める際の参考資料としても幅広く活用していただきたいと思えます。

社会の変化に対応し、子供たちの未来を切り拓く教育者として、学び続ける姿勢を大切にしながら歩みを進めてください。皆さんのたゆみない精進を期待します。

令和8年4月
沖縄県教育委員会

目 次

はじめに

I	目指す教育の姿	
1	基本的な考え方・教育の目標	1
2	教育施策の体系	2
II	教職員の勤務と心得	
1	教師としての心構え	3
2	教職員の服務等	4
3	教師の一日の仕事	5
4	教師の一人として	9
5	初任者研修制度	13
III	日常の教育活動	
1	学校について	15
2	教育課程	18
3	学級経営	28
4	年間指導計画	39
5	週案	41
6	時間割作成	43
7	教科指導	45
8	授業研究の進め方	49
9	ティーム・ティーチング	56
10	評価	57
11	道徳教育	61
12	特別活動	67
13	生徒指導	70
14	キャリア教育に基づく進路指導	84
15	情報教育	91
16	特別支援教育	95
17	へき地教育	102
18	国際理解教育	104
19	環境教育	106
20	健康教育	109
21	平和教育	118
22	子供の貧困対策	119
23	ESD・SDGs	121
24	人権教育	124
IV	生涯学習社会と学校教育	127
V	表簿の性格と取り扱い	133
VI	教育関係法規のしくみ	137
VII	福利厚生	141
VIII	本県の教育に関する資料	
	教育委員会の機構と教育庁各課のしごと	149
	教育施設利用案内	152

I 目指す教育の姿

1 基本的な考え方

個性の尊重を基本とし、国及び郷土の自然と文化に誇りをもち、創造性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興を図る。

2 教育の目標

自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもつ幼児児童生徒を育成する。

平和で安らぎと活力ある社会の形成者として、郷土文化の継承・発展に寄与し、国際社会・情報社会等で活躍する心身ともに健全な県民を育成する。

学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追究し、生涯学習社会の実現を図る。

「沖縄県教育振興基本計画」～新しい時代を切り拓く人づくり～
令和4年策定

教育施策の体系

主要施策	施策項目	施策
1 「生きる力」を育む学校教育の充実	(1) 確かな学力を身に付ける学校教育の充実	①小学校における学力向上の推進 ②中学校における学力向上の推進 ③高等学校における学力向上の推進 ④主体的・対話的で深い学びを実践できる教員の指導力向上
	(2) 豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進	①豊かな心を育む教育の充実 ②不登校児童生徒への支援体制の強化 ③社会総がかりによるいじめ問題への取組 ④学校における体力向上等に向けた取組 ⑤健康教育・安全教育の推進
	(3) 個性を伸ばし、自立に向けた資質・能力を伸ばす教育の推進	①幼児教育の充実 ②個性を大切に、個々の能力を伸ばす教育の推進 ③学校教育におけるキャリア教育の推進
	(4) 時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進	①時代の変化に対応した学校づくりの推進 ②一人ひとりのニーズに応える特別支援教育の充実 ③安心して学べる教育環境の整備 ④特色ある私立学校づくりへの支援
2 多様な能力を育て、力強く未来を拓く人づくり	(1) 国際感覚を身に付ける教育の推進	①外国語教育の充実 ②多様な国際交流及び国際理解教育の推進 ③交流の架け橋となる人づくり・沖縄文化を通じた交流
	(2) Society5.0 に対応する教育の推進	①ICT 教育の充実 ②科学・理数教育の充実
3 子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進	(1) 貧困状態にある子どもへの支援	①生活及び教育支援の充実 ②経済的な支援の充実
4 多様な学びの享受に向けた環境づくり	(1) 地域を知り、学びを深める環境づくり	①多様な学習機会の創出及び提供 ②地域の歴史、文化、芸術に触れる機会の充実
	(2) 子どもたちの健やかな育成に向けた地域全体の連携	①つながりが創る豊かな家庭教育機能の充実 ②学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力
	(3) 公平な教育機会の確保と学習環境の充実	①離島・へき地における教育環境の充実 ②離島・へき地における ICT 等を取り入れた教育環境の整備及び充実
	(4) 学びと生きがいを支える多様な生涯学習環境の充実	①生涯学習推進体制の充実 ②生涯学習機会の充実
5 沖縄文化の保存・継承・創造と更なる発展	(1) 沖縄文化の継承・発展・普及	①文化財の保存・活用等 ②歴史資料の保存・編集・活用 ③首里城に関する文化財等の保護・復元・収集等
6 新しい時代を展望した教育行政の充実	(1) 効率的・効果的な教育行政の推進	①教育施策推進体制の推進 ②地域や時代のニーズに対応した教育行政や教育委員会の充実 ③学校における働き方改革の推進

Ⅱ 教職員の勤務と心得

II 教職員の勤務と心得

1 教師としての心構え

教師に課せられた使命は、児童生徒の人格の完成と次代を担う国家社会のよき形成者の育成にあり、また、それは国民全体に対するの責任を負って行われるものである。それだけに、教師は常に自己研鑽につとめ、専門職としての資質を高めるとともに、自らの社会的行動や生活態度等が児童生徒に直接大きな影響を及ぼすことを考え、自分自身を厳に戒めることが大切である。新しい時代にむけて、これまでの教育をめぐる現状と課題をふまえ今後の教育政策等も示され、教育に対する国民の期待は大きいものがある。

このことから、教師は教職のもつ社会的責任の重大性を十分自覚しなければならない。

◎ 初任者だという甘えはもたない

たいていの仕事には、見習い期間のようなものがある。ところが教師という仕事は、ひとたび児童生徒の前に立てば、たちまち「私たちの先生」である。児童生徒は、決して初任者だからという見方ではなく、10年、20年の経験者と同等の先生として見ている。また、教師の仕事は、人格を持った人間を直接に対象とする点において特徴的であり、教師としての資質・能力の向上が絶えず問われている。その期待に応えていくために、初任者だという甘えをもつことなく、校務にあたる必要がある。

◎ 教育的愛情と情熱をもって

教師にとって、教育的愛情は最も大切な資質の一つである。それは、児童生徒一人一人に対して深い思いやりを持ち、その成長を全力でサポートする姿勢であるとともに、児童生徒の学びを支えるだけでなく、心の成長をも見守り、自信をもって未来に向けて力強く羽ばたいていけるよう手助けをすることである。そのためには、生徒が抱える多様なニーズに対応することや人間性の尊重と自己肯定感を育成すること、主体的・対話的で深い学びを推進することが大切である。生徒の心と向き合い、成長とともに喜び、支え合う姿勢が、教育の質を高め、教師としての成長をも促進していく。教師としての情熱と愛情を大切にしながら、日々の教育活動に取り組んで欲しい。

◎ 学び続ける教師

個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じて、「主体的・対話的で深い学び」を実現することは、児童生徒の学びのみならず、教師の学びにも求められる命題である。つまり、教師の学びの姿も、子どもたちの学びの相似形であるといえる。教師自らが問いを立て実践を積み重ね、振り返り、次につなげていく探究的な学びを、教師自らがデザインしていくことが必要となる。環境の変化を前向きに受け止め、教員生活を通じて学び続け、児童生徒一人一人の学びを最大限に引き出す役割を果たし、子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての能力を備えた教師となることを期待する。

2 教職員の服務等

【職員の服務】

公立学校の教員は、地方公務員であり、その服務の根本規準として、地方公務員法（以下「地公法」）30条では、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定められている。新たに職員に採用されると、まず、条例の定めるところにより、「服務の宣誓」をしなければならない（地公法31条）。さらに、服務に当たっては守らなければならない義務を次のように定めている。

① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法32条）

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）43条の2：服務の監督）

教員が、その職務を行うに当たっては、法令、条例、規則などに従うとともに、上司（例えば校長）の命令（文書、口頭を問わず）に忠実に従わなければならない。

② 信用失墜行為の禁止（地公法33条）

教員は、勤務時間内はもちろん、勤務時間外においてもその職を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

③ 秘密を守る義務（地公法34条）

教員が、職務を遂行するにあたって、その性質上外部に公にしてはならない事項（例えば児童生徒の成績や生徒指導上の問題等）がある。このことは、在職中はもちろんのこと、退職後も同様に守らなければならない。

④ 職務に専念する義務（地公法35条）

勤務時間中は職務遂行のため注意力のすべてを注ぎ、その職務に専念しなければならない。ただし、この義務が免除されることのできる場合が、特例として法律や条例に定められている。

⑤ 政治的行為の制限（地公法36条）

（教育公務員特例法（以下教特法）18条：公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）

教員は、特定の政党を支持したり、反対するための政治教育や政治活動、児童生徒に対する教育上の地位を利用した政治行為を禁止されている。

⑥ 争議行為等の禁止（地公法37条）

教員は、全体の奉仕者として公共の福祉のために勤務するという職務の性質上、ストライキ、サボタージュ等の争議行為をしたり、教育活動の能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。また、これを企てたり、そそのかしたり、あおったりしてはならない。

⑦ 営利企業への従事等の制限（地公法38条）

（教特法17条：兼職及び他の事業等の従事）

教員は、任命権者（県費負担教職員にあっては市町村教育委員会）が許可した場合を除いて、営利活動を営んだり、報酬を受けて事業等に従事してはならない。

（注）教員の義務については服務の他に研修等もあるが、それについては後述する。

3 教師の一日の仕事

学校では、児童生徒が先生を待っています。また、学級事務や校務分掌、教材研究や指導法の研究など、様々な内容の仕事があります。次のようなことに気を付けて一日の教師生活を充実させたものです。

<p>一日の始まり (出勤準備)</p>	<p>①身だしなみに注意し、時間に余裕を持って出勤する。 ②勤務に関する諸届けは確実に行う。 (急用、急病等で遅れたりする場合は電話等で連絡する) ③児童生徒の登校状況の観察と指導に心を配る。 ④児童生徒や教職員とのあいさつに心がける。 廊下での「おはよう」の一言が教師と子どもの距離を近づける。</p>
<p>学校(勤務)</p>	<p>①出勤したら直ちに勤務管理システムの出勤打刻(出勤簿へ押印)を行う。 ②一日の仕事の段取りを明確にする。 ③教室内外の環境を確認する。異常があれば管理者等に報告するとともに早急に対応する。学習環境の整備に心がける。 ④教師の第一声は晴れやかにする。 ⑤児童生徒の健康状態等を把握する。 ※欠席や遅刻は、必要に応じ家庭に連絡する。 ※出欠確認をきちんとする。</p>
<p>職員打ち合わせ</p>	<p>①開始時刻に遅れない。 ②メモを取る習慣をつける。 ③行動は速やかにする。</p>
<p>○出席簿を作成し、児童生徒の出欠を明らかにすることは、法に定められた義務である。 (学校教育法施行令 19 条：校長の義務、学校教育法施行規則 25 条：出席簿) ○休日を除き、連続で 7 日以上欠席した場合や出席状態が良好でない場合で、正当な事由が認められないときは、教育委員会に通知することになっている。 (学校教育法施行令 20 条：出席簿の作成)</p>	

授業	①児童生徒一人一人を大切にする。 ②学習規律を大切にする。 ③時間を大切にする（ベルで始まりベルで終わる）。
休み時間	①前時の評価、教材や教具の整理をする。 ②簡単な学級事務の処理をする。 ③児童生徒の質問に応じる。 ④次時の準備をする。
給食時間・給食後の 後片付け	①児童生徒の観察、心の交流の場としたい。 ②楽しい学級作りの場とする。 ③仕事の分担、協力、責任感を育てる場とする。 ④食事作法、残食、偏食にも気をつける。
帰りの会	①児童生徒に一日の反省と明日への希望を持たせる。 ②明日の予定と、諸連絡は確実にする。 ③学級日誌の指導をていねいにする。
清掃	①師弟同行に心がける。 ②協力する心や勤労を尊ぶ気持ちを育てる大切な場にする。 ③巡視や指導をしっかり行う（見届け指導の徹底）。
<p>○勤務時間中の外出 公用の場合は、残された児童生徒が困らないように授業時間の調整はしっかり行う。 私用の場合は、目的・所要時間を明確にし上司の許可を得る。無断外出は厳禁。</p> <p>○言葉遣い 児童生徒一人一人の名前を呼び、大切にする姿勢を示す。 同僚や上司に対しての言葉遣いを児童生徒がまねることも考えられるので、きちんとした言葉遣いについて、職員で確認する。</p> <p>○電話の対応 外部からの電話の対応について、学校のマニュアルをしっかり身につける。</p>	

下 校	<p>①児童生徒へ下校時間を守らせる。</p> <p>②児童生徒を残すときは、許可を受け家庭への連絡も忘れないで行う。 事前にわかる場合は文書で連絡することが望ましい。</p> <p>③教室の戸締まり、火災予防のための点検をする。</p>
放課後	<p>①教材研究の時間として活用する。</p> <p>②学級担任としての学校事務、渉外事務、校務分掌遂行の時間として活用する。</p> <p>③課外活動を担当している教師は、服装、言動に気をつけ、児童生徒の健康・安全に注意をしながら適切な指導に心がける。</p>
退 勤	<p>①自分の机の上や周辺の整理を行い、USB メモリ等の保存管理を徹底する。</p> <p>②緊急時に備えて、所在を明らかにする。</p> <p>③先に退勤する場合は、「お先に失礼します」のあいさつを忘れないようにする。</p> <p>④現金や貴重品をおいたまま帰宅しない。</p> <p>⑤勤務管理システムの退勤打刻を行う。</p>
<p>○「教師は授業で勝負する」 当然であるが、文書処理や資料整理能力も授業を支える大切な能力です。情報社会に生きる人間の基礎力です。</p> <p>○「夜も目がある耳がある」 児童生徒の情報や職員会議の内容を、家庭や職員間の親睦会等で話さないようにしよう。</p> <p>○来訪者に対して 教師の対応でその学校の校風や教育の姿勢がわかってきます。来訪者は、印象で評価する場合があります。印象を良くするようにしましょう。また、マナーにも気をつけましょう。</p> <p>○世間の信用を失わないように生活をする 教師に対して世間の目は厳しい。マナーを忘れないことと信用を失わないような行動を心掛けましょう。</p>	

教師の一日（例）

日常的な教師の一日の活動を 30 項目列挙してある。各項目について自信の持てるものは「A」、だいたい満足の場合は「B」、そうでない項目は「C」を右のチェック欄に記入し、自分の反省の手がかりにしよう。

番	項目	内容	評価
1	出勤前	届出・連絡・報告、身だしなみができてるか	
2	交通安全の実践	あわてず、ゆとりをもって出勤しているか (前日のアルコールは残っていないか)	
3	健康	明るいあいさつができていますか	
4	出勤簿	押印ができていますか(勤務管理システムの打刻)	
5	教室へ	教室環境の観察をしたか	
6	準備	仕事の計画、授業の準備をしたか	
7	連絡事項	メモを取ったか	
8	生徒へ連絡	児童生徒へ連絡できたか	
9	授業	はじめと終わりの時間を厳守しているか	
10	わかりやすい授業	今時の学習の目標を明確にしたか	
11	実態の把握	児童生徒の実態把握がしっかりできているか	
12	指導の深まり	教材研究・指導法の研究がしっかりできたか	
13	意欲の向上	意欲的にさせるための方策ができていますか	
14	評価	評価が適切にできたか	
15	食事の準備 1	食事が気持ちよくできる環境の整備ができたか	
16	食事の準備 2	衛生的・能率的な配膳や準備ができたか	
17	食事	食事のマナーやあいさつの指導ができていますか	
18	事故への対応	休憩・休息の時間に事故への対応ができていますか	
19	次時の準備	前もって授業前の準備ができていますか	
20	児童生徒との交流	児童生徒と交流を深めているか	
21	学級事務処理	学級の事務処理がうまくできていますか	
22	清掃指導	清掃の指導がうまくできていますか	
23	安全指導	帰路の安全指導ができていたか	
24	児童生徒指導	児童生徒の生活指導ができていますか	
25	課外活動	家庭や地域と連携し、教育活動へ協力と理解を求めているか	
26	教室整備	教室の戸締まりを確認できていますか	
27	あいさつ	児童生徒、職員、来訪者へのあいさつはできていますか	
28	校内の諸行事	諸行事に積極的に関わっているか	
29	父母や地域	父母や地域と積極的に関わっているか	
30	同僚・上司	同僚や上司へ、報告・連絡・相談ができていますか	

4 教師の一人として

(1) 職員会議やその他の会議への参加の仕方

学校（園）は、一つの組織体として動いているから、最少限の会議が当然必要になってくる。会議は、その結果が児童生徒によりよい実践となって現れたときに、はじめて実を結んだといえる。

① 会議への参加の仕方

ア 集まる時刻を守る

児童生徒の急病などの場合は例外として、担当学級の児童生徒に関わる指導等は事前にきちんと済ませ、開会時刻を厳守する。

イ 事前に準備をしておく

あらかじめ資料を整理したり、考えをまとめて、意見が述べられるようにしておく。

自分が提案するときは、提案内容を事前に予告したり、プリントを準備しておく。

ウ 他の意見をよく聞く

自分の意見や原案を大切にすべきだが、必要以上に固執しない。様々な立場や意見を知り、共通点や妥協点がないかをよく考える。自説に誤りがあれば素直に認める。反対意見に対し、感情的になるのは好ましくない。

エ 会議の性格をつかんで参加する

会議には、校長・園長の諮問に応じて意見をまとめる場合、伝達説明の場合、意見・情報交換により共通理解を深める場合、打ち合わせの場合、指導や説明を受け研修を深める場合などがあるので、それぞれの場合に応じた心構えが必要である。

オ 欠席・離席はできるだけ避ける

やむを得ず欠席・離席する場合は、事前に連絡しておく。後日、記録を読み、決まったことは誠実に実践する。

② 発言の仕方

ア 質問や意見を言う

分からないことや素朴な疑問については、遠慮せずに質問したり意見を述べる。

イ 穏やかに話を進める

反対意見もよく聞いて冷静に判断し、穏やかに話を進める。

ウ 一人だけでしゃべらない

話し合いの趣旨・目的に沿い、要点をつかんだ内容を的確に話す。

エ 意思の表明

会議においては、できるだけ自分の意思を表明すること。会議中に発言せず、事後に反対意見等を述べることは好ましいことではない。

(2) 校務分掌の進め方

校務分掌とは、学校教育の全領域にわたる必要な仕事を、組織的に分担することである。自分が分掌する仕事については、責任をもって遂行する。

① 計画の段階

- ・前年度の計画、実施、反省をあらかじめ頭に入れておく
- ・本年度の経営目標や、その部の方針を確認しておく
- ・前年度の係や教務主任等に原案を見てもらい、無理な点や問題点がないかを見直す
- ・他校の実施案を参考にするのもよい

② 実施の段階

- ・実施方法を具体的にわかりやすく説明する
- ・実施期日について教務主任とよく打ち合わせる
- ・内容を熟知して、質問にも答えられるようにしておく

③ 振り返りの段階

- ・次の点について反省する
時期、時間、児童生徒の状況や変化、教育的効果、場所、資料、計画などについて
- ・実践記録を残す
次のような整理の仕方が考えられる
 - 係がまとめて記録する
 - 全職員に記録してもらおう（分担毎に）
 - 全職員、あるいは係で話し合い、その結果を記録する

(3) 文書の処理の仕方

① 文書類の処理

校長あてにくる文書を、校務分掌の係として処理しなければならないことがある。

ア 伝達の内容の場合

内容によって速やかに、しかも、正確にその趣旨を伝える。

イ 回答を要する場合

しかるべき調査や質問をしたり、事前に用意された資料等を参考にして回答を用意する。締め切り期日前に回答するよう心掛ける。

ウ 調査依頼の場合

正確に期することが最も大切である。速やかに準備して、目的にかなうように処理する。期日前に調査を完了するよう心掛ける。

エ 会議への出席依頼の場合

期日、時間、場所を間違えないようにする。あらかじめ調べておかなければならないもの、校長等と打ち合わせが必要なもの等、いろいろな内容があるので、その主旨にそって的確に処理する。

※処理済みの文書は、文書係等に返納して保管しておく必要がある。

(4) 金銭徴収上の注意

教育活動を進めるに当たって、各種費用を徴収する必要がある場合には、必ず校長の承認を得てから下記事項に十分配慮し、適正と公正を期すること。

特に、教育扶助、就学援助対象児童生徒に対する助成の内容を熟知の上、年間を通しての徴

収額を考慮し教育的配慮をすること。

- ・金銭徴収については、校長・園長の承認を得てから、校長・園長の名前で保護者に通知した後に行う。
- ・生活保護法によって教育補助を受けている家庭の児童生徒は、定められた基準額の給付を受けているが、この負担能力を超えて各種の徴収金を徴収することがないように配慮すること。
- ・基準額からノート・鉛筆等の日常的な学用品を個人的に購入しなければならないので、その分を除いた額だけの負担能力しかないことを認識すること。
- ・教育扶助児童生徒はもちろん、その他児童生徒の取り扱いについても十分配慮すること。
- ・金銭徴収の折、入金が遅れた児童生徒や家庭に対する督促については、黒板に名前を書いたり、級友の前で不用意に言ったりするなど、非教育的な処置のないように十分気を付けること。
- ・徴収金の受領日や金額を記録し、適切な金銭管理を行う。
- ・支払いは正確を期し、その都度収支残高を照合しておく必要がある。出納帳は自分が金銭の収支について、いつでも分かるようにしておくだけでなく、他人が見てもすぐ分かるように記帳する。
- ・学期、学年末は収支決算をし、校長・園長の認印をもらう。その後、保護者に決算報告を配布し、求めに応じて領収書、帳簿等を説明できるように整理しておく。

(5) 周りの人たちとの接し方

- ① あいさつ、返事など、はきはきと気持ちよくする。
「おはようございます」「はい」「お先に失礼します」「さようなら」など
※事務職員、用務員、その他の職員へも、同じ職場で子供を育てる同じ立場であることを理解して接していく。
- ② 教えてもらうことが多い毎日であるから、「よろしくお願いします」という気持ちで素直に教えを受ける。
- ③ 自主性を失わず、進んで協調して仕事をする。

－よい職場人であるための十箇条－

- ① 与えられた仕事や言われたことは、すぐ実行する。
- ② 公私を区別する。
- ③ はっきりした返事をする。
- ④ 身だしなみを大切にする。
- ⑤ 他人の顔色など、うかがうようなことのないようにする。
- ⑥ 陰ひなたのない勤務をする。
- ⑦ 児童生徒、保護者、同僚をはじめ、周りの人に親切にする。
- ⑧ 注意されたら、素直に聞く。
- ⑨ 分からないことは、遠慮せずに相談する。
- ⑩ 自分の意見があれば、まずそれを示し、他の意見を聞く。

(6) 電話のかけ方・受け方

電話を適切に使いこなすことは、保護者との円滑な連絡や学校外部との連携など、業務を行う上で必要な手段である。

【電話の上手なかけ方の7つのポイント】

- ① かける前に電話番号を確かめる。
- ② 用件は前もって5W1Hに整理しておく。(When, Where, Who, What, Why, How)
- ③ 相手の電話を確かめて、正確に話をする。
- ④ 電話にいらいら、せっかちは禁物である。
- ⑤ 相手の都合を聞いてから話す。
- ⑥ 相手が目の前にいる気持ちで話す。
- ⑦ 途中で切れたら、かけ直す。

【電話の上手な受け方の7つのポイント】

- ① ベルが鳴ったら、すぐ出て名のる。
- ② メモを取る習慣を付けておく。
- ③ 取り次ぎは、スピーディーに行う。
- ④ 受話器は敏感で、4メートル四方の音が入るので、周りにも気をつける。
- ⑤ 名指しの人が不在でも親切に聞き、的確に伝える。
- ⑥ かけた方から受話器を置く。
- ⑦ 受けた電話は要領よく手短かに話す。

※児童生徒を連れ出そうとする電話、児童生徒の住所を聞く電話については特に注意し、校長又は教頭に直ちに連絡し、事故が起きないようにする。

(7) 教師としての服装や言葉

①服装

- ・児童生徒に、動揺を与えたり、不快感を与えるような服装は慎む。
- ・その場、時間に合った服装を心がける。(体育館や教室での指導、儀式、家庭訪問等)

②言葉遣い

話し方の一般的なエチケットは、次のようなことがある。

- 1 明るく、朗らかな気持ちで話す。
- 2 だれにでも理解できるはっきりした発音で、穏やかに話す。
- 3 エチケットを守り、誠意をもって話す。
- 4 要点をつかんで、順序よく話す。私語雑談は、相手、時、場合を考える。
- 5 語尾まではっきりと話す。
- 6 児童生徒のことについては、自信と熱意を込めて話す。
- 7 質問されたことは、正確に答えられるように研究しておく。
- 8 感情的にならず、話がエキサイトしても平静さを失わずに話す。

※ 保護者や目上の人に対しては、敬語を使う。児童生徒に対しては、丁寧な言葉を遣うよう心がける。相手が年下であることで横柄な言葉を使うのはよくない。相手の人格を尊重した言葉を使うことが望ましく、すすんで言語環境を整えるよう配慮する。

(8) 来校者との接し方

来校者の大半は、学校や児童生徒のことについての関係者と他校の教師や業者である。来校者に対する一般的な対応の仕方は、次の通りである。

- ①来校者に対しては、「こんにちは」「何かご用でしょうか」と声をかける。不審な点があれば、校長或いは教頭に連絡する。
- ②教室などを尋ねられた時は、親切に教える。余裕があるときは、自分が先に立って案内する。
- ③緊急措置が必要な場合は、校長または教頭に相談して臨機応変に対応する。

※保護者面談等、児童生徒のことについて保護者来校を依頼した場合は、面談場所の準備や迎え入れ、案内等が適切に行われるよう対応する。

5 初任者研修制度

(1) 初任者研修の目的

初任者研修制度は、昭和 63 年 5 月に「教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」が公布され、平成元年度から実施されることになった。

初任者研修の目的は、次のとおりである。

初任者研修は、新任教員に対して、教育公務員特例法第 23 条の規定に基づき、現職研修の一環として、1 年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

(2) 初任者研修の内容・方法

初任者研修は、新任教員が教員としての仕事を行う上で必要な事項を身につけるため行うものである。

教員としての主な仕事は、児童生徒の教育であるが、それだけでなく、学校の教育活動に必要な仕事（校務）もすべて教員の仕事であり、教員として幅広い知識などを身につけることも大切である。これを踏まえ、「沖縄県公立学校教員等育成指標」に基づき、具体的には次のような内容について研修する。

育成指標		内容
教職を支える力	倫理観・使命感・責任感	本県教育の現状と課題、教育公務員の服務と心構え、平和教育
	教育的愛情・人権意識	道徳教育の意義、道徳教育の進め方、道徳の授業の分析と診断
	豊かな人間性・学び続ける力	沖縄の伝統文化、地域の自然・文化・歴史等、環境教育、情報教育、課題研究の進め方
人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解	人権を尊重する教育の推進	人権教育
	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒等への対応	障害児の理解
授業実践力	指導計画	指導案の書き方、教材研究の進め方、総合的な探究の時間の捉え方
	授業実践・学習評価	授業参観と実施、テスト作成と評価、総合的な学習（探究）の時間の捉え方、実践と評価
	授業研究・改善	研究授業と授業研究会、IT 機器の操作と活用
生徒指導力	児童生徒理解	生徒指導の基礎と生徒理解、教育相談の進め方、児童・生徒理解、問題行動の理解と指導
	個別指導・集団指導	学級経営の意義、学級組織の作り方、家庭訪問の進め方、学級経営の評価、学級通信の作り方、特別活動の全体計画、学級活動の進め方、学校行事の進め

		方、進路指導の進め方、集団宿泊等の指導の実際、クラブ・部活動の指導、集団指導の技術、個別指導の進め方
学校運営力	連携・協働	学校の組織と運営、PTAの組織と運営
	安全・危機管理	学校教育と健康・安全
	課題解決	本校の教育目標と組織・運営、本校のカリキュラム・マネジメント
	事務処理	公簿の整理と取り扱い、通知票及び指導要録の作成
	情報活用・管理	情報モラルとセキュリティ

※研修の方法としては、所属している学校で指導教員を中心とした指導体制の中で行われる研修と、学校を離れて行う研修に分けられる。

(3) 初任者研修の対象から除く者

初任者研修は、原則として、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のすべての新任の教員を対象に行うことになるが、次の①～④のいずれかに該当する者は対象外となる。

① 臨時的に任用された者

② 教諭等として、国立・公立・私立の学校で引き続き1年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者が初任者研修を実施する必要がないと認めた者

③ 教育職員免許法に規定する特別免許状を有する者

④ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定により任期を定めて採用された者

(教育公務員特例法施行令第2条)

参考 初任者研修に係る「教育公務員特例法」の概要

- 1 任命権者は、国・公立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校及び幼稚園）の教諭等に対して、採用した日から1年間の初任者研修を実施する。
- 2 初任者研修の計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとする。
- 3 任命権者は、初任者が所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く）、指導教諭、教諭又は講師のうちから指導教員を命じる。
- 4 指導教員は、初任者に対する指導助言を行う。
- 5 国・公立学校の教諭、助教諭、講師の条件付採用期間を1年間とする。

Ⅲ 日常の教育活動

Ⅲ 日常の教育活動

1 学校について

(1) 学校とは

校長、教員その他の職員の人的要素と校地、校舎、教材教具などの物的要素からなり、一定の教育計画に基づき、被教育者を対象にして、継続的に教育活動を行う組織体である。

(2) 学校の種類

学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。（学校教育法第1条）

(3) 学校の設置者

学校教育法第1条に定める学校を設置できるのは、国、地方公共団体及び学校法人である。

国立学校とは、国の設置する学校。公立学校とは、地方公共団体の設置する学校。私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。（教育基本法第6条、学校教育法第2条）

ただし、私立の幼稚園については、当分の間、学校法人以外、例えば、宗教法人、個人でも設置できる。（学校教育法附則6）

幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園

幼稚園は、文部科学省所管の学校（学校教育法第1条）で「幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」（同法第22条）

保育所は、厚生労働省所管の児童福祉施設（児童福祉法第7条）で「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする。」（同法第39条）

幼保連携型認定こども園は、内閣府所管の児童福祉施設であり、学校（教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校である）でもある施設（児童福祉法第7条1項）で、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の幼児に対する教育及び、保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児または幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」（同法第39条の2）

(4) 学校の性格

①教育の公共性

法律に定める学校は、公の性質を有するものである（教育基本法第6条）

②公教育の中立性

ア 政治的中立（教育基本法第14条第2項）

「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」

※（義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時的措置法）

※ 政治的行為の制限（地公法第36条）

※ 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教特法第18条）

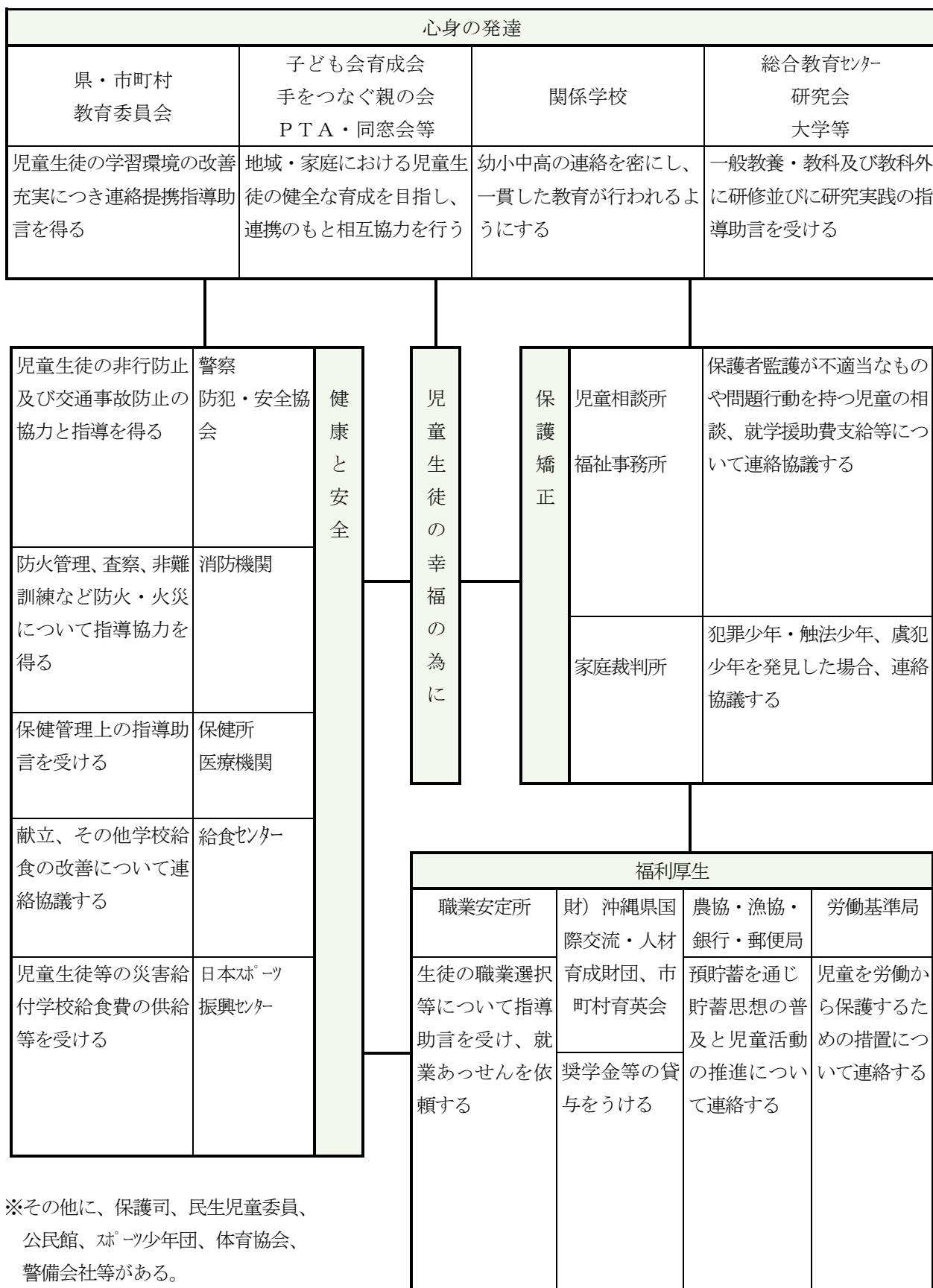
イ 宗教的中立性（憲法第20条3項）

「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」

※（教育基本法第15条第2項）

(5) 学校をとりまく関係機関

おおよそ、次の図のような機関が考えられる。



※その他に、保護司、民生児童委員、
公民館、スポーツ少年団、体育協会、
警備会社等がある。

専修学校と各種学校

専修学校とは、学校教育法第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として

- ① 修業年限が1年以上
- ② 授業時間が文部科学大臣の定める授業時数以上（※）
- ③ 教育を受けるものが常時40人以上

で、組織的な教育を行う学校をいう。（学校教育法第124条）

（※昼間学科の授業時数は、年間800単位時間以上（専修学校設置基準第16条）

各種学校とは、学校教育法第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（他の法律に特別の規定があるもの及び専修学校を除く）をいう。（学校教育法第134条）

2 教育課程

(1) 教育課程とは

学校において編成する教育課程とは、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、学習指導要領に示された各教科、「特別の教科 道徳」（道徳科）、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数の関連において総合的に組織した各学校の教育計画である。

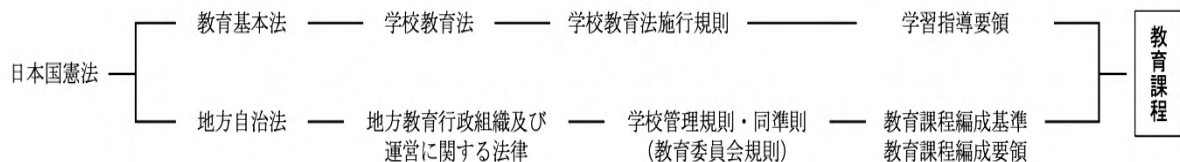
教育課程を編成、実施するに当たっては、教育目標の設定、年度重点指導事項、教科等の指導計画及び授業時数の配当が教育課程の重要な要素となる。

学校において編成する教育課程をこのようにとらえた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってくる。

学校は、教育の目的や目標を達成するために組織的、継続的な教育を行う公の機関であるから、各学校において適切な教育計画を作成し、創意工夫を加えて、地域や学校及び児童生徒の実態に即した教育課程を、責任をもって効果的に推進する必要がある。

(2) 教育課程の基準

学校教育の目的や目標及び教育課程の基準について、次のような法令で種々の定めがなされている。



学習指導要領は、学校教育について一定の水準を確保するために、法令に基づいて国が定めた教育課程の基準である。各学校における教育課程の編成及び実施に当たっては、学習指導要領の理念を理解し、その目標を達成するために、各学校においては、地域や児童生徒の実態に応じて創意工夫し、特色ある教育課程を編成し実施する必要がある。

なお、教育課程の編成に当たっては、大綱的な基準である小学校（中学校）学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編及び各教科等の解説編を踏まえて、各学校が主体となって編成する。

(3) 教育課程編成の原則

各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領に示すところに従い、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、児童生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童生徒に生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童生徒の発達の段階を考慮して、児童生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

① 教育課程の編成の主体

教育課程の編成においては、学校長の責任の下、学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて編成することが大切である。また、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として一貫性をもった編成を行うように努めることが必要である。

② 教育課程の編成の原則

ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

イ 児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮すること。

③ 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

「生きる力」とは、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を発見し、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などである。現行学習指導要領においても、「児童生徒に生きる力を育むことを目指す」と規定しているのは、①新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代の中で、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する生きる力を育むことがますます重要になっていることや、②改正教育基本法や同法を受けて改正された学校教育法において、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1項）、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学習意欲（学校教育法第30条第2項）が重視される必要がある旨が法律上規定されたことを受けたものである。

(4) 教育課程の実施方法

教育課程を実施するに当たっては、次のようなことに配慮する必要がある。

- ① 学校生活全体を通して、言語に対する意識や関心を高め、言語環境を整え、児童生徒の言語活動が適正に行われるように努めること。
- ② 各教科等の指導に当たっては、体験的な活動を重視するとともに、児童生徒の興味や関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
- ③ 教師と児童生徒及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育て、児童生徒が自主的に判断、行動し、積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。
- ④ 児童生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。
- ⑤ 各教科等の指導に当たっては、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒の実態等に応じ、学習内容の習熟の程度に応じた指導(中・高)など個に応じた指導方法の工夫改善に努めること。
- ⑥ 学校の実態等に応じ、教師間の連携強化を密にするなど指導体制の工夫改善に努めること。
- ⑦ 心身に障害のある児童生徒については、実態に即した適切な指導を行うこと。
- ⑧ 海外から帰国した児童生徒については、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと。
- ⑨ 視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図るとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を努めること。
- ⑩ 指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行うとともに、学習意欲の向上に生かすよう努めること。

- ⑩ 地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域社会との連携を深めるとともに、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。

(5) 学習評価の充実

児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにする。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにする。

評価を適切に行うためには、次のような点について工夫する必要がある。

- ① 学習評価の妥当性や信頼性を確保すること。
- ② 児童生徒の学習状況の把握を通して、指導の改善に生かしていくこと。
- ③ 学習評価を授業改善や組織運営の改善に向けた学校教育全体の取組に位置付けて組織的かつ計画的に取り組むこと。
- ④ 評価規準や評価方法について、事前に教師同士で検討するなどして明確にすること。
- ⑤ 評価に関する実践事例を蓄積し、共有していくこと。
- ⑥ 評価結果についての検討を通じて評価に係る教師の力量の向上を図ること。

(6) 小中学校における教育課程の編成と実施

小・中学校においては、「総則」「各教科」「道徳科（特別の教科 道徳）」「（小学校）外国語活動」「総合的な学習の時間」「特別活動」によって構成される。

特に、小中学校の学習指導要領の「総則」においては、各教科等の取扱い、授業時数やその他の配慮事項など、学校が教育課程の編成や実施に当たり、必要な基本的事項について述べられている。さらに、「各教科」においては、各教科の目標と学年の目標及び内容、指導計画の作成と内容の取扱いについて述べられている。

学習指導要領は、教育課程の編成はもちろんのこと、指導計画の作成、指導事項や指導目標の設定等日々の教育活動を進める際に基本となるものがある。

また、学習指導要領は大綱を示すものであり、その記述は、極めて簡潔なものとなっている。その内容を詳しく解説した資料「学習指導要領解説」を活用し理解を深める。

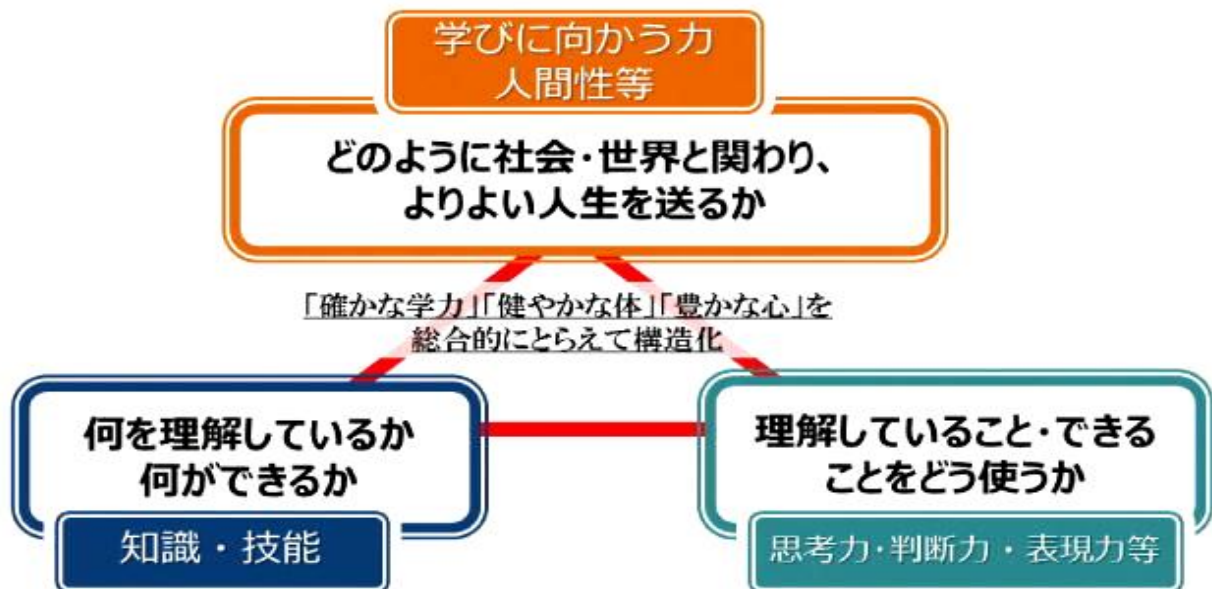
(7) 教育課程の完全実施

各教科等の授業時数については、学習指導要領に基づいた教育活動を適切に実施するために標準授業時数以上を年間 35 週以上にわたって行うよう計画し、指導に必要な時間を確保するとともに、週案を活用して適切な授業等の運営、管理に努める。

学習指導要領改訂の方向性（「生きる力」の理念の具体化）



育成すべき資質・能力の三つの柱



（文部科学省資料より抜粋）

■関連資料■

下記の資料も沖縄県教育委員会のウェブサイトよりダウンロードをしてご活用下さい。

◎『改訂版 学校教育における指導の努力点』 沖縄県教育委員会

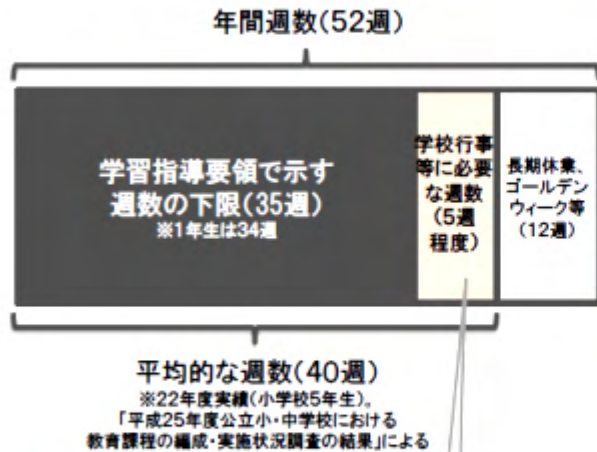
URL <https://www.pref.okinawa.jp/edu/gimu/gakuryoku/gakuryoku/sidounodoryokuten.html>

◎『小学校・中学校教育課程編成のポイント』 沖縄県教育委員会（平成30年）

URL <https://www.pref.okinawa.jp/edu/gimu/jujitsu/data/shochu-kate.html>

小学校の年間総授業時数について(イメージ)

◆年間の授業週数



- 始業式、終業式等の儀式的行事
- 学芸会、鑑賞会等の文化的行事
- 運動会等の健康安全・体育的行事
- 遠足・集団宿泊的行事
- 地域社会の清掃活動、福祉施設との交流活動等の勤労生産・奉仕的行事
- 感染症や気象警報等による臨時休業日の振替 等

◆週あたりの授業コマ数(4年生～6年生)

	月	火	水	木	金
1					
2	週 28 コマ (学校によっては 29 コマ) 2020 年 4 月からは 29 コマ				
3					
4					
5					
6			クラブ活動 児童会活動	※	

※ 個別の児童に対する補充指導や生徒指導、学習や生活上の指導についての職員の情報連絡といった取組に充てられる時間

145

<小学校標準授業時数> 2020年4月～

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
特別の教科 道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
外国語活動	-	-	35	35	-	-	70
外国語	-	-	-	-	70	70	140
合計	850	910	980	1015	1015	1015	5785

<中学校標準授業時数> 2021年4月～

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
特別の教科 である道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045

(文部科学省 HP より抜粋、一部加筆)

(8) 高等学校・特別支援学校における教育課程の編成と実施

① 高等学校教育課程編成の原則

- ア 高等学校の教育課程は、各教科に属する科目、特別活動及び総合的な探究の時間によって編成すること。
- イ 各教科に属する科目の種類は、学校教育法施行規則の別表第三によること。
- ウ 卒業に必要な修得単位数は、74単位以上とすること。
- エ 高等学校学習指導要領及び沖縄県高等学校教育課程編成の基準によること。

② 特別支援学校教育課程編成の原則

- ア 特別支援学校教育課程は、次の各教科等によって編成すること。
 - (ア) 小学部…国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語の各教科（知的障害の児童を教育する特別支援学校の場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科）、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間（知的障害はなし）、特別活動並びに自立活動
知的障害の児童において、外国語活動については、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。
 - (イ) 中学部…国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（知的障害の生徒を教育する特別支援学校の場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科）、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動
知的障害の生徒において、外国語科については、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。
 - (ウ) 高等部…学校教育法施行規則の別表第三に定める各教科に属する科目（知的障害の生徒を教育する特別支援学校の場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業及び家庭の各教科、特別の教科 道徳）、総合的な探究の時間、特別活動、並びに自立活動
知的障害の生徒において、外国語及び情報の各教科については、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。
- イ 小学部及び中学部の各学年における総授業時数並びに高等部の卒業に必要な修得単位数は、それぞれ小学校、中学校の総授業時数並びに高等学校の修得単位数に準ずること。
- ウ 特別支援学校小学部・中学部・高等部学習指導要領によること。
- エ 重複障害者、療養中の児童若しくは生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童若しくは生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。

③ 教育課程と学習指導要領

学習指導要領は、学校教育について一定の水準を確保するために、法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たっては、これに従わなければならないものである。したがって、各学校においては、学習指導要領を基準としつつも、地域や生徒の実態に応じて創意工夫することにより、多様な教育課程の編成や実施を行う必要がある。

④ 高等学校学習指導要領（平成30年改訂版）のポイント

ア 基本的考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施。

イ 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものになっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探求を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められる。

そのため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が必要。特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実が必要。

ウ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基礎となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元や題材など、時間のまとまりの中で習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

エ 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・科目の特性に応じた語彙の確実な習得、主張と論拠の関係や推論の仕方など、情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成（国語）
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動（自らの考えを表現して議論すること、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめることなど）の充実（総則、各教科等）

理数教育の充実

- ・理数を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視（数学、理科）するとともに、見通しをもった観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実（理科）などの充実により学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育を充実（数学）
- ・将来、学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として、「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設（理数）

伝統や文化に関する教育の充実

- ・我が国の言語文化に対する理解を深める学習の充実（国語「言語文化」「文学国語」「古典探究」）
- ・政治や経済、社会の変化との関係に着目した我が国の文化の特色（地理歴史）、我が国の先人の取組や知恵（公民）、武道の充実（保健体育）、和食、和服及び和室など、日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容の充実（家庭）

道徳教育の充実

- ・各学校において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定（総則）
- ・公民の「公共」、「倫理」、特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記（総則）

外国語教育の充実

- ・統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り・発表〕」「書くこと」の力をバランスよく育成するための科目（「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲ」）や、発信力の強化に特化した科目を新設（「論理・表現Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」）
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視して外国語能力の向上を図る目標を設定し、目的や場面、状況などに応じて外国語でコミュニケーションを図る力を着実に育成

職業教育の充実

- ・就業体験等を通じた望ましい勤労観、職業観の育成（総則）、職業人に求められる倫理観に関する指導（職業教育に関する各専門教科）
- ・地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善
- ・産業界で求められる人材を育成するため、「船舶工学」（工業）、「観光ビジネス」（商業）、「総合調理実習」（専門家庭）、「情報セキュリティ」（専門情報）、「メディアとサービス」（専門情報）を新設

その他の重要事項

- 初等中等教育の一貫した学びの充実
- ・必要な資質・能力を身に付けるため、中学校との円滑な接続や、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続について明記（総則）
- 主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実
- ・政治参加と公正な世論の形成、政党政治や選挙、主権者としての政治参加の在り方についての考察（公民）、主体的なホームルーム活動、生徒会活動（特別活動）

- ・財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、職業選択、起業、雇用と労働問題、仕事と生活の調和と労働保護立法、金融を通じた経済活動の活性化、国連における持続可能な開発のための取組（公民）
- ・多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み（公民、家庭）
- ・世界の自然災害や防災対策（地理歴史）、防災と安全・安心な社会の実現（公民）、安全・防災や環境に配慮した住生活の工夫（家庭）
- ・高齢者の尊厳と介護についての理解（認知症含む）、生活支援に関する技能（家庭）
- ・オリンピックやパラリンピック等の国際大会は、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていること、共生社会の実現にも寄与していることなど、スポーツの意義や役割の理解（保健体育）、障害者理解・心のバリアフリーのための交流（総則、特別活動）
- ・我が国の領土等国土に関する指導の充実（地理歴史、公民）

○情報教育（プログラミング教育を含む）

- ・情報科の科目を再編し、全ての生徒が履修する「情報Ⅰ」を新設することにより、プログラミング、ネットワーク（情報セキュリティを含む。）やデータベース（データ活用）の基礎等の内容を必修化（情報）
- ・データサイエンス等に関する内容を大幅に充実（情報）
- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実（各教科等）

○部活動

- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制（総則）

○子供たちの発達の支援

（キャリア教育、障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等）

- ・社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることを明記（総則）
- ・通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫（総則、各教科等）
- ・日本語の習得に困難のある生徒への配慮や不登校の生徒への教育課程について新たに規定（総則）

オ 教科・科目構成の見直し

- 高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、教科・科目の構成を改善。

〔国語科における科目の再編（「現代の国語」「言語文化」「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探究」）
地理歴史科における「歴史総合」「地理総合」の新設、
公民科における「公共」の新設、共通教科「理数」の新設、など〕

カ その他

- 保健体育科においては、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続したり、自他の健康課題を解決したりできるようにすることや、芸術科においては、生活や社会の中の芸術の働きや芸術文化と豊かに関わり、生涯にわたって芸術文化を愛好する心情をもてるようにすることを重視。

- (9) 学習指導要領と高大接続改革（高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革）について
- ①高等学校教育改革・・・「学力の3要素」の確実な育成
 - ア 学習・指導方法の改善と教師の指導力の向上
 - ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進
 - ・観点別学習状況の評価
 - ・指導と評価の一体化
 - イ 多面的な評価の推進
 - ・「高校生のための学びの基礎診断」
 - ・「キャリア・パスポート」
 - ②大学入学者選抜改革・・・「学力の3要素」の多面的・総合的評価
 - ア 大学入学共通テスト
 - ・「思考力，判断力，表現力等」の一層の重視
 - イ 個別入学者選抜の改革
 - ・入学者選抜の多様化（学校推薦型選抜、総合型選抜等）
 - ③大学教育改革・・・「学力の3要素」の更なる伸長
 - ア 「三つの方針」（卒業認定・学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、入学者受入れの方針）に基づく大学教育の質的転換
 - イ 認証評価制度の改善

3 学級経営

学級・ホームルーム経営とは

学級・ホームルームは、児童生徒にとって学習や生活など学校生活の基盤となるもので、学校生活の多くの時間を学級・ホームルームで過ごすため、よりよい人間関係を築き、各教科等の学習や様々な活動の効果を高めることができるように学級・ホームルーム内での個別指導や集団指導を工夫することが求められる。

(令和4年12月 文部科学省「生徒指導提要」より)

(1) 学習指導要領が示す学級経営

学校は、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな幼児児童生徒の育成を目指す場であり、幼児児童生徒一人一人が「よさ」を生かし、望ましい自己実現に向けて日々成長できる、かけがえのない場所であってはならない。そのため、学級集団が幼児児童生徒にとって安心感があって、情緒が安定する場所になっているか、居場所があり、所属感が持てて、みんなから認められ、自尊心が保てる場になっているかが重要と考えられる。

学級経営について、『学習指導要領解説（平成29年告示）総則編』では、次のように示されており、熟読し理解を深めることが大切である。

1 児童生徒の発達を支える指導の充実

(1) 学級経営，児童生徒の発達支援

(1) 学習や生活の基盤として，教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てるため，日頃から学級経営の充実を図ること。また，集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと，個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ，一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により，児童の発達を支援すること。

(小学校のみ) あわせて，小学校の低学年，中学年，高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。

学級は、児童生徒にとって学習や学校生活の基盤であり、学級担任の教師の営みは重要である。学級担任の教師は、学校・学年経営を踏まえて、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てるようにする必要がある。

学級経営を行う上で最も重要なことは学級の児童生徒一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな児童生徒理解である。学級担任の教師の、日ごろのきめ細かい観察を基本に、面接など適切な方法を用いて、一人一人の児童生徒を客観的かつ総合的に認識することが児童生徒理解の第一歩である。日ごろから、児童生徒の気持ちを理解しようとする学級担任の教師の姿勢は、児童生徒との信頼関係を築く上で極めて重要であり、愛情をもって接していくことが大切である。

また、学級を一人一人の児童生徒にとって存在感を実感できる場としてつくりあげることが大切である。すなわち、児童生徒の規範意識を育成するため、必要な場面では、学級担任の教師が毅然とした対応を行いつつ、相手の身になって考え、相手のよさを見付けようと努める学級、互いに協力し合い、自分の力を学級全体のために役立てようとする学級、言い換えれば、児童生徒相互の好ましい人間関係を育てていく上で、学級の風土を支持的な風土につくり変えていくことが大切である。さらに、集団の一員として、一人一人の生徒が安心して自分の力を発揮できるよう、日ごろから、生徒に自己存在感や自己決定の場を与え、その時その場で何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培うことが大切である。

また、幼稚園教育においては『幼稚園教育要領解説（平成29年告示）第1章総説 第1節 3 幼稚園教育の基本に関連して重視する事項』により次のように示されている。

3 幼稚園教育の基本に関連して重視する事項

環境を通して教育することは幼児の生活を大切にすることである。幼児期には特有の心性や生活の仕方がある。それゆえ、幼稚園で展開される生活や指導の在り方は幼児期の特性にかなったものでなければならない。このようなことから、特に重視しなければならないこととして、「幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること」、「遊びを通しての総合的な指導が行われるようにすること」、「一人一人の特性に応じた指導が行われるようにすること」の3点が挙げられる。

これらの事項を重視して教育を行わなければならないが、その際には、同時に教師が幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成すべきこと及び教師が幼児の活動の場面に応じて様々な役割を果たし、幼児の活動を豊かにすべきことを踏まえなければならない。

幼児期の教育は、次の段階の教育に直結することを主たる目標とするものではなく、後伸びする力を養うことを念頭に置いて、将来への見通しをもって、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。

(2) 学級担任の役割

学級担任の役割は、幼児児童生徒の目に見えるものばかりではない。質の高い授業を展開するために日々教材研究に打ち込み、授業力向上に努めることはもちろん、教室等の環境整備、学級の諸事務、家庭、地域社会との連携など、学級経営の内容は多岐にわたる。そのため、園・学校・学年経営を踏まえて調和のとれた学級経営目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立て、計画的に推進する必要がある。

学級経営には道徳教育や生徒指導、学校行事への参加等、全教職員の共通理解のもと学校全体として進めることが効果的な内容が多い。この点を踏まえ、園長・校長や副校長、教頭の指導の下、学年の教師や生徒指導主任、養護教諭等と連携しながら学級経営を進めることが大切であり、開かれた学級経営を目指す必要がある。また、学級経営を充実させるために、家庭や地域社会との連携を密にすることも大切である。特に家庭とは学級通信や保護者会、家庭訪問などによる相互の交流を行い、幼児児童生徒に対する指導の在り方について共通理解を図る必要がある。

十人十色の子供たちは未来に向かって限りない可能性を持っており、新しい歴史を創る人材である。このすばらしい出会いを大切に、幼児児童生徒や保護者、地域の期待に応えるべく教師が共に研鑽し、日々きめ細かな実践を積み重ねていくことが重要である。

< 学級担任の役割 例 >

- 学校・学年経営を踏まえて、調和のとれた学級目標等を設定する。
- 指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営全体の構想を立てる。
- 学級を一人一人の児童生徒にとって存在感を実感できる場としてつくりあげる。
- 幼児児童生徒に自己存在感や自己決定の場を与え、その時その場で何が正しいのかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培う。
- 他の教職員と連携しながら学級経営を進め、開かれた学級経営の実現を目指す。
- 家庭や地域社会との連携を密にする。
- 学級通信や保護者会などによる相互の交流を通して、指導の在り方など共通理解する。



(3) 支持的風土づくり

互いに認め合い、支え合う集団づくりを通して、個人・集団における自主的・実践的な態度を育成することは重要である。

支持的風土を醸成し、学びに向かう集団づくりをすすめる学級経営の充実を図る必要がある。

「魅力ある学校づくりパンフレット 改訂版」(令和7年3月 沖縄県教育委員会)

4 支持的風土の醸成

★支持的風土の醸成

「魅力ある学校づくり」に向け、学校が取り組むべきことは、すべての児童生徒が学校に来ることを「楽しい」と感じ、積極的に登校したいと思うような、日々の学校生活の充実です。そのためには、全ての児童生徒が「**安心**」でき、多様な集団「**所属**」の中で活躍でき、努力や成長を「**承認**」されることで自己理解を深め、自分のよさや可能性を生かした「**自立**」に向けた取組を充実させることが大切です。

支持的風土の4つのポイント

自立	自分のよさを生かした目標設定 自分のよさ、努力、成長の内面化	目的意識 メタ認知力	非 認 知 能 力
承認	教師・友達・保護者からの承認・勇気づけ 努力や成長、貢献を見取り、伝える	自己肯定感 他者理解	
所属	役割・つながりの「しかけ」(絆づくり) 他者貢献、自治的な活動ができる機会を	主体性 協働性	
安心	規範意識の醸成(居場所づくり) きまりは、何のためにあるのかを考える	規範意識	

学級・学年・学校の状況を、短期PDCAで更新していく

支持的風土づくりの4つのポイント+α

【ポイント①「安心」】(規範意識を育む)
 児童生徒が安心して学校生活を過ごせるために、規範意識を醸成することが必要です。その際、きまりの意義や価値を児童生徒が実感することが大切です。

【ポイント②「所属」】(主体性・協働性を育む)
 安心できる集団の中で、他者へ貢献したり、他者と協働して何かをやり遂げる機会、自治的な活動が展開できる環境(組織の整え)を意図的にしかけ、成功体験や失敗から学ぶことを通して、主体性や協働性を育むことが大切です。

【ポイント③「承認」】(自己肯定感・肯定的他者理解を育む)
 授業中や様々な活動の場面で、一人一人の努力や成長、貢献を丁寧に見取り、具体的に承認・勇気づけのメッセージを伝えることが大切です。その際、教職員から、児童生徒相互、保護者から等、多様な形で承認を得られる工夫をし、今の自分やこれからの成長・可能性への信頼を育むことが大切です。

【ポイント④「自立」】(目的意識・メタ認知力を育む)
 承認を通して気づいた、自分の良さや可能性をもとに、将来の夢や希望、そのための具体的な目標を設定することで目的意識を育むことが大切です。また、日々の授業や学級活動、行事等において「めあて」「振り返り」を行うことで、学校生活が自身の成長につながっていることを実感させることが大切です。

【ポイント+α】(教職員の主体性・同僚性・協働性を高める)
 学校経営目標の実現のために、互いのよさを生かし合い、主体的に協働する姿は、児童生徒のモデルとなり学校全体の支持的風土を醸成します。

2

(4) 学級経営の内容

学級経営の内容については様々な捉え方があるが、その基本的な内容を以下に記した。経験を積み重ねながら自分なりの考えや取組を加えるなどして、学級経営力を高めてく必要がある。

幼児児童生徒理解とよりよい人間関係づくり

○ 子供を正しく理解する

学級経営を進めていくには、幼児児童生徒を正しく理解することが大切である。そのためには、子供の一般的な発達特性を知るとともに、教師が幼児児童生徒に積極的に関わり、一人一人を、愛情を持って見つめ、言動をよく観察・理解して子供が今何を考え、何を悩み、何を求めているかなどを的確に把握する必要がある。

実際の指導に当たっては、個々の幼児児童生徒についての理解を深めた上で、幼児児童生徒との信頼関係を基礎に指導を行うことが大切である。具体的には、教師が幼児児童生徒の個人差、個々の課題の状況や家庭の状況などに配慮して指導計画を作成したり、性格や考え方などを理解して個に即した指導ができるようにしたりすることが考えられる。また、自分に自信がもてない幼児児童生徒に丁寧に助言をしたり、自己中心的な幼児児童生徒に粘り強く働きかけたりすることなどの配慮も必要である。

○ 幼児児童生徒との信頼関係を基礎に指導する

学級経営の指導に当たっては、幼児児童生徒との信頼関係を基礎に指導することが大切である。具体的には、教師が幼児児童生徒に積極的に働きかけ、日ごろからコミュニケーションを密にするなどして信頼関係をつくったり、幼児児童生徒相互の好ましい人間関係を育て、共に協力して生活の向上に向けて努力しようとする雰囲気醸成に努めたりすることである。例えば、学級活動において、ほめる、励ます指導を基調とし、個々の幼児児童生徒の実態に即して、一人一人に寄り添いながら考え、期待をもって様々な改善を働きかけるようにするなどして、幼児児童生徒との信頼関係を深めることである。このことについては、アサーショントレーニングや構成的グループエンカウンターなど、児童心理やカウンセリングの手法を取り入れることも効果的である。

○ 幼児児童生徒の発達の段階と悩みや不安の解消

入園・入学当初の幼児児童は幼児期の自己中心性が残っており、感情的・衝動的な言動が多く、集団生活にうまく適応できなかつたり、このことによって授業が成立しにくい状況が生まれたりすることがある。そのため、徐々に大きな集団に慣れさせたり、上級生が温かく見守るようにしたりして情緒を安定させ、安心して園・学校に通えるようにすることが大切である。また、思春期の児童生徒は、自我の目覚めとともに独立の欲求が高まり、自己内省を始める時期である。その一方、自我の発達には未熟な面もあり、自分に対する他者の態度や評価で動揺しやすく、自信を失ったり自己嫌悪に陥ったりすることも少なくない。こうした様々な不安や悩み、また、自分の目標が達成できないことから、児童生徒の中には、無気力傾向などに陥ったり、非行に走ったりする者も見られる。このような児童生徒の発達の段階や思春期の特徴などを踏まえ、児童生徒が不安や悩みを見つめながらも、その解決を目指し、夢や希望をもってたくましく生きていく態度を育み、行動力を高めていくことが期待される。そのためにも、児童生徒一人一人が抱える不安や悩みについて率直に語り合えるような題材を設定し、自ら解決のための手だてや方法について共に考えさせることが大切である。また同時に、一人の悩みをみんな考えていこうという雰囲気を学級の中につくることが重要である。

いわゆる小1プロブレム、中1ギャップなどの集団の適応にかかわる問題に対応するため、

円滑な学校間の接続に配慮した指導も必要となる。とりえわけ思春期に入る児童生徒は、身体的・精神的に変化の激しい時期であり、生活習慣の乱れやストレス及び不安感が高まっている現状を踏まえ、心身の健康の保持増進を目指すような態度の育成に努めることが重要である。

これらの指導に当たっては、家庭はもちろん、学年の他の教師や養護教諭、スクールカウンセラー、地域の関係機関などとの協力体制を構築しておき、連携・協力して指導にあたることが大切である。

○ 好ましい人間関係を育む

教師と子供、子供相互の心と心が温かく触れ合う明るい雰囲気の中で話し合い、助け合うことができるような信頼関係を作りあげることが大切である。そのために、担任教師が敬愛され、信頼される存在として集団の中にとけ込む努力が求められる。

子供相互の心理的結び付きは、同じ目的に向かって協力したり達成感を共有したりするとき強くなる。具体的には、学級や学校生活の向上を目指した活動目標や、その目標を達成するための方法や手段を全員で考えたり、役割を分担して実践したり、実践の過程で互いのよさに気付いたりすることが挙げられる。このようなことから、教師は、日ごろから学習活動や集団活動を通して友達のよさに着目させたり、学級活動の授業として取り上げたりして、それらに積極的に目を向けようとする態度を育成することが大切である。

学校教育目標、学年目標に基づく「学級目標」の設定と具現化

○ 幼児児童生徒の発想による学級目標の設定

学級目標と呼ばれるものの中で、園長・校長の経営方針に基づいて立てられた学校目標を受け、それを学年や学級としてどのように具現化するかという視点で設定されるのが学年経営目標や学級経営目標である。これらは、学年や学級を担当する教師の目線で教師主導によって立てられ、一般的に知・徳・体の3つの観点で編成されることが多い。

その一方で、幼児児童生徒の発想によって設定する学級目標がある。幼児児童生徒がつくるきまりは、よりよい学級や学校生活づくりを目指してつくられるものであり、幼児児童生徒の自発的、自治的な活動の範囲内の、幼児児童生徒に任すことが適切な内容をきまりにしたものである。

具体的には、どんな学級にしたいかという学級に対する幼児児童生徒の思いや願いのこもった目標や、学級や学校の生活を楽しく豊かに過ごすためのきまりである。

これらは、幼児児童生徒の話合いによってつくられる。その際教師は、特定の幼児児童生徒が非難されたり、一部の幼児児童生徒に有利な目標が決定されたりすることがないようにするとともに、集団における自由な意見交換が助長されるよう指導しなければならない。また、自分たちでつくったきまりを守る活動に取り組ませる場合は、きまりを守ることの大切さや、様々な理由できまりを守れない状況が生まれる場合もあること、それを温かく認めることも時には必要であることにも気付けるようにしていくことが大切である。このような活動を大切にすることは、規範意識を確立したり、法やきまりの意義を理解したりすることにもつながる。

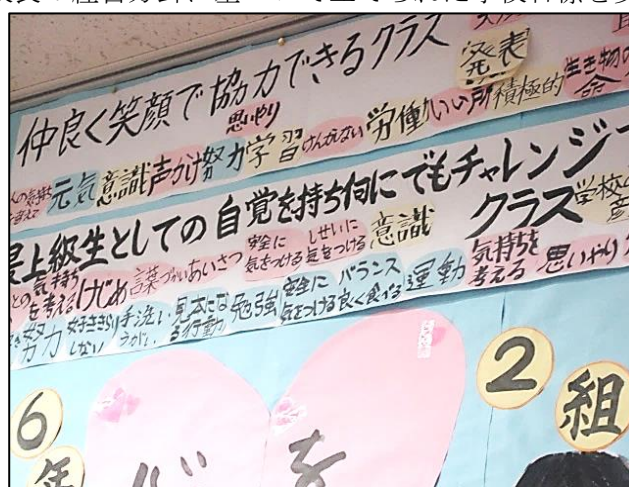


写真1 子供たち一人一人の願いを集めた学級目標

自発的・自治的な集団活動の計画や運営

○ 学級や学校における生活づくりへの参画

学習指導要領解説特別活動編において、自発的・自治的な集団活動の計画や運営に関わるものとして、次のように示されている。

〈2学級活動の内容（1）学級や学校における生活づくりへの参画〉

ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決

学級や学校における生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。

イ 学級内の組織づくりや役割の自覚

学級生活の充実や向上のため、児童（生徒）が主体的に組織をつくり、役割を自覚し仕事を分担して、協力し合い実践すること。

ウ 学校における多様な集団の生活の向上

児童会（生徒会）など学級の枠を超えた多様な集団における活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るため、学級としての提案や取組を話し合って決めること。

この内容は、教師の適切な指導の下での、学級としての議題選定や話し合い、合意形成とそれに基づく実践を重視する。これらは、日々の学級経営の充実と深く関わる活動である。

○ 学級内組織の構築

学級内組織による活動は、学級や学校での生活を充実・向上させるために、必要とされる学級内の組織づくり（写真2）や仕事の分担などを幼児児童生徒自身が見だし、協力して実践していこうとする活動である。

例えば、学級会などの話し合い活動を円滑に実施するための計画や準備等を行う計画委員会、学級生活を豊かにする係活動や当番活動等の組織づくりや運営に関する内容が考えられる。

これらの組織が機能し、活発な活動が展開されることによって、学級生活の充実と

向上を図ることができる。実際の指導では、学級生活の運営のために誰かがやらなくてはいけないことで平等に分担し処理すべきものを当番活動等に児童生徒のよさを生かし、学級のみんなのためにしてあげたいことを係活動にすることが考えられる。



写真2 学級組織の例

教室等の環境整備

教室は、子供が学校生活の大部分を過ごす場所である。それだけに、子供の安全、健康の保持増進及び子供の学習意欲等を促し、学習しやすい環境に整えることが大切である。また、供と共に教室環境の整備改善にあたることは、子供の学習や生活によい影響を与えることになる。

○ 基本的な教室等の環境整備

- ・ 靴箱やロッカー、机等について事前に場所と数を確認し、子供の使用割り当てを決め、子供の氏名カードを貼っておく。場所の決定に関しては、身長などの身体的な条件なども考慮するとよい。
- ・ 座席表の作成については、年度初めは、しばらくの間は名前と顔を覚えるために、座席の位置を出席番号順にするとよい。最初の学級及びホームルーム指導で混乱しないように、事前に座席表を作っておくことも大切なことである。
- ・ 時間割表の作成については、1年間に授業できる日が35週分あるという前提であるとき、教科の年間の時数が35の倍数であれば週の時数も確定できるが、35の倍数でない場合は調整が必要である。この調整については、週ごとの調整になる場合もあれば学期ごとの調整になる場合もあり、学校によって様々である。そのため、時間割が変則的になり、時間割表を掲示しない学校もあるが、そのような場合でもプリントを配布するなどして児童生徒や家庭への周知は徹底すべきである。

○ 日常的に行う教室環境の点検・整備

- ・ 教室内の備品等の点検・整備
- ・ 始業前までには、教室内の状況を確認して不足分を揃えておくようにする。
- ・ 机、椅子、教卓、黒板消し、清掃用具等の備品、照明や窓、出入口の扉、掲示板等の点検
- ・ 机、椅子や壁などに飛び出した釘がないかなどの安全点検

学級の諸事務

- 指導要録等の分配
- 学級幼児児童生徒名の確認と名票の作成
- 出席簿の作成
- 氏名ゴム印の準備
- 学級事務（金銭の処理、物品の取り扱い、諸帳簿整理等）
- 日直日誌、当番日誌等の作成
- 諸補助簿の準備（個別の支援計画、生徒指導補助簿等）
- 学級の組織運営のための配慮（日課表、学級組織図、係活動表）
- 指導の事後処理（評価、点検、記帳等）
- 教育環境の整備（環境美化、提示展示、用具整備、空間利用等）
- その他必要に応じて行われている学年・学校及び校外諸機関との協力・連絡

家庭、地域社会との連携

○ 保護者との連携を深める

学級の教育目標や教育計画・指導の成果や問題点を保護者にも理解してもらい、子供の指導に協力を得られるようにすることが大切である。

(5) 学級経営案の作成

学級担任は、子供の実態を把握し学級目標を設定して、その達成のための計画（学級経営案）を作成する。学校経営計画、学校教育目標を学級でどのように具現化していくか、その考え方や手だてを備えた、実効性のある一年間の経営案が必要である。

① 学級経営案作成の手順

(ア) 学校・学年の教育目標や経営方針、努力点を十分に理解する。

学級目標は、学校－学年－学級の体系をふまえて設定することが必要であり、学校・学年の教育目標の相互の関連を図る。

(イ) 学級の実態を把握する

幼児児童生徒一人一人についての理解を深めるとともに、学級の雰囲気、幼児児童生徒相互の関係、保護者の意識など学級としての特徴を把握することが必要である。この実態が学級経営の基礎となる。

(ウ) 学級の教育目標を設定する

学級の教育目標は、学校・学年の教育目標の具現化を目指し、学級の幼児児童生徒の期待や願い、保護者の願い、学級担任の目指す幼児児童生徒像等を表した、具体的に達成可能な目標を設定する。例えば、「学級生活の向上を目指す目標」「学習の長所を伸ばさせる目標」「学級の課題の解消を目指す目標」のような内容である。

(エ) 具体的な指導計画を立てる

学級目標の達成のために、学級経営方針を設定し、「何を、いつ、どのような方法で」目標に迫ることが効果的であるかを考え、より具体的な経営方針を示す指導の重点、努力点を明確にする。

さらに、年間を通して「いつ、どんな場面で、どのように指導するのか」の計画を具体的に立てる。

(オ) 評価の計画を練る

月末や学期末には、どの程度指導が徹底したかを具体的に反省し、評価できるよう計画を立てておく。学級経営は教師の独自性によって運営される場面が大きいため、格差が大きくなる可能性もある。

このため、学級担任による自己評価が特に必要であり、学年経営の中で学級経営の評価規準を実態に即して作成し、学級ごとに評価することが大切である。

② 学級経営案の内容と生かし方

学級経営案の項目や形式は、学校として決めている場合が多いが、一般的には右表のような内容が盛り込まれている。

いずれにしても、学級経営案を立てる際に、項目ごとに余白を残し、実践した結果や改善すべきことを記録できるようにしたいものである。

幼児児童生徒の実態がどのように変化してきたか、要点を記録し指導の改善に努めることが大切である。

〈学級経営案の内容例〉

- 1 学校・学年の教育目標
- 2 学級の教育目標
- 3 学級の実態
- 4 学級経営の方針
- 5 指導の重点
- 6 指導計画（月又は学期別）
- 7 環境構成
- 8 家庭との連携
- 9 実践と反省

図4 学級経営案の内容例

(6) 学級経営の評価

学級経営の目標を掲げ、その達成を図るために学級経営案を作成し、それに基づいて目標や計画がどの程度達成されたか、その評価を行う必要がある。

学級経営の評価は、学級が学習及び生活の場として機能しているかを確かめるものであり、目標の達成を見極め、計画や実践に内在している問題を探り、改善策を立て、次の計画策定や指導に生かしていくための手だてとして評価は必要不可欠な活動である。学級経営評価は、日常の具体的な実践を振り返るところから始め、その結果をもとによりよい経営を志向すること

は、学級担任として大切なことである。

さらに、指導の段階で常に実施し、学期末や年度末においては、学級経営の活動領域全般にわたって客観的に評価することが大切である。

評価に当たっては、学級経営案の項目や内容を視点にしなが、チェックリストを設け、担任自身が自己評価をする。その際、担任としての自己評価だけでなく、子供からの評価、保護者からの評価、学年主任や教務主任、教頭、校長からの指導助言等についても真摯に受け止め、学級経営評価に位置付けていく必要がある。

評価の結果は、子供にも自分たちの学級の姿として伝え、良い面や課題のある面を共通理解し、その原因や改善を考え、次の学期や次年度へ反映させるようにする。

小 学 校 学 級 経 営 案 (例)

年度 学級経営案

第5学年 組 担任氏名

印

学校教育目標	<p>基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら学び、心豊かで、健康な子 <p>具体目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 進んで学習する子 (知) 2 思いやりのある子 (徳) 3 健康で明るい子 (体) 											
学年目標	<ul style="list-style-type: none"> ・進んで学習し、真剣に考える子 (知) ・親切で思いやりのある子 (徳) ・健康で明るい子 (体) 											
学級目標	<ul style="list-style-type: none"> ・よく話を聞いて、進んで学習できる子 (知) ・あたたかく、思いやりのある子 (徳) ・明るく健康な子 (体) 											
経営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の精神を生かして、子供一人一人を大切に、心身共に落ち着いて生活できる学級経営を図る。特に、学級活動を促進し、毎日の学級生活を楽しくさせる。また、新聞や文集づくり、読書活動などの文化活動を工夫して創造的に取り組ませる。こうした場や機会を通して学級、学年の目標を達成させる。 ・「学校は楽しいところだ」という気持ちを常に持たせるようにする。 ・五年生として必要な知識や技能を十分身につけさせる。 											
学級の実態	在籍	男	女	計	地域							
					人数							
	生活面	<ul style="list-style-type: none"> ・明るく活動的な子が多い。 ・体を動かすことが好きで、ボール運動を好む。 ・素直であるが、わがままな行動をする子が数人いる。 ・基本的な生活習慣が不十分なため、あらゆる場で指導を要する児童が多い。 										
	学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・人前で音読することが好きである。 ・基礎的・基本的事項（知識及び技能等）の習得に個人差がある。 ・学習習慣が身に付いていない子がいる 										
家庭環境	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に対し、関心を持つ家庭が大部分である。 				留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・日によって感情を平常に保つことができず、情緒が安定しない子がいる。(N) ・基礎学力が身につけていない子がいる。(N、K、M、A、M) 						

学 級 経 営 の 指 導 具 体 策	教科等	<ul style="list-style-type: none"> ・「めあてをもって学習に取り組む子」の育成をめざす。 ・各教科の目標を明確に捉え指導する。 ・思考力・想像力を育て、高める指導をする。 ・五年生としての基礎学力を身につけさせる。 ・個人差に応じながら個性の伸長を図る。
	道徳科	<ul style="list-style-type: none"> ・年間指導計画に即して第五学年の項目をしっかりと指導する。 ・子供の見方、考え方、感じ方をより望ましいものに変容させていくことをめざす。
	特活	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の一員として自主的・実践的な態度を身に付けさせる。 ・係、当番、クラブ等の活動や各種行事を通して協調性のある子を育てる。
	生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ・学校としての計画やきまりなどは具体的事実を通して指導する。 ・正しい社会性を育てるため、実践を通しての指導を図る。 ・基本的な生活習慣を身に付けさせ、礼儀正しい心豊かな子供に育てる。
	教室環境	<ul style="list-style-type: none"> ・子供がのびのびと自主的に活動できるようにする。 ・清潔で明るい教室にするように子供と共に環境を整える。 ・掲示物を工夫することにより常に新鮮な動きのある教室にする。
	家庭環境との関連	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任の指導方針を保護者によく理解してもらう。 ・保護者と担任が心を開いて話し合い、相談できるようにする。 ・生活指導、学習指導の両面から個人差を重視して連絡を密にする。
反 省 ・ 評 価	一 学 期	<p>○学習面では、まだ受け身の態度が多く見られる。また、学習進度に遅れがみられた子供への個別指導が不十分であった。</p> <p>○生徒指導面では、グループ日記を通し、個々の子供の悩みを把握したり、指導の具体が見えたりした成果があったので、継続していきたい。</p>
	二 学 期	<p>○学習面では、夏休みの「自由研究」の体験を通して、自主的に学習に取り組む態度が育ってきた。</p> <p>○学習進度に遅れがみられた子供への個別指導も、子供相互の助け合い・教え合いの場を通して効果が見えてきた。</p> <p>○生徒指導面でも、班活動を通して男女の協調性が育ってきている。</p>
	三 学 期	<p>○学習面も、一年の成果が見られ。自学自習の態度が育ってきた。</p> <p>○生徒指導面でも全体的に良好で、特に問題はない。</p> <p>○学級の目標にもおおむね到達してよかったと思う。</p>

4 年間指導計画

教育課程は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動について、それらの目標やねらいを実現するように、教育の内容を学年段階に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、それを具体化した計画が指導計画であると考えることができる。学校における実際の作成の過程においては両者を区別しにくい面もあるが、指導方法や使用教材も含めて具体的な指導により重点を置いて作成したものが指導計画であると言える。

すなわち、指導計画は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。指導計画には、年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。

各学校においては、地域や学校の実態を考慮して、創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成しなければならない。

(1) 指導計画の作成に当たって配慮する事項

- ① 各教科等の指導内容については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにする。
- ② 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにする。
- ③ 小学校等において、学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにする。
- ④ 小学校等において、児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、合科的・関連的な指導を進める。

(2) 年間指導計画の作成の手順

- ① 教育課程編成の基本方針や学習指導の重点目標、学校の教育目標を明確にし、計画作成の方針を立てる。
- ② 目標を達成するのに最も適する教材の精選及び目標との関連や内容を検討し、教材を吟味し重点化を図る。
- ③ 単元を構成し配列を図る。その際に、他の教材や領域との関連で単元の内容がさらに生きるよう、位置付けを考える。
- ④ 適切な授業時間を配分する。
 - ア 基礎的、基本的な知識・技能が確実に身につくように、体験的な活動が十分に行えるように授業時間数の適切な配分を考える。
 - イ 児童生徒の興味、関心、態度、知識、技能は、その発達の段階や個人差など違いがある。指導内容の難易度や発展性、学習活動の条件などを考えて、単元ごとに適切な授業時間数の配分を考える。

年間指導計画の作成手順

指導目標、内容の明確化

- ・学習指導要領
- ・学校教育目標
- ・教科書

単元の設定

- ・目標に最適な教材の精選
- ・指導の重点化
- ・学習の場の設定
- ・施設・設備・素材

単元の配列・構造化

地域・学校の環境や実態
教材の適時性
学習指導要領の項目
基礎・基本概念
教科書

単元の時間配当

年間授業時間数・35週
弾力的な時間の配分

年間指導計画の作成

←〔実施・評価〕
フィードバック

学習指導案の作成手順

年間指導計画に基づき次の手順で学習指導案を作成する。

単元の目標の設定

知識及び技能
思考力、判断力、表現力等
学びに向かう力・人間性等

単元の構成

指導項目の配列・順序
時間配当
観察実験項目

学習指導案の作成

←〔実施・評価〕

- 1 単元名
- 2 単元設定の理由
(教材観、生徒観、教材観)
- 3 単元の目標
- 4 単元の指導計画
- 5 本時の指導展開
 - (1) 本時の主題
 - (2) 本時の目標(行動目標)
 - (3) 授業仮説
 - (4) 実施日時、対象、指導者
 - (5) 準備
 - (6) 展開
- 6 評価

5 週案

(1) 週案とは

週案は各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。）等の週を単位とした指導計画である。教育課程の管理に向けて、各教科等の年間指導計画を具現化した1単位時間の学習指導を確実に実施するためのものである。

(2) 週案の意義

週案は各教科等の指導の**計画簿**としての意義を有する。児童生徒に確かな学力を定着させるため、計画的な学習指導は欠かすことはできない。

週案は各教科等の指導の**記録簿**としての意義も有する。授業の振り返りや学習指導の成果や課題、児童生徒の評価を記入しておくことで、今後の学習指導に生かすことができる。（カリキュラム・マネジメントのツールとして活用）また、生活指導や安全指導など児童生徒の学校生活全般を通じた指導の記録簿としても重要な意義を有する。

週案は校長・教頭との**連絡簿**としての役割も有する。週案を定期的に校長・教頭に提出することで、報告・連絡の手段としても活用できる。

(3) 週案の提出

前述のように、週案は定期的に校長・教頭に提出することで連絡簿としての意味も有する。学習指導の計画・振り返りのみならず、生活指導や安全指導など教育活動全般について報告し、指導助言を仰ぐこともできる。

各学校の決められた日に（週末に設定されている場合が多い）、確実に提出できるよう日頃から記入について習慣づけておく必要がある。

(4) 週案の書き方

① 2週間以上先を見通した視点で計画を立てる

週案は週を単位とした指導計画であるが、少なくとも2週ごとに計画を立てて記入するようにしたい。指導計画を立てる際には、次週のみならず、数週間先や月、単元全体などを見通した視点で計画を立てることが大切である。

② 学年会・教科会で計画の確認を行う

教科等の指導計画は、学年会・教科会で確認するように心がける。指導に遅れはないか、指導のねらいや指導の方法など、計画の確認を行うことで、指導を充実させることができる。

③ 指導の成果や課題、児童生徒の評価等を記入する

実際の授業実践において、教師の指示や説明、発問等が適切であったか、児童生徒の活動は充実していたか、指導のねらいは達成できたかなど、成果や課題、児童生徒の評価等を記入し、今後の学習指導に生かすことができる。

④ 学校生活全般を通じた指導等を記入する

生活指導や安全指導など学校生活全般を通じた指導事項等を記入し、児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう手立を充実させることが大切である。

(5) 学習指導計画記入上の留意事項

- ① 「学習指導事項」は、題材とねらいや内容を簡潔に記入する。
- ② 「反省及び必要事項の記録」は授業の振り返りや児童生徒の様子、その日の行事、諸会議のメモ等に使う。
- ③ 重要な内容や変更の場合は朱書きする。

(6) 学習指導計画記入例

	時間	教科等	学習指導事項	反省及び必要事項の記録	
3月4日 (木曜日)	1	国語	「ごんぎつね」 ・題名の話し合いと通読後の感想を書く。	<ul style="list-style-type: none"> ・ A児とB児 2校時休みにけんか。事情を確認しA児の指導をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラブ活動6校時 ・ 予防接種 (13:30～於体育館) ※火災報知器のいたずらについて注意する。 ※下校の時、寄り道をしてないように全体指導を行う。
	2	算数	「体積」 ・〇〇の関係理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算数：当初想定していたまとめに至らなかった。めあてとのつながりを再度確認する。 ・ 理解を深めるためには、具体物が効果的(次回準備)。 	
////////			////////		

6 時間割作成

児童生徒に、「知識及び技能」「思考力・表現力・判断力等」「学びに向かう力・人間性等」の資質・能力をバランスよく育成するためには各教科等の授業時数をもとに適切な時間割を作成することも大切である。

学級担任制である小学校においては、専科や施設に制限のある教科・領域は担当者や校務分掌で割り当てられた係が作成し、残りの教科等は学級担任が作成する。教科担任制である中学校と高等学校においては、校務分掌で割り当てられた係が、各教科・領域の特質や全体の均衡等を考慮して作成する。

いずれにしても、時間割の作成にあたっては、教科等の特質や児童生徒の実態等を十分に考慮し、全体の均衡がとれ、長期間実施可能なものにする必要がある。

また、時間割の運用にあたっては、週案等に授業の記録を残すとともに、量の管理を徹底しなければならない。また、欠時等により児童生徒が不利になることのないように留意し、必要に応じて時間割を臨時に変更することも考えられる。その際、見通しを持って学習できるよう、児童生徒へなるべく早く知らせることも大切である。

(1) 週時間割作成の手順（小学校の場合）

① 学校・学年の週時程及び各教科等の授業時数を確認する

各学校の教育計画をもとに、学校・学年の週時程（曜日ごとに何校時まで授業があるのか）を確認する。また、学習指導要領等をもとに各教科等の週当たりの授業時数を確認する。

② 専科や施設に制限のある教科等を位置づける

理科や音楽などの専科、家庭科室や体育館などの施設に制限のある教科等は、校務分掌で割り当てられた係が全体の均衡等を考慮して作成するので、学級の時間割に位置づけて固定して考える。合同授業やT T・少人数授業なども、優先的に位置づけて、固定して考える。

③ 残りの教科等を位置づけ、時間割を完成させる。

残りの教科等を以下の点に留意して位置づける。

ア 同一教科等が特定の曜日・特定の校時に偏らないようにする。

イ 教科・領域等の特質を考慮する。例えば、週に2単位時間ある教科等では、1単位時間を週に2回位置づける方が効果的か、連続した2単位時間を週に1回位置づける方が効果的かを検討する。

ウ 児童の実態を考慮する。例えば、思考活動を多く伴う教科や対話活動を多く伴う教科、運動や製作などを多く伴う教科をバランスよく位置づけ、児童が一日の学校生活に変化が得られるようにする。

エ 全体の均衡等を考慮する。授業の準備や片付けに時間を要する教科等が連続していたりしていないかなども考慮する。

④ 児童（家庭）へ時間割表を配付する。

作成した時間割は、見やすく時間割表としてまとめ、児童及び家庭に配布する。その際、各校時の開始時刻・終了時刻を記載したり、朝の会や帰りの会、給食や清掃の時間を位置づけていたりするなど、児童の学校生活の流れがわかるようにする配慮も大切である。

(2) 時間割の変更

時間割は、各教科等の特質や児童生徒の実態等を十分に考慮し、全体の均衡がとれ、長期間実施可能なものとして作成されているので、可能であれば、そのまま運用したい。しかし、実際には授業を行う曜日に偏りがあるため、各教科等の指導授業時数に偏りがあったり、学校行事や教師の研修会等で変更しなければならない場合があったりすることも多い。

そのような場合、欠時等により児童生徒が不利になることのないように留意し、必要に応じて時間割を臨時に変更することも考えられる。その際、見通しを持って学習できるよう、児童生徒へなるべく早く知らせることも大切である。

7 教科指導

(1) 一人一人を生かす指導

教育の基本は、全ての児童生徒に対して、生涯を通じての成長と発達の基礎を培い、どの児童生徒も個性や能力を発揮しつつ、自己実現を図ることができるよう援助していくことである。一人一人の児童生徒が尊重され、それぞれの能力や特性に応じて学習が成立するように、学習過程や学習形態などの指導方法を工夫し、個性に応じた指導に努めることが大切である。

指導に当たっては、児童生徒を共感的に理解することが大切であり、一人一人の能力や適性に応じて学習形態を設定することが必要である。具体的には、従来の教師主導型の一斉指導に偏った授業を見直し、「生きる力」を育むため、思考力、判断力、表現力等の能力を育成するような指導法を工夫し、自ら学ぶ意欲や主体的な学習の仕方を身に付けさせることが大切である。一人一人が持っている持ち味やよさなどの特性を授業展開の中で生かし、児童生徒が個としての存在を自覚し、また、互いに個性を尊重し合う支持的風土を形成することである。そのためには、授業の中で個別に学習する場や時間を十分に設定するとともに、協働的に学び合う場を取り入れるなどの工夫が必要である。

(2) 教材研究の方法

「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」、そして「何ができるようになるか」の授業のために

授業は、教師の生命である。授業の1時間1時間で、教師は勝負するのである。内容がよく精選されている授業ほど、児童生徒の興味関心も高まる。そのためには、学習させるべき素材や内容について、しっかりした教材研究が必要であり、十分な資料の準備が必要である。広く深く調べあげた中から、「この資料で…」と用意されたものは、児童生徒の学習の効果をいっそう高める。教材研究は、校種により、また、教科や教材により一様でないが、その要点は次のとおりである。

① 教科内容について理解を深める

教科内容そのものについて、教師自身の知識・理解を深める。教科指導に当たっては、まず、教師自身が教科内容そのものについて知識を持ち、理解を深めておく必要があり、専門職として、教科内容に関する教養も不断に深めておきたい。

② 教材のねらいを明らかにする

教材のねらいを研究し、その教材の教育的価値を明らかにする。教材内容を分析・検討して、単元全体を貫く中心的なねらいと、それを支える基本的事項を明確にし、その系統性を明らかにする。また、教材の精選に努める。

なお、その教材によってどのような学力の形成が期待され、それが教科目標や学習目標とどのように関連していくかを明らかにする。

③ 教材の妥当性を明らかにする

児童生徒の実態や地域の特性に照らして教材の妥当性を検討する。

④ 指導計画を立てる

指導の方法と順序を考え、指導計画を立てる。指導に要する時間を想定し、1単位時間ごとの具体的な目標（本時のねらい）と学習内容を決める。その目標や内容に応じて、学習形態、発問、助言・指示、資料や教材・教具、ICTの活用、板書構造、ノート指導、ワークシート作成など、多様な指導の方法を研究し、授業の流れの構想を練る。

その際、教師の指導と児童生徒の主体的な学習活動を効果的に組み合わせること、観察、実験・調査、見学、飼育・栽培、製作、実演、操作、表現などの体験的な学習活動を取り入れるこ

とも大切である。そして目標や内容によっては、ティーム・ティーチングなどの協力的な指導を取り入れることも必要である。また指導計画や授業後の評価を適切に行い、次の指導へと生かしていきたい（PDCA サイクル）。さらに、先輩教師に学んだことや、自ら創意工夫した実践を記録しておくことが大切である。

(3) 学習指導の実際

① 学習者の側に立った指導観の確立

学校教育は、児童生徒に対して国民として必要とされる基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせ、個性を生かす教育を基本としており、その過程で児童生徒が自ら考え主体的に判断し行動できる力を育てることが求められている。

そのためには、これまでの教師主導の授業から、児童生徒側に立った授業へと転換を図ることが不可欠である。これまでは知識や技能などを教師が教え込み、児童生徒がそれを受け身の形で受けとめるという傾向が強かった。これからは、「個別最適な学び」、「協働的な学び」の一体的な充実を図り、児童生徒自らが基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養し、主体的・対話的で深い学びの視点に立った指導観が大切である。

② 学びの実感を伴う授業

毎日の授業が、ただ「分からせる」ための授業であったり、知識の伝達に終わるような授業であっては、児童生徒が主体的に学びに向かうことが難しい。

毎時の指導がきめ細やかに計画され、児童生徒に学習への興味と見通しをもたせる授業でなければならない。そのためには、教師は、「児童生徒の考えを引き出す」「共に考える」といった伴走者としての観点に立つ必要がある。

③ 計画性のある学習指導案

学習指導案は、学習指導要領の各教科等の目標に則り、内容のまとまりである単元のねらいや内容を1時間ごとに示し、各教科等の「見方・考え方」を働かせながら児童生徒をどのように学習させ、結果としてどのような効果を期待するのかを具体的に示すものである。学習指導案の作成の際、次の点に留意したい。

ア 目標の焦点化と具体化

単元の目標を1単位時間ごとの授業に即して具体化する。これがあいまいであると、効率の悪い授業になる。特に、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の観点から到達目標を明確にし、具体化された目標に照らして、評価の観点や方法を示す。

イ 指導内容の重点化

具体化された目標の達成に必要な指導内容から、さらに基礎的・基本的事項をはっきりと区分けし、その上で1単位時間の指導内容の精選と重点化を図る。

ウ 教材の精選

指導内容を理解させるには、そのねらいや児童生徒の実態に即して教材を精選する。

エ 指導方法の研究と授業の展開に必要な準備

授業形態（一斉、小集団、個別）、発問や助言、板書計画、ノート指導、教師の演示等をあらかじめ予想し、指導案の中に示しておく。また、視聴覚教材・教育機器、資料等の活用場面

を指導案の中に位置付け、その教材を準備しておき、さらに、評価の方法を明示し、評価問題も準備する。

④ 発問に関して

発問は、授業に対する児童生徒の思考を促し、学習活動を活発にし、学習の効果や効率を高めることを目指したもので、学習指導の大切なカギとなる。

発問は、思考活動を誘発する。
発問は、思考を正確にし、深める。
発問は、思考を発展させる。
発問は、思考法を身に付けさせる。

(留意点)

ア 単純で、明快な発問であること

何回も言い直したり、何をどう答えればよいのか分からないような発問は、児童生徒を困らせるだけである。

イ 質の高い啓発的な発問であること

児童生徒が考えたいくなるような、また、考えを刺激するような発問を工夫することが大切である。

ウ 具体的で全員にひびく発問であること

具体的で、的確な発問は、学級全員に浸透して、一人一人が、その能力に応じて、積極的に学習に参加し、活気に満ちた、主体的な学習となるであろう。

⑤ 学習基盤としてのICTの活用

ICTの活用は、学習指導を円滑かつ効率的に進める上で効果的である。「一人一台端末」やその他の教育機器を最大限に活用し、学習の動機付けや理解の促進、児童生徒の多様な特性への対応などに有効に活用する。活用に当たっては次の点に留意することが大切である。

ア その教材を使用するねらいを、はっきりさせる。

イ 教材の準備は、授業開始前には済ませ、学習活動途中で学習が中断しないようにする。

ウ いつも気軽に使用できるように、操作に慣れておく。

エ ICTの活用が目的とならないように授業における使用場면을精選する。

(4) 学習指導の評価

① 評価の目的

評価の目的には、「個々の児童生徒の教育成果を一定の水準で判断すること」「教育目標の具現化を目指す教育活動を反省し、改善すること」等がある。つまり指導と評価は表裏一体であり、一人一人の児童生徒の将来の成長・発展のための土台として、何を得たかを教育成果として明らかにすることである。教師は評価によって、自らの指導を振り返り、反省すべき点は謙虚に反省し、次の指導に生かすように考えることが大切である。

② 評価の機能と方法

各教科の指導事項を確実に身に付させけると共に、学習意欲を喚起させるための次の評価を取り入れることが大切である。

ア 診断的評価

これからの単元の学習に必要な既習事項を児童生徒がどれだけ習得しているかを事前に調査し、指導に役立てる。

イ 形成的評価（指導に生かす評価）

学習活動が進展していく過程で、当面の目標に対する到達度や学習状況などの実態をとらえ、それを学習指導の軌道修正や指導の方向付け、児童生徒一人一人に対する学習課題の設定などに役立てる。

ウ 総括的評価（記録に残す評価）

授業の終末時や単元の終わり、学期末、学年末等を実施し、児童生徒の学習結果について児童生徒に知らせ、次への意欲を喚起したり、通知表や指導要録への成績記入などに役立てる。

これらの評価の機能を考えて、日常の評価活動を重視し、児童生徒の学習活動中の反応をとらえながら、評価を指導に生かす研究と実践が望まれる。

8 授業研究の進め方

(1) 授業研究の意義

① 教育の目的

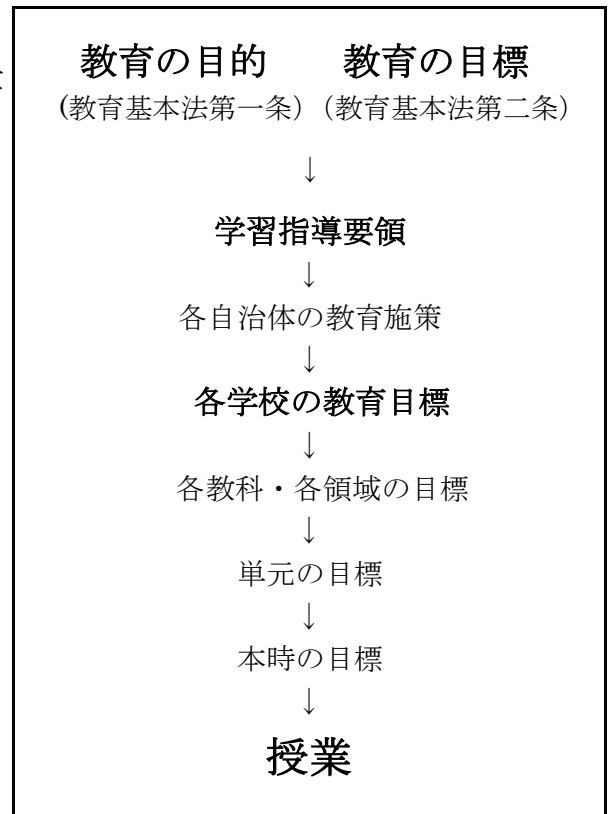
教育基本法第一条には、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と示されている。その目的を実現するため、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な探究（学習）の時間、特別活動の授業が実施されている。学校は、一人一人の児童生徒が、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められている。

② 授業の実践者としての教師の責任

授業は、「教育の目的」に照らして実施される。教師は、自分の授業がこの「教育の目的」に向かって実践されているかどうか常に吟味し、望ましい授業を作り出していくよう努力していかなければならない。

そのために教師は、「この授業で、児童生徒は本当にわかったのか、できるようになったのか。発問、指示、語りかけ、児童生徒への対応の仕方は、果たしてよかったのか」などと、常に授業の成果を確かめ、その中から自分の授業の課題を発見し、よりよい授業を作り出していく態度を身に付けていくことが大切である。

授業を振り返り、客観的に授業を分析し、よりよい授業の在り方を明らかにして、授業改善に努めていくことが大切である。



授業実践の背景

(2) 授業研究の方法

① 授業研究の観点

授業研究は、教育の目的を達成するため、学校や教師が当面する課題を解決していく方策として実施される。そのため、授業研究の観点は、学校や教師が当面する課題によってそれぞれ異なってくることになる。その課題を分類してみると、おおよそ次のように大別することができる。

ア 社会の変化に対応していく授業はどうあるべきか。

イ 学校の教育目標との関連をどう図るか。

ウ 教師の指導力をどう向上させるか。

エ 行動観察に基づいた児童生徒の授業における取組はどうだったか。

初任教师は、日々の授業をいかに成立させるかが重要な課題であろう。そのため授業研究は、ウの指導力の向上をどう図っていくかということに焦点を当てて進めていくことが、大切である。

② 指導力の向上を図る授業づくり

学習の成立は、学習の結果、何が分かった、何ができるようになった、新しい知識や技能を習得した、自分の見方や考え方、捉え方が変わってきたというようなことが生じたときである。教師は、学習の成立をいかに図っていくかという考えのもとで授業を実践していく。このような基本的な考え方は、学習指導案として具体化される。そのため、学習指導案や授業の分析、吟味は、授業成立の判断をしたり、学習指導上の発見・改善をしていく上で、重要な手がかりを与えてくれるものとなる。

③ 授業設計としての学習指導案の作成

研究授業実施に当たって、学習指導案を作成することになるが、授業のどこに視点を当てていくかは、それぞれの教師が直面している課題によって異なる。

学習指導案作成に当たって考慮しなければならないこととして、次の事柄がある。

ア 指導目標

教科で身に付けさせたい資質・能力（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）に係る目標が、しっかりした教材解釈のもとで設定されているか。

（平成 30 年 3 月告示「高等学校学習指導要領」による）

イ 教材観

この単元を取り扱う意義が、教師に十分認識されているかどうか。

授業が日常的・表層的なところで終わってしまうか、それとも児童生徒を深いところまで導き、教材の本質まで迫らせることができるかどうかは、教師がこの単元を取り扱うことの意味をしっかりとらえ、教材を児童生徒の側に立って解釈しているかどうかによって決定される。

また、教師が当面している課題は何であるか、課題解決のためどのようにしていくのかという課題解決への仮説が示されていることや、児童生徒の実態に基づいた単元構成が図られていること等が重要である。

ウ 指導計画

児童生徒が、教科でねらう目標を興味関心や問題意識を持って意欲的に探究したり、活動したりするようなかたちで計画されているか。

教科でねらうものを、児童生徒が生きて働くものとして習得していくためには、知識注入型の授業ではなく、児童生徒が探究の主体となるような問題解決的・問題探究的な単元の指導計画がなされることが大切である。

エ 板書計画及びデジタル教材の提示

学習の流れに沿って、要点が構造化されてまとめられているかを確認することが重要である。板書は、本時の指導内容を集約したものであり、デジタル教材の提示と連動して学習内容を視覚的に整理する役割を果たす。何を、いつ、どのように板書し、どの場面でデジタル教材を提示するのかは、授業の流れによって決定される。学習内容の焦点化や板書方法、デジタル教材の活用方法を工夫し、児童生徒が学習内容を視覚的にとらえ、理解できるよう十分検討しておくことが大切である。

学習指導案の形式や記述の仕方は様々で、絶対的な形はないが、下記に一般的なものを示す。

〈例〉

〇〇科学習指導案

学 校 名 〇立〇〇学校
対象学級 〇年〇組(計〇名)
指導年月日 令和〇年〇月〇日(〇) 第〇校時
指導教員等 教諭 〇〇〇〇
授 業 者 教諭 〇〇〇〇

1 単元名

・あるまとまりをもった教育内容の単位の名称を書く。

題材名

・教材名

2 単元の指導目標

・単元全体の指導を通じて、児童生徒に形成させようとしている目標やねらいをできるだけ具体的に記述する。学習指導要領との関連を示しておくもよい。

3 単元の評価規準（各教科等における評価の3観点を基に観点別に規準を設定する。）

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度

4 単元について

(1) 教材観……教材の持つ特徴・教材のよさを記載する。

(指導内容を教材としてどう見ているか、どのような力を身に付けさせたいか)

(2) 児童生徒観……単元に関わりのある児童生徒の学習内容の習得状況等や持っている力や課題等を既習学習から捉えたり、児童生徒の学習内容の習得状況等について記載する。

(3) 指導観……「教材観」「児童生徒観」を踏まえてどのような手立てを用いて、どのように組みませたら学びにつながるか。

教材観で記載した教材のよさや児童生徒の実態を加味しながら手立てやとり組ませ方（指導を通じてどのような見方・考え方、資質・能力を伸ばすことを意図しているか）学習形態の工夫・指導方法の工夫・教材の工夫等を記載する。

6 単元の指導計画と評価計画（○時間扱い）

次	時	学習活動	指導上の留意点	学習活動に即した評価規準 評価の観点【 】評価方法（ ）
一次	1			
	2			
二次	3			

7 本時の学習指導

- (1) 目標
 (2) 授業仮説
 (3) 本時の展開（ / ）時間

過程	学習活動	指導上の留意点	学習活動に即した評価規準 評価の観点【 】評価方法（ ）
導入			
展開			

(4) 評価

- ・本時の評価（本時における評価は3観点の何に焦点をあてて評価するか）
 ＊評価は単元を通して各評価の観点をバランスよく評価する。

(3) 授業研究の進め方

授業研究は、通常3段階を経て実施される。第1段階は、学習指導案検討会で、教師が学習指導上の課題を解決するために、学習指導案を作成し、参会者全員で学習指導案を検討する。第2段階は、研究授業で、検討された学習指導案に基づいて授業を実施する。第3段階は、授業研究会で、実践された授業を参会者全員で分析する。

① 授業研究実施のための手順

- ア 自分の授業を分析し、研究課題を設定する。
- イ 課題解決のための方策（仮説）を立てる。
- ウ 授業計画（学習指導案）を立てる。
- エ 授業を実施し、授業の記録をとる。
- オ 授業記録に基づいて、実践された授業を分析、診断する。
- カ 授業の分析、診断に基づいて授業の改善策を立てる。

（大阪教育研究所資料「授業研究の六段階」を一部変更）

② 授業研究の方法と進め方

ア 授業実施前の研究

a 指導上の課題を見つける

授業の成果を、児童生徒の授業中の様子やテストの結果などをもとに分析し、指導上の課題を見つけ出す。

b 課題解決の方策を立てる

課題を生じさせているものは何かを分析し、課題解決のための方策（仮説）を立てる。

c 指導内容について研究を深める

教材を構成している要素を識別し、その相互関係を明らかにして、教材を十分に理解する。

d 児童生徒の興味・関心等を把握する

単元の指導内容に対する児童生徒の興味・関心や既習状況、体験、経験を把握する。

e 仮説に基づいた学習指導計画を立てる

学習指導計画は仮説に基づいて立てるが、課題解決の方策が具体的に表れるように学習指導案を工夫する。

f 授業参観の視点を設定する

視点は、教師の抱えている課題によっても異なってくる。基本的には、教師に関わるものと児童生徒に関わるものの二面から見ることになる。

教師に関わるものは、教材解釈、教材の選定・開発、指導技法、教師の児童生徒への対応などがある。児童生徒に関わるものは、授業中の様子、指導目標に対する達成状況などがある。

g 学習指導案検討会を開く

教師が、授業の意図やねらいなどを説明する。参加者は、授業実施上の課題とそれを解決しようとする仮説などを基に、学習指導案の内容を吟味する。協議の結果によっては、学習指導案の修正を行う。

イ 授業の実施（研究授業）

a 検討された学習指導案に基づいて、研究授業を行う。

b 授業参観の視点に基づいて授業を参観する。

教師の授業実践に視点を当てるときは教室の後ろから、児童生徒の学習活動に視点を当てるときは教室の前から参観すると、それぞれの活動を捉えやすい。

c 授業参観の視点に基づいて授業の記録をとる。

授業記録は、録画、録音、筆記などの方法で行う。

どこに視点を当てて記録をとるかは、教師の抱えている課題によって異なってくるが、例えば次のような方法がある。教師に視点を当てる、児童生徒に視点を当てる、特定の抽出者やグループに視点を当てる、全体に視点を当てるなどである。

記録を参観の視点に基づいて分担して行うと、授業分析が容易になる。

ウ 授業後の研究（授業研究会）

- a 授業記録を参考にして、授業参観の視点や仮説に基づいて授業の分析を行う。
- b 指導者の授業分析と参観者の授業分析を基に、授業で改善されたこと、未解決なもの、今後の研究の方向などについて協議する。
- c 協議結果をまとめ記録として残す。授業研究会で指摘されたことを基に学習指導案を修正し、今後の授業に生かしていくようにする。

③ 授業記録の方法と活用の仕方

ア 映像や音声でとった授業記録は、次のような形式で文章化する。この方法は、教師の教材解釈、問いかけ、指示などが妥当なものであったかどうかを判断したり、望ましい授業のあり方を導き出したりしていくのに便利である。

教師の発問・指示・助言などと児童生徒への対応	児童生徒の発言発表などと他者とのかかわり
<p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p>	<p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p>
<p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p>	<p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p>

イ 教師の発問・指示や児童生徒の発表・活動などを、参観しながらメモする。この方法は、授業の流れや問題点を簡単に捉えることができ、授業分析に便利である。

ウ 研究授業の映像は、自分の授業を映す鏡である。授業のよさや改善すべきところ等の特徴がとらえやすく、授業改善に利用しやすい。

④ 授業研究会で検討される主な内容

ア 教材の解釈と開発・選定について

教師が、教材をどのように解釈しているか、どんな教材を用いるかによって児童生徒の興味・関心や追究意欲は異なってくる。児童生徒の発達段階を考慮した教材の解釈や開発・選定は授業の成否を決定する重要な鍵となる。

イ 指導技法について

発問、指示、語りかけ（話法）、板書、机間指導などがある。発問、指示、助言は児童生徒の思考や表現、行動などの活動を能動的なものとして組織していく上で重要な意味を持つ。

発問は、児童生徒の既存の知識や技能を問う質問に対して、教師のねらいや願いに向けて児童生徒を引き込み、内発的な学習活動を生じさせる大事な働きをする。よい発問になるかどうかは、教師が教材に精通しているか、教材解釈をしっかりと行っているかによって決定される。

指示や助言は、児童生徒のいきづまりや間違いなどを観察、実験、作業、演技など様々な活動の中からすばやく見取り、児童生徒に的確に対応していく働きである。これは、教師に児童生徒一人一人がよく見えていないと的確に対応していくことが難しくなる。児童生徒の学習状況をすばやくつかみ、的確に対応していく方法として机間指導がある。

ウ 児童生徒の実態について

授業中の児童生徒の反応は、学習が一人一人の児童生徒に成立しているかどうかを判断する重要な手がかりを与えてくれる。

エ 教師の児童生徒への対応について

単元の学習内容に対する児童生徒のレディネス把握やつまずき、発表、表現、演技などに対する教師の対応の仕方である。

授業成立の重要な要件として、児童生徒の実態把握があげられる。児童生徒一人一人の、学習に対するレディネス、持ち味、学級での位置などや学習集団そのものがもつ雰囲気、傾向などを事前に捉えておくことは、児童生徒一人一人を生かしたり、学級の資質向上を図ったりしていくうえで重要な意味を持つ。また、児童生徒の一人一人を、かけがえのない存在としてとらえて対応していくことは大切なことである。答えを間違えたり、いきづまったりなどした児童生徒への教師の温かい対応は、児童生徒本人だけでなく他の児童生徒にも教師への信頼感を高めさせるとともに、児童生徒同士の望ましい人間関係をも醸成する働きも持つ。

〈参考文献〉

教育開発研究所「授業研究読本」
全国教育研究所連盟編『学校における授業研究』（東洋館出版社）
大阪教育研究所資料「授業研究の六段階」

9 ティーム・ティーチング

(1) ティーム・ティーチングの教育的意義

日々の授業においては、学級担任制であれ教科担任制であれ、一人の教師が一つの学習集団の児童生徒に対して、同一の教材を使用し、同一の目標に向けて、一斉に指導する方法が依然として高い割合を占めている。しかし、この指導方法だけでは、児童生徒の興味・関心や能力・適性等に対応した指導や個性を生かした指導が十分行き届かなくなる。一斉指導だけでは十分対応できないところを複数の教員による協力的な指導（ティーム・ティーチング）によって克服することは、教育の今日的課題に応えることになる。

(2) ティーム・ティーチングの主な指導形態

ティーム・ティーチングによる指導は、学習集団の編成の多様化、弾力化と多様な指導展開を図り、個に応じ、個を生かす指導を教師の協力的な体制の下に行うものである。

具体的には、次のような指導形態が考えられる。

- ① 同一学級内で習熟の程度に応じた学習を行うために、複数の教員が協力して指導を行うもの。
- ② 同一学級内で興味・関心等に応じて学習課題の選択等を生かすために、複数の教員が協力して指導を行うもの。
- ③ 習熟の程度に応じて学級の枠を越えて学習集団を編成し、複数の教員が協力して指導を行うもの。
- ④ 興味・関心等に応じて学級の枠を越えて学習集団を編成し、複数の教員が協力して指導を行うもの。
- ⑤ 観察・実験及び野外活動などの体験的な学習において、授業の過程で弾力的な学習集団を編成し、複数の教員が協力して指導を行うもの。

(3) 実施上の留意点

- ① 事前に、どのような課題に対応するために実施するのか明確にする。
- ② 児童生徒一人一人を複数の教師で見ることにより、より多面的に理解するようにする。
- ③ 教師それぞれの個性が生かされ、専門性が発揮されるよう、ティーム編成を工夫する。
- ④ 当該学年、教科、単元、時間、学習集団の編成などについて適切な実施計画を作成する。
- ⑤ 学習指導場面だけでなく、授業の準備段階や評価・反省など、あらゆる場面で協力して行う。

10 評価

(1) 学習評価の捉え方

① 評価の意義

学校の教育活動は、意図的、計画的、組織的に行われるものであり、一般的に、計画（Plan）、実践（Do）、評価（Check）、改善（Action）というPDCAサイクルを繰り返しながら、児童生徒のよりよい成長を目指した指導が展開されている。学習の評価は、教育がその目標に照らしてどのように行われ、児童生徒がその目標の実現に向けてどのように変容しているかを明らかにし、また、どのような点でつまづき、それを改善するためにどのように支援していけばよいかを明らかにしようとする、言わば教育改善の方法ともいえるべきものであり、学習の評価を適切に行うことは公の教育機関である学校の基本的な責務である。

また、児童生徒にとって評価は、自らの学習状況に気づき、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習や発達・成長を促すという意義がある。

児童生徒がそれぞれの個性や能力に応じて、自ら学び、自ら知識や技能などを習得し、自ら創造的な活動を行うのを助けていくことがこれからの教育と教員の重要な役割であることを考えるとき、評価は大きな意味を持つ。

② 評価の機能と役割

学習評価は各学年、各学校段階等の教育目標を実現するために、児童生徒一人一人のよさや可能性を積極的に評価するものであり、豊かな自己実現を図る役割を持っている。また、評価は児童生徒のための評価であると同時に、学校や教員が進める教育自体への評価でもあるということが出来る。このようなことから、指導と評価は表裏一体をなすものであり、学校においては、学習指導と評価が常に一体となって行われることが求められる。

③ 評価の重要性

学校教育においては、保護者、地域の人々に対し、学校ではどのような教育を進めているのか、児童生徒にどのような資質や能力が身に付いているのか、児童生徒の学習状況等にどのような課題があり今後どのような改善を図る必要があるのか、そのために家庭や地域の人々とどのような協力をしていく必要があるのかなどについて十分に説明していくことが重要である。

このような観点から、児童生徒の学習状況等を適切に評価し、明らかにしていくことは、学校教育への信頼を向上させていく上で欠かすことのできないものと考えられる。保護者や地域の人々に説明を行っていくことの重要性が高まるにつれて、学校教育の中での評価の役割は一層大きくなるものと考えられる。

(2) 学習評価の基本的な考え方（『学習評価の在り方ハンドブック』参照）

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。「児童生徒にどういった力が身についたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

① カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

各学校は、日々の授業の下で児童生徒の学習状況を評価し、その結果を児童生徒の学習や教師による指導の改善や学校全体としての教育課程の改善、校務分掌を含めた組織運営等の改善に生かす中で、学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っている。

このように、「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担う。

② 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中での児童生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切である。『平成30年告示学習指導要領（小・中学校は平成29年告示）』で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

(3) 目標に準拠した評価及び個人内評価の重視

① 目標に準拠した評価

学習指導要領においては、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむことを目指し、学習指導要領に示された基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図ることを重視していることから、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を見る評価（いわゆる絶対評価）を一層重視し、観点別学習状況の評価を基本として、児童生徒の学習の到達度を適切に評価していくことが重要となる。

評価に当たっては、知識や技能の到達度を的確に評価することはもとより大事であるが、それにとどまることなく、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質や能力までを含めた学習の到達度を適切に評価していくことが大切である。

② 個人内評価の工夫

児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価することは、これまでと同様重要である。これからは、課題を発見する能力や自ら学び自ら考える力、よりよく問題を解決する能力などの育成が重要である。また、児童生徒の興味・関心、進路、習熟度などに応じ、選択学習の幅の拡大や個に応じた指導の充実を図り、個性を生かす教育を推進することが求められている。このような自ら学ぶ意欲や問題解決の能力、個性の伸長などに資するよう、個人内評価（児童生徒ごとのよい点や可能性、進歩の状況などの評価）を工夫することも大切である。その際、児童生徒を励ましたり、努力を支援したりする観点に立って、児童生徒の進歩を促したり、努力を要する点を伝えたりすることにも配慮する必要がある。

(4) 指導と評価の一体化

① 指導の改善に生かす評価

学校の教育活動は、計画（Plan）、実践（Do）、評価（Check）、改善（Action）というPDCAサイクルを繰り返しながら、児童生徒のよりよい成長を目指した指導が展開されている。すなわち、指導と評価とは別物ではなく、評価の結果によって後の指導を改善し、さらに新しい指導の成果を再度評

価するという、指導に生かす評価を充実させることが重要である(いわゆる指導と評価の一体化)。評価は、学習の結果に対して行うだけでなく、学習指導の過程における評価の工夫を一層進めることが大切である。また、児童生徒にとって評価は、自らの学習状況に気付き、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習や発達・成長を促すという意義がある。

自ら学び自ら考える力などの「生きる力」は、日々の教育活動の積み重ねによって児童生徒に育てられていくものであり、その育成に資するよう、日常の指導の中で、評価が児童生徒の学習の改善に生かされることが重要である。また目標に準拠した評価においては、児童生徒の学習の到達度を適切に評価し、その評価を指導に生かすことが重要である。そのため評価活動を、評価のための評価に終わらせることなく、指導の改善に生かすことによって、指導の質を高めることが一層重要となる。

② 信頼性のある評価

評価が児童生徒の学習の改善に生かされるようにするためには、学習の評価を、日常的に、通知表(通知票)や面談などを通じて、児童生徒や保護者に十分説明し、共有していくことが大切である。

特に、通知表については、その扱いや様式は各学校の判断で決められるものであるが、その役割は大きい。このことを踏まえ、児童生徒の学習の過程や成果、進歩の状況などを適切に評価し、それが評価だけに終わるのではなく、その後の学習を支援することに有効に役立てられるものとなるよう、記載内容や方法、様式などについて改善充実が図られることが期待される。

また、学習の結果としての評価の情報とともに、どのような観点や規準で評価を行うのか、どのような方法で評価を行うのかといった学校としての評価の考え方や方針を、教育活動の計画などともにあらかじめ説明することも大切である。評価には、信頼性が求められるが、評価を指導に生かしていくためには、単に数値化されたデータだけが信頼性の根拠になるのではなく、評価の目的に応じて、評価する人、評価される人、それを利用する人が、互いにおおむね妥当であると判断できることが信頼性の根拠として意味を持つ。その意味でも、評価規準や評価方法等に関する情報が児童生徒や保護者に適切に提供され、共通に理解されていることが大切である。

(5) 評価方法の工夫改善

① 総合的な評価

全人的な力である「生きる力」の育成を目指す学習指導要領の下では、児童生徒の学習状況を、単一の時期や方法によって評価するのではなく、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な探究(学習)の時間及び特別活動のそれぞれの教育活動の特質や評価の目的に応じ、評価方法、評価の場面や時期などについて適切な方法を工夫し、それらの積み重ねによって児童生徒の成長の状況を総合的に評価することが重要である。そのため、次のようなことなどが求められる。

ア 評価を、学習や指導の改善に役立たせる観点から、総括的な評価のみではなく分析的な評価、記述的な評価を工夫すること。

イ 評価を行う場面としては、学習後のみならず、学習の前や学習の過程における評価を工夫すること。

ウ 評価の時期としては、学期末や学年末だけでなく、目的に応じ、単元ごと、時間ごとなどにおける評価を工夫すること。

エ 具体的な評価の方法としては、ペーパーテストのほか、観察、面接、質問紙、作品、ノート、レポート等を用い、その選択・組合せを工夫すること。

② 自己評価や相互評価の工夫

児童生徒による自己評価や児童生徒同士の相互評価などを生かすことや、保護者による評価、教育活動に協力した地域の人々などによる評価を参考にすることなども有効である。とりわけ、自己評価については、自ら学ぶ意欲などを見る上で有効であるばかりでなく、児童生徒が自分自身を評価する力や他人からの評価を受け止める力を身に付け、自己の能力や適性などを自分で確認し、将来を探究できるようにするためにも大切である。

さらに、学習活動の特質に応じ、学習の過程における児童生徒のレポートや作品など具体的な事例を保存し、学習の進め方などの指導に役立てる評価も有効であると考えられる。

③ 評価の方法

評価の方法としてはペーパーテストのほか、観察、面接、質問紙、作品、ノート、レポートなどを用いることが考えられるが、その選択に当たっては、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な探究（学習）の時間及び特別活動のそれぞれの学習活動の特質、評価の場面や評価規準、児童生徒の発達段階などを考慮することが重要である。

例えば、各教科の評価についても、教科や評価の観点などによって、ペーパーテスト、実技テストなどによる評価が重視されるもの、児童生徒のノート、レポートや作品などによる評価が重視されるもの、教員による観察、面接や児童生徒の自己評価、相互評価などが重視されるものなど、評価方法の重点の置き方に違いがある。

各学校における評価においては、このような各教科等の学習活動の特質や観念の趣旨にふさわしい評価の方法を適切に選択し組み合わせるなどの工夫が大切である。

④ 障害のある児童生徒についての評価

障害のある児童生徒についての評価は、一人一人の障害の状態等を十分把握した上で、それぞれに応じた指導の目標の設定、指導内容・方法の工夫を進め、児童生徒が持てる力を発揮して学習活動に取り組む状況などをきめ細かく評価し、指導に生かすことが重要である。また、自立し社会参加する力を培うためには、障害の状態や学習状況に関する情報が指導に関わる教員間で共有され、組織的に指導が行われる必要がある。このため、それらの情報を学年等を超えて引き継ぎ、一貫した指導が行われるようにすることが大切である。

(6) 学習評価の充実（平成 30 年 3 月告示『高等学校学習指導要領』より抜粋）

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

「(1) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。」

「(2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。」

1 1 道徳教育

平成 27 年 3 月 27 日に学校教育法施行規則の一部を改正する省令が制定され、「道徳」が「特別の教科 道徳」（道徳科）と改められた。小学校では平成 30 年 4 月 1 日から全面実施され、中学校では平成 31 年 4 月 1 日から全面実施された。

以下の内容は、平成 29 年 3 月告示の学習指導要領、平成 29 年 7 月告示の学習指導要領解説総則編や学習指導要領解説道徳編等を基に作成している。

(1) 目標

道徳教育の目標は、学習指導要領第 1 章総則の第 1 の 2 の (2) に示されている。道徳教育の目標は、「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と示されている。

また、道徳教育を進めるに当たっては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。」と示されている。そのため、道徳教育は道徳科を要として、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて行うものとしている。

(2) 内容

道徳教育の目標を達成するために指導すべき内容項目を以下の四つの視点から、「第 1 学年及び第 2 学年」、「第 3 学年及び第 4 学年」、「第 5 学年及び第 6 学年」、「中学校」に分けて示している。

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

内容構成は、小学校 1、2 学年 19 項目、3、4 学年 20 項目、5、6 年 22 項目、中学校 22 項目に分類整理し、小・中学校との関連性と系統性を踏まえている。

「A 主として自分自身に関すること」は、自己の在り方を自分自身との関わりで捉え、望ましい自己の形成を図ることに関するものである。「B 主として人との関わり方に関すること」は、自己を人との関わりにおいて捉え、望ましい人間関係の構築を図ることに関するものである。「C 主として集団や社会との関わりに関すること」は、自己を様々な社会集団や郷土、国家、国際社会との関わりにおいて捉え、国際社会に向き合うことが求められている我が国に生きる日本人としての自覚に立ち、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な道徳性を養うことに関するものである。「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」は、自己を生命や自然、美しいもの、気高いもの、崇高なものとの関わりにおいて捉え、人間としての自覚を深めることに関するものである。

これらの四つの視点はそれぞれ相互に深い関連を持っている。したがって、各学年段階においてはこのような関連を考慮しながら、四つの視点に含まれる全ての内容項目について適切に指導しなければならない。

(3) 指導計画

① 道徳教育の全体計画

道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通じて、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

学校における道徳教育の中軸となるのは、学校の設定する道徳教育の基本方針である。全体計画は、その基本方針を具現化し、学校としての道徳教育の目標を達成するために、どのようなことを重点的に推進するのか、各教育活動とはどのような役割を分担し関連を図るのか、家庭や地域社会との連携をどう進めるかなどについて総合的に示すものでなければならない。

② 道徳科の年間指導計画

年間指導計画は、道徳科の指導が道徳教育の全体計画に基づき、児童生徒の発達の段階即して計画的、発展的に行われるように組織された全学年にわたる年間の指導計画である。具体的には、道徳科において指導しようとする内容について、学校独自の重点内容項目や生徒の実態や多様な指導方法を考慮して、学年ごとに主題を構成し、この主題を年間にわたって適切に位置付け、配列し、学習指導過程等を示すなど授業を円滑に行うことができるようにするものである。

年間指導計画は、各学校において道徳科の授業を計画的、発展的に行うための指針となるものであり、各学校が創意工夫をして作成するものである。

年間指導計画を活用しやすいものにし、指導の効果を高めるために、特に創意工夫し留意すべきこととして、次のことが挙げられる。

- 主題の設定と配列を工夫すること
- 計画的、発展的な指導ができるように工夫すること
- 重点的指導ができるように工夫すること
- 各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫すること
- 複数時間の関連を図った指導を取り入れること
- 特に必要な場合には他学年段階の内容を加えること（小学校のみ）
- 計画の弾力的な取扱いについて配慮すること

なお、年間指導計画は、学校の教育計画として意図的、計画的に作成されたものであり、指導者の恣意による不用意な変更や修正が行われるべきではない。変更や修正を行う場合は、児童生徒の道徳性を養うという観点から考えて、より大きな効果を期待できるという判断を前提として、学年などによる検討を経て校長の了解を得ることが必要である。

(4) 道徳科の目標

道徳科の目標は、道徳教育の目標に基づき、学習指導要領解説道徳編第2章第2節に下記のように示されている。

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（中学校は「広い視野から」を挿入する）多面的・多角的に考え、自己（中学校は「人間として」に置き換える）の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を育てること

道徳科が目指すものは、学校教育活動全体を通じて行う道徳教育目標と同様によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことである。その中で、道徳科が学校教育全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的、発展的な指導を行うことが重要である。特に、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うこと（補充）や、児童生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること（深化）、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすること（統合）に留意する必要がある。

(5) 道徳科の指導

道徳科においては、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、年間指導計画に基づき、児童生徒や学級の実態に即し、道徳科の特質に基づく適切な指導を展開しなければならない。そのために、以下のような指導の基本方針を確認する必要がある。

- 道徳科の特質を理解する
- 教師と児童生徒の、児童生徒相互の信頼関係や温かい人間関係を基盤におく
- 児童生徒の内面的な自覚を促す指導方法を工夫する
- 児童生徒の発達や個に応じた指導方法を工夫する
- 問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法の工夫をする
- 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する

① 道徳科の学習指導案

指導案の形成には特に決まった基準はないが、一般的に次のような事項が取り上げられる。

- ア 主題名 イ ねらいと教材 ウ 主題設定の理由 エ 学習指導過程
オ その他（他の教育活動などとの関連、評価の観点、教材分析、板書計画等）

学習指導案の作成の手順は、それぞれの状況に応じて異なるが、おおむね次のようなことが考えられる。

- ア ねらいを検討する イ 指導の重点を明確にする ウ 教材を吟味する
エ 学習指導過程を構想する オ 子どもの成長の様子を見取る方法を考える

学習指導過程の構想に当たっては、指導の流れ自体が、特定の価値観を児童生徒に教え込むような展開となることのないよう、児童生徒が道徳的価値に関わる事象を主体的に考えたり、児童生徒同士の話し合いを通してよりよい生き方を導き出したりするというような展開も効果的である。

② 道徳科の特質を生かした学習指導

道徳科の学習指導過程には、特に決められた形式はないが、一般的には以下のように、導入、展開、終末の各段階を設定することが広く行われている。このような指導を基本とするが、教師の指導の意図や教材の効果的な活用などに合わせて弾力的に扱うなどの工夫をすることが大切である。

ア 導入の工夫

主題に対する児童生徒の興味・関心を高め、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる動機付けを図る段階である。

具体的には、本時の主題に関わる問題意識を持たせる導入、教材の内容に興味や関心をもたせる導入などが考えられる。

イ 展開の工夫

ねらいを達成するための中心となる段階であり、中心的な教材によって、児童生徒一人一人が、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる段階である。

具体的には、児童生徒の実態と特質を押さえた発問などをしながら進めていく。そこでは、教材に描かれている道徳的価値に対する一人一人の感じ方や考え方を生かしたり、物事と多面的・多角的に考えたり、自分の問題として受け止め深く自己を見つめるなどの学習が深まるように留意する。

ウ 終末の工夫

道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、道徳的価値を実現することのよさや難しさなどを確認したりして、今後の発展につなぐ段階である。

学習を通して考えたことや新たに分かったことを確かめたり、学んだことを更に深く心にとどめたり、これからへの思いや課題について考えたりする学習活動などが考えられる。

③ 学習指導の多様な展開

道徳科の学習指導を構想する際には、学級の実態、児童生徒の発達段階、指導の内容や意図、教材の特質、他の教育活動との関連などに応じて柔軟な発想を持つ事が大切である。そのことによって、例えば、多様な教材を生かした指導、体験の生かし方を工夫した指導、各教科等との関連を持たせた学習の指導など、様々な学習指導を構想することができる。

道徳科に生かす指導方法の工夫には、多様なものがある。ねらいを達成するためには、児童生徒の感性や知的な興味などに訴え、児童生徒が問題意識を持ち、主体的な考え、話し合えるように、ねらい、児童生徒の実態、教材や学習指導過程などに応じて最も適切な指導方法を選択し、生かしていくことが必要である。

指導方法の工夫としては「教材を提示する工夫」「発問の工夫」「話し合いの工夫」「書く活動の工夫」「動作化、役割演技など表現活動の工夫」「板書を生かす工夫」「説話の工夫」などがある。

(6) 道徳科の評価

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育における評価については、教師が児童生徒の人間的な成長を見守り、児童生徒自身が自己のよりよい生き方を求めていく努力を評価し、それを勇気付ける働きをもつようにすることが求められる。

教師は、児童生徒の学習状況や成長の様子を様々な方法で捉えて、それを児童生徒に確かめさせたり、個々の児童生徒の成長を促したりするとともに、それによって自らの指導を評価し、指導方法などの改善に努めることが大切である。

① 道徳科に関する評価の基本的な考え方

道徳科の特質を踏まえ、評価に当たって、以下の点が求められる。

- 数値による評価ではなく、記述式とすること
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うこと
- 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- 道徳科の学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を一定のまとまりの中で見取ること

② 個人内評価として見取り、記述により表現することの基本的な考え方

道徳科において、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子をどのように見取り、記述するかということについては、学校の実態や児童生徒の実態に応じて、教師の明確な意図の下、学習指導過程や指導方法の工夫と合わせて適切に考える必要がある。

児童生徒が一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展させているかどうかという点については、例えば、道徳的価値の関わる問題に対する判断の根拠やそのときの心情を様々な視点から捉え考えようとしていることや、自分と違う立場や感じ方、考え方を理解しようとしていること、複数の道徳的価値の対立が生じる場面において行動を多面的・多角的に考えようとしていることを発言や感想文、質問紙の記述等から見取る方法が考えられる。

道徳的価値を自分自身との関わりの中で深めているかどうかという点についても、例えば、読み物教材の登場人物を自分に置き換えて考え、自分なりに具体的にイメージして理解しようとしていることに着目したり、現在の自分自身を振り返り、自らの行動や考えを見直していることがうかがえる部分に着目したりするという視点も考えられる。また、道徳的な問題に対して自己の取り得る行動を他者と議論する中で、道徳的価値の理解をさらに深めているかや、道徳的価値の理解を実現することの難しさを自分のこととして捉え、考えようとしているかという視点も考えられる。

③ 評価のための具体的な工夫

道徳科における学習状況や成長の様子を把握するに当たっては、例えば、児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイルに蓄積したものや児童生徒が道徳性を養っていく過程での児童生徒自身のエピソードを累積したものを評価に活用すること、作文やレポート、スピーチやプレゼンテーションなどで把握することが考えられる。

なお、道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握は、「各教科の評定」「出欠の記録」等とは基本的な性格が異なるものであることから、調査書に記載せず、入学者選抜の可否判定に活用することのないようにする必要がある。

④ 組織的・計画的な評価の推進

道徳科の評価をするに当たっては、学習評価の妥当性、信頼性等を担保することが重要である。そのためには、評価は個々の教師が個人として行うのではなく、学校として組織的・計画的に行われることが重要である。

⑤ 特に配慮を要する児童生徒への対応

発達障害等のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒、日本語の習得に困難のある児童生徒等、それぞれの学習の過程で考えられる困難さの状況をしっかり踏まえた上で必要な配慮が求められる。

⑥ 道徳科の授業に対する評価

道徳科においても、教師が自らの指導を振り返り、指導の改善に生かしていくことが大切であり、授業の評価を改善につなげる過程を一層重視する必要がある。

道徳科の学習指導過程や指導方法に関する評価の観点はそれぞれの授業によって、より具体的なものとなるが、その観点としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ア 学習指導過程は適切に構成されていたか、指導の手立てはねらいに即した適切なものとなっていたか。
- イ 発問は、指導の意図に基づいて的確になされていたか。
- ウ 児童生徒の発言を傾聴して受け止め、発問に対する発言などの反応を、適切に指導に生かしていたか。
- エ 自分自身との関わりで、物事を多面的・多角的に考えさせるための、教材や教具の活用は適切であったか。
- オ ねらいとする道徳的価値についての理解を深めるための指導方法は、児童生徒の実態や発達の段階にふさわしいものであったか。
- カ 特に配慮を要する児童生徒に適切に対応していたか。

(8) 高等学校における道徳教育

高等学校学習指導要領（平成30年告示）第1章総則第1款2で以下のとおり示されている。

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

高等学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育の中で、小・中学校における「特別の教科である道徳」の学習等を通じた道徳的諸価値の理解を基にしながら、自分自身に固有の選択基準・判断基準を形成していく。これらは様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより形成されてくるものであり、人間としての在り方生き方に関する教育においては、教師の一方的な押しつけや先哲の思想の紹介にとどまることのないよう留意し、生徒が自ら考え、自覚を深める学習とすることが重要である。

高等学校においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められることや小・中学校と異なり道徳科が設けられていないことから、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が特に必要である。このため、高等学校における道徳教育の考え方として

示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動を中核的な指導場面として各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うものとしている。

小・中学校においては、四つの視点から示されている内容について道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととされているが、小・中学校における道徳教育も踏まえつつ、生徒の発達の段階にふさわしい高等学校における道徳教育を行うことが大切である。
(『高等学校学習指導要領解説総則編(平成30年)』より)

平成30年改訂の高等学校学習指導要領に関するQ&A

〈高等学校における道徳教育に関すること〉

問1 高等学校における道徳教育は、どのように行えばよいのですか。

(答)

まず、高等学校における道徳教育は人間としての在り方生き方に関する教育として、小・中学校の道徳教育と同様、学校の教育活動全体を通じて行うものとされており、校長の方針の下に道徳教育の全体計画を作成し、道徳教育推進教師を中心として、全教師が協力して道徳教育を行うこととされています。例えば、各教科・科目等における人間としての在り方生き方に関する教育としては、各教科・科目のそれぞれの特質に応じて、各教科・科目等の目標や内容と道徳教育を関わらせたり、学習活動や態度と道徳教育を関わらせたりすることが考えられます。なお、高等学校では小・中学校と異なり、道徳教育の要として位置づけられる「特別の教科 道徳」(道徳科)はありませんが、その発達の段階を踏まえ公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることが示されています。

問2 高等学校における特別活動では、どのような指導を行えばよいのですか。

(答)

特別活動では、その目標に、「集団活動に自主的、実践的に取り組み」、「互いのよさや可能性を発揮」、「集団や自己の生活上の課題を解決」など、道徳教育でもねらいとする内容が含まれています。さらにまた、特別活動の目指す資質・能力には、「多様な他者との協働」、「人間関係」、「人間としての生き方」、「自己実現」など、道徳教育でもねらいとする内容と共通している面が多く含まれており、特別活動の道徳教育において果たすべき役割は極めて大きいものがあります。したがって、特別活動における、ホームルーム活動や学校の生活における集団活動や体験的な活動は、日常生活における道徳的な実践の指導を行う重要な機会と場となっていることに留意する必要があります。

(文部科学省 HP:平成30年改訂の高等学校学習指導要領に関するQ&A(総則に関すること)
【令和元年11月18日時点】より)

1 2 特別活動

(1) 特別活動の目標

学習指導要領では、特別活動の目標について次に示すように小学校・中学校・高等学校で一貫性が図られている。※下線は高等学校の文言

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、^(高:)主体的に 集団や社会における^(高:)に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己^(中・高:)人間としての^(高:)生き方^(高:)在り方についての考え^(高:)自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

(小・中学校 H29 告示) (高等学校 H30 告示)

(2) 特別活動の特質 ※ () 内は高等学校の文言

特別活動は、「なすことによって学ぶ」ことを方法原理とし、各学校において特色ある取り組みが進められている。すなわち、様々な構成の集団から学校生活を捉え、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して様々に行われる活動の総体である。その活動の範囲は学年、学校段階が上がるにつれて広がりをもっていき、そこで育まれた資質・能力は、社会に出た後の様々な集団や人間関係の中で生かされていくことになる。このような特別活動の特質を踏まえ、特別活動において育成することを目指す資質・能力については、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つの視点を踏まえて目標及び内容が整理された。

内容については、様々な集団での活動を通して、自治的な能力や主権者として積極的に社会参画する力を重視するため、学校や学級（ホームルーム）の課題を見だし、よりよく解決するため、話し合っ合意形成し実践することや、主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うことの重要性が明確化されている。また、特別活動を要として、小学校から高等学校までの教育活動全体の中で「基礎的・汎用的能力」を育むというキャリア教育本来の役割を改めて明確にするなど、小・中・高等学校のつながりについても明確にされている。

(3) 特別活動における「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の視点

三つの視点は、特別活動において育成する資質・能力における重要な要素であり、資質・能力を育成する学習の過程においても重要な意味を持つものである。これら三つの視点はそれぞれ重要であるが、相互に関わり合っていて、明確に区別されるものでないことにも留意することが必要である。

- ① 「人間関係形成」は、集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成するという視点
- ② 「社会参画」は、よりよい学級（ホームルーム）や学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとする視点
- ③ 「自己実現」は、一般的には様々な意味で用いられるが、特別活動においては、集団の中

で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見しよりよく改善しようとする視点

(4) 特別活動と道徳科との関連（小学校・中学校）

学習指導要領では、「道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。」と示されている。

① 道徳教育との関連

特別活動における道徳教育の指導においては、学習活動や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、特別活動の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら、適切な指導を行う必要がある。

特別活動における学級や学校生活における集団活動や体験的な活動は、日常生活における道徳的な実践の指導を行う重要な機会と場であり、特別活動が道徳教育に果たす役割は大きい。

② 道徳科との関連 ※（ ）内は中学校の文言

道徳科の目標にある「自己（人間として）の生き方についての考えを深める学習」との関連を図り、特別活動の実践的な取組を通して、「自己（人間として）の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度」を養う必要がある。

(5) 特別活動と道徳教育との関連（高等学校）

特別活動と道徳の関連については、学習指導要領で「道徳教育の目標に基づき、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。」と示されている。

特別活動においては、目標の中で「人間としての在り方生き方」を掲げており、公民科の「公共」及び「倫理」とともに、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面として重視する必要がある。その意味で、特別活動の様々な教育活動は、道徳性の育成にとって重要な機会である。

特別活動における道徳教育の指導においては、学習活動や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、特別活動の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら、適切な指導を行う必要がある。

(6) 各活動・学校行事の目標

各活動・学校行事の目標を次に示す。

① 学級（ホームルーム）活動の目標（小学校、中学校、高等学校）※（ ）内は高等学校の文言

学級（ホームルーム）や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級（ホームルーム）での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して、実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

② 児童会活動（生徒会活動）の目標（小学校、中学校、高等学校）※（ ）内は中・高等学校の文言

異年齢の児童同士（生徒同士）で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

③ クラブ活動の目標（小学校）

異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

④ 学校行事の目標（小学校、中学校、高等学校）

全校又は学年の児童（^中：生徒）で協力し、（^高：全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力し、）よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

(7) 各活動・学校行事の内容

各活動・学校行事の内容を次に示す。

小学校	中学校
学級活動 (1)学級や学校における生活づくりへの参画 (2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 (3)一人一人のキャリア形成と自己実現	学級活動 (1)学級や学校における生活づくりへの参画 (2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 (3)一人一人のキャリア形成と自己実現
児童会活動 (1)児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 (2)異年齢集団による交流 (3)学校行事への協力	生徒会活動 (1)生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2)学校行事への協力 (3)ボランティア活動などの社会参画
クラブ活動 (1)クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営 (2)クラブを楽しむ活動 (3)クラブの成果の発表	
学校行事 (1)儀式的行事 (2)文化的行事 (3)健康安全・体育的行事 (4)遠足・集団宿泊的行事 (5)勤労生産・奉仕的行事	学校行事 (1)儀式的行事 (2)文化的行事 (3)健康安全・体育的行事 (4)旅行・集団宿泊的行事 (5)勤労生産・奉仕的行事

高等学校	特別支援学校
ホームルーム活動 (1)ホームルームや学校における生活づくりへの参画 (2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 (3)一人一人のキャリア形成と自己実現	小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領（特別活動）に準ずるほか、次の事項に配慮すること。 1. 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにすること。 2. 集団活動を通して小学校の児童又は中学校、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設けること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。 3. 知的障害者への内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導すること。
生徒会活動 (1)生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2)学校行事への協力 (3)ボランティア活動などの社会参画	
学校行事 (1)儀式的行事 (2)文化的行事 (3)健康安全・体育的行事 (4)旅行・集団宿泊的行事 (5)勤労生産・奉仕的行事	

※主権者教育の取扱いについても考慮すること。（関連資料参照）

○小・中学校向け主権者教育指導資料『「主権者として求められる力」を子供たちに育むために』

1 3 生徒指導

(1) 生徒指導の定義と目的

生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものです。

生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

(2) 生徒指導の実践上の視点

児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切です。以下に、その際に留意する実践上の視点を示します。

生徒指導の実践上の視点

自己存在感の感受

- 「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切
- 自己肯定感や自己有用感を育むことも極めて重要



共感的な人間関係の育成

- 失敗を恐れず、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級づくりが生徒指導の土台



自己決定の場の提供

- 授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択肢、あるいは発表する、制作する等の体験が重要



安全・安心な風土の醸成

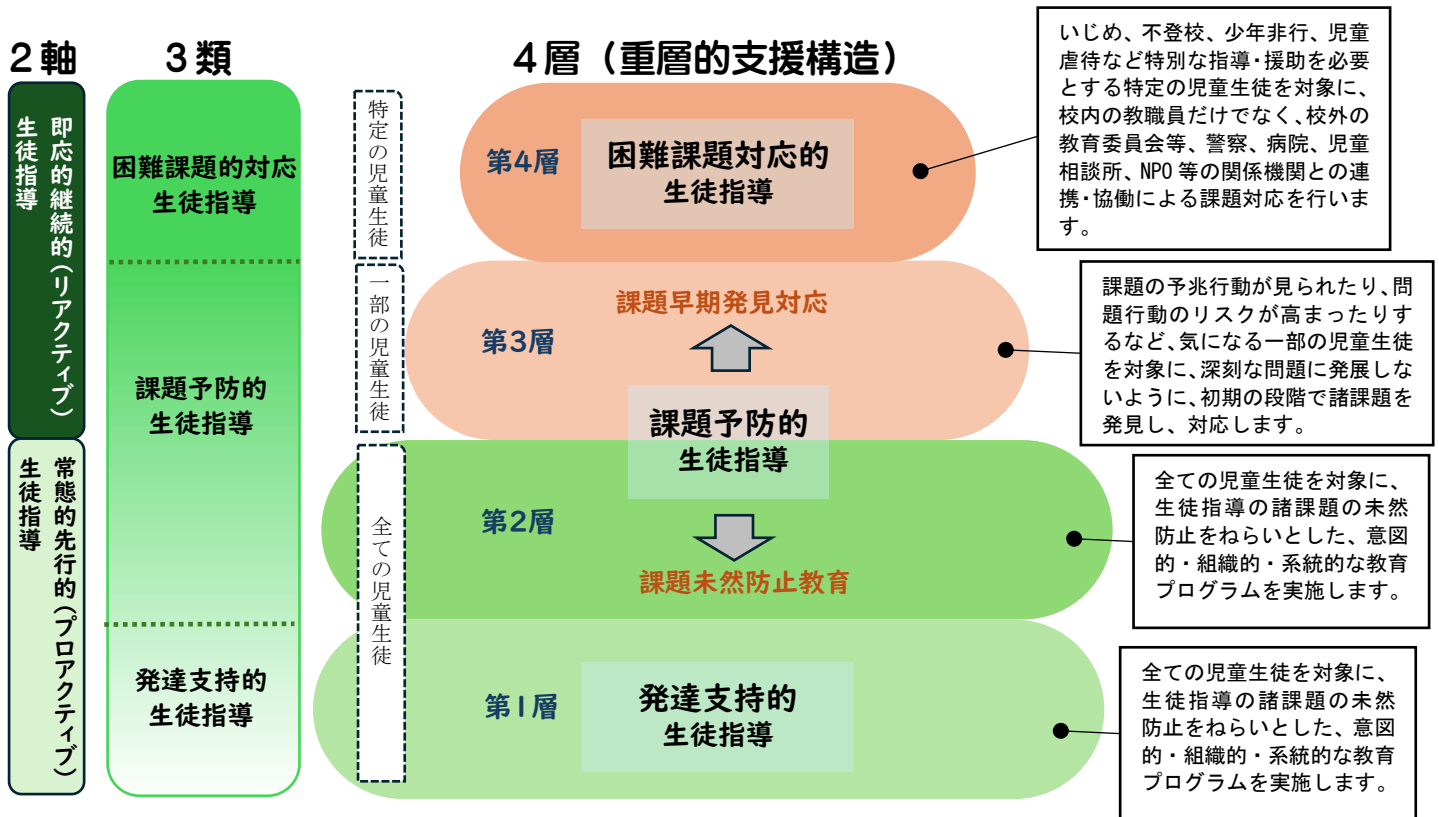
- お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業やが学校生活が送れるような風土を、教職員の「支援」の下で、児童生徒自らが作り上げるようにすることが大切



(3) 生徒指導の構造

○ 2軸3類4層構造

生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、以下のように構造化することができます。



(4) 児童生徒の権利の理解

- ① 「児童の権利に関する条約」 ※この場合の児童とは、18歳未満の全ての者をさす
日本は、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准し、効力が生じています。児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。
生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠です。

□ 四つの原則

- 児童生徒に対するいかなる差別もしないこと (第2条)
- 児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること (第3条)
- 児童生徒の命や生存、発達が保障されること (第6条)
- 児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること (第12条)



いじめや暴力行為は、児童生徒の人権を侵害するばかりでなく、進路や心身に重大な影響を及ぼす。教職員は、いじめの深刻化や自殺防止を目指すうえで、児童生徒の命を守るという当たり前の姿勢を貫くことが大切です。

また、安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本中の基本であり、同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言えます。

② 「こども基本法」

令和4年6月に公布された「こども基本法」においては、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれて

いる環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること」が目的として示されています（第1条）。併せて、以下のような本法基本理念の趣旨等について、児童の権利に関する条約とともに理解しておくことが求められます。

□ 基本理念の主な記載

- 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。（第3条第1号）
- 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。（第3条第2号）
- 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。（第3条第3号）
- 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。（第3条第4号）



(5) 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援

① 異文化理解と協働

知識や経験、文化の異なる教職員や多職種の専門家（SC、SSW等）が連携する際は、お互いの専門性に基づく文化やものの見方を理解し、ストレスなく協力できる関係性を築くことが不可欠です。

② 求められる姿勢（チーム連携の実現のために）

- ・一人で抱え込まない：組織全体で関わることで、児童生徒理解と対応を柔軟で細やかにする。
- ・問題を全体に投げかける：些細なことでも会議等で報告・共有し、学校全体の問題とする雰囲気を作る。
- ・ミドルリーダーが機能するネットワーク：管理職を中心に、コーディネーターの役割を担うミドルリーダー（またはコーディネーターチーム）が情報の収集・伝達を円滑にし、役割分担に基づく対応を可能にするネットワークを学校の内外に作る。
- ・同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）：同僚と継続的に振り返りを行うことで、自身の認知や行動の特性を自覚し、独善を排し、幅広い他者との協働を可能にする。

(6) 教育相談について

① 教育相談の基本的な考え方

教育相談の目的は、児童生徒が社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成することであり、この点で生徒指導と共通しています。教育相談は、生徒指導の一環として重要な役割を担います。

生徒指導は「集団や社会の一員」としての資質形成に重点があるのに対し、教育相談は「個人の資質や能力の伸長」の援助に重点があります。指導・援助の方法（毅然とした指導 vs. 受容的な援助）を巡る意見の違いが生じることがありますが、教育相談が生徒指導の一環であることを踏まえ、両者を一体化させて全教職員で取り組む必要があります。

② 教職員に求められる姿勢:

- ・児童生徒理解（アセスメント）に基づいた指導・援助を考えること。
- ・あらゆる場面に通用する方法はないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。
- ・どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つこと。

③ チームの活動

生徒指導と同様に、学校内外の連携に基づくチームの活動として進められ、教育相談コーディネーターがその要となります。

④ 教育相談の活動の体制

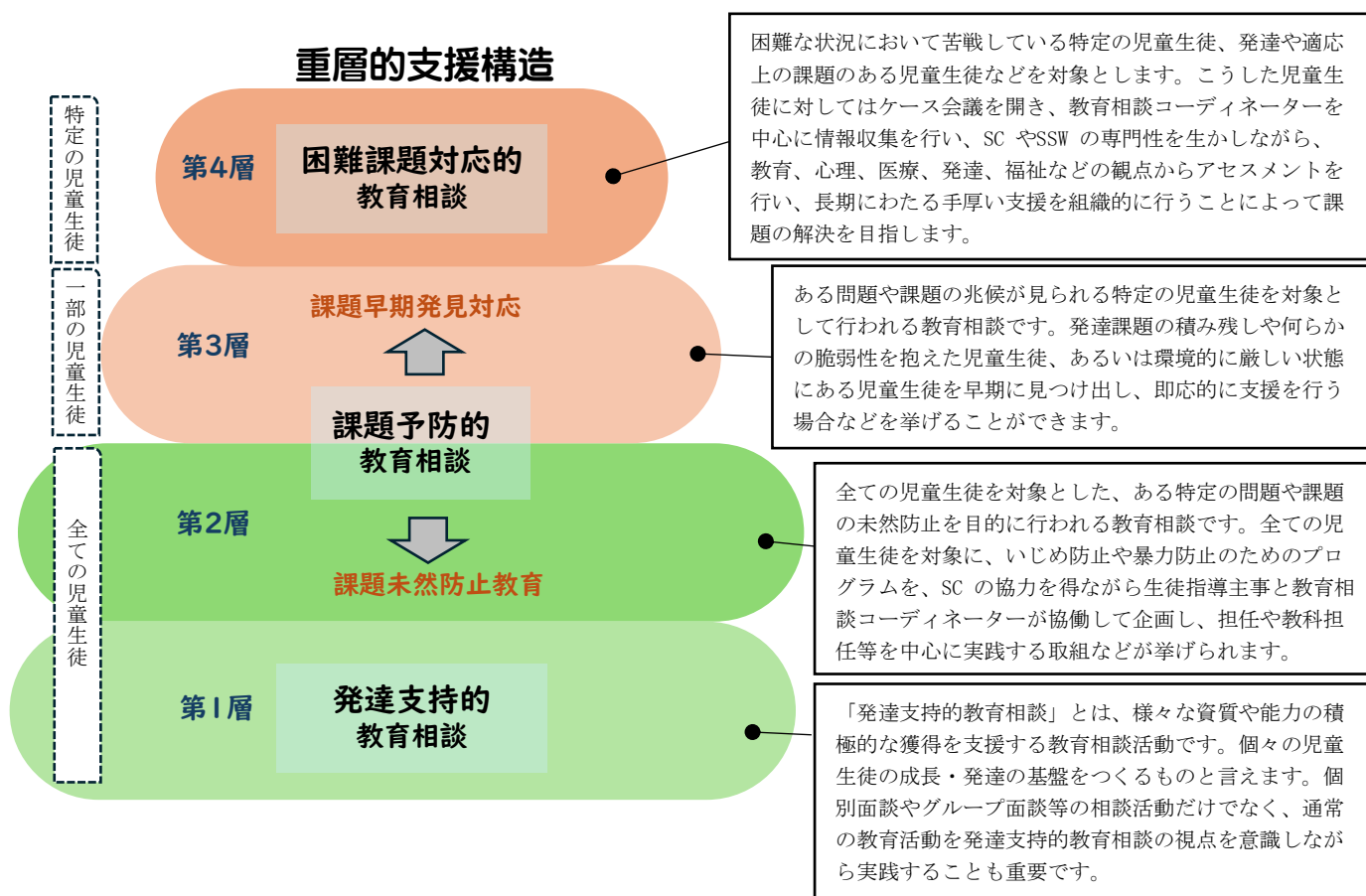
教育相談の活動体制は、主に以下の2種類の校内チームが基本となります。

<p>機動的な支援チーム (少人数)</p>	<p>構成員：担任とコーディネーター役の教職員（教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、養護教諭など）。</p> <p>目的：迅速な支援の実施。</p>
<p>共通理解・方針決定チーム (多様なメンバー)</p>	<p>構成員：上記コーディネーター、養護教諭にSC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、学年主任、生徒指導主事などの主任等が加わる。</p> <p>目的：児童生徒理解や支援方針についての共通理解。</p> <p>機能：前者の少人数のチームの役割を尊重し、裁量を認めつつ情報を共有することで、機動性を高める。</p>

⑤ 学校外の専門機関との連携

<p>地域連携</p>	<p>学校外の団体・施設の情報を把握し、校外ネットワークを活かしたチーム支援を進める。</p>
<p>緊急時の対応</p>	<p>校内での対応が難しい緊急性の高い事態では、外部機関との連携の可能性を探る。</p>
<p>情報管理</p>	<p>外部連携の際、情報の齟齬を防ぐため、教育相談コーディネーターが情報を一元的に管理し、自由に動ける体制が必要。</p>
<p>守秘義務と情報共有</p>	<p>SC、SSW、医師、警察官などは守秘義務を負っていることを相互に理解・尊重する。一方で、支援のためには必要な情報共有が不可欠であり、通告義務が生じる場合もある。チーム内での守秘義務の徹底は、良好な連携・協働を進めるための大前提である。</p>

⑥ 教育相談の重層的支援構造



※文部科学省 『生徒指導提要 改訂版』より抜粋・一部改変



(7) いじめ問題への対応

① いじめが社会問題化した背景と現状等

H23. 10. 11	滋賀県大津市のいじめに起因する自殺事案発生（社会問題化）
H25. 9. 28	[国] 「いじめ防止対策推進法」の施行 ※「学校いじめ防止基本方針」の策定と「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置が法的に義務化された。
H25. 10. 11	[国] 「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定（文部科学大臣決定）
H26. 9. 30	[県] 「沖縄県いじめ防止基本方針」の策定 ※学校の「いじめ防止基本方針」は、国又は地方公共団体の基本方針を参酌して、学校の基本方針を作成すること。
H27. 7. 17	[県] 「沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例」の公布・施行 ※「学校いじめ防止基本方針」の策定と「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置が法的に義務化された。
H29. 3. 14	[国] 「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（文部科学大臣決定）
H29. 3. 14	[国] 「重大事態の調査に関するガイドライン」の策定（文部科学大臣決定）
H30. 6. 14	[県] 「沖縄県いじめ防止基本方針」の改定 ※各学校は、国又は地方公共団体の基本方針の改定を参酌して、学校の基本方針を改定し、作成すること。
R5. 4. 3	[県] 「沖縄県いじめ防止基本方針」の改定
R6. 8	[国] 「重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂（文部科学省）
R7. 11	[国] 「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」（文部科学省・こども家庭庁）

② いじめ防止対策推進法について：法の目的といじめの定義

法の目指すところは、第1条に以下のように示されています。

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、(中略)いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識し、人権を社会の基軸理念に据えて、社会の成熟を目指すという決意が表明されています。

法の基本的な方向性は、

- ・ 社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと
- ・ 重大事態への対処(いじめの重大事態調査を含む。)において公平性・中立性を確保すること

にあります。そのことを踏まえ、各学校には、以下のことが義務付けられています。

- いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
- いじめ防止のための実効性のある組織の構築
- 未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと

法第2条(「いじめ」の定義)

法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

③ 「いじめ」の認知について

いじめか否かは、法で示されている「組織」で判断する。しかし、日々発生する様々な事案全てを、「組織のメンバーが毎日のように顔をそろえて検討できる学校は限られる。また、個々の教職員がいじめと判断したものだけを報告するというのでは、法律の趣旨に反する。

そこで、「組織」による「認知」を機動的に行うために、メンバーの中に「集約担当」を置くことが考えられる。児童生徒のささいな変化に気づいたり、トラブルを見かけたりした教職員は、その全てを、日時、場所、関わっていた児童生徒の氏名とともに、「集約担当」に速やかに伝える。

「集約担当」は、毎日、放課後に、集まってきた情報を整理し(パソコンやファイルでデータベース化し、初発なのか再発なのか、複数の教職員が情報を寄せているのか等)、緊急性について仮判断(「組織」を招集して検討、2~3日様子を見る、一過性のトラブルとして記録のみ、等の対応の仮仕分)を行い、校長の承認を得て実行に移す。必要なら、関係職員からの聞き取り等も行うておく。

「組織」を招集した場合には、「組織」としての調査等(関係児童生徒からの聞き取り、アンケート調査等)を経て、いじめは否かを判断する。いじめと「認知」した場合、速やかに教育委員会に報告する。

文部科学省 『生徒指導リーフ19 学校の「組織」で行ういじめ「認知」の手順』より抜粋・一部改変



④ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織について

学校におけるいじめ対策組織(いじめの防止等の対策のための組織)は「いじめ防止対策推進法22条」に基づき、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処を実効的に行うために、学校に設置が義務付けられている中核的な組織です。この組織は「いじめを個人の問題ではなく、学校全体で対応する」ための司令塔の役割を果たします。

○ 構成員

いじめ対策組織は、様々な視点と専門性を取り入れるために、複数の関係者で構成されます。組織には、いじめの事実確認を客観的に行い、被害児童生徒や保護者への専門的な支援を行うために、外部の専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)を必ず組み込むことが重要とされています。

○ 主な役割と機能

いじめの対策組織は、いじめの「発生前」「発生時」「発生後」の全ての段階で、中心的な役割を担います。

段階	役割・機能	具体的な活動例
発生前 (防止)	いじめの防止のための教育・啓発活動の計画策定と実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定・見直し ・教職員への研修（第18条） ・児童生徒への規範意識育成、人間関係づくりの教育プログラム実施
発生時 (早期発見・初期対応)	早期発見のための計画策定と情報収集・共有、初動対応。	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート調査の計画・実施と結果分析（第16条） ・教職員間でいじめに関する情報（些細な兆候も含む）の収集・共有 ・いじめ事案発生時の事実確認（調査）の実施
発生後 (対処・再発防止)	被害者・加害者への継続的な支援・指導と再発防止策の実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童生徒への継続的な心のケアと支援（第23条第3項） ・加害児童生徒への指導とその保護者への助言（第23条第3項） ・保護者間の情報共有に関する必要な措置の検討（第23条第5項） ・必要に応じた警察、児童相談所、関係機関との連携

※いじめが重大事態（生命、心身、財産に重大な被害、または長期欠席）に発展した場合は、この組織が中心となり、以下の措置をとります。

ア. 速やかな調査組織の設置

学校の設置者（市町村教育委員会など）または学校に、重大事態の事実関係を明確にするための調査組織を設けます。

イ. 徹底した事実調査

アンケートや聞き取りなど、適切な方法により、いじめの事実関係を客観的・多角的に調査します。

ウ. 情報提供

調査結果を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に適切に提供します。

この組織の設置により、いじめ問題への対応が属人的（特定の教職員の能力や責任に依存する）になることを防ぎ、学校全体で責任を持ち、継続的かつ専門的な支援を行うことが可能になります。

※文部科学省 「生徒指導提要 改訂版」、「いじめ防止対策推進法」より抜粋・一部改変



⑤ いじめの重大事態：いじめ防止対策推進法第 28 条、沖縄県いじめ防止基本方針



ア	いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に、重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき	○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合	法 28 条 第 1 項 第 1 号
イ	いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき	○不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査することが必要	法 28 条 第 1 項 第 2 号
ウ	児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立があったとき	○学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意	国・県のいじめ防止基本方針

⑥ いじめの具体的な態様例：沖縄県いじめ防止基本方針 P.2

ア	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	<ul style="list-style-type: none"> ・身体や動作について不快なことを言われる ・存在を否定される ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
イ	仲間はずれや集団による無視をされる	<ul style="list-style-type: none"> ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる ・遊びやチームに入れない ・席を離される
ウ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	<ul style="list-style-type: none"> ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする ・遊びと称して対象の子が技をかけられる
エ	ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたりする	<ul style="list-style-type: none"> ・殴られ、蹴られるのが繰り返される
オ	金品をたかられる	<ul style="list-style-type: none"> ・脅され、お金や持ち物（例：携帯電話等）を取られる
カ	持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる	<ul style="list-style-type: none"> ・筆箱等、文房具を隠される ・靴に画鋏やガムを入れられる ・写真や鞆等を傷つけられる
キ	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	<ul style="list-style-type: none"> ・万引きやかつあげを強要される ・大勢の前で衣服を脱がされる ・教師や大人に暴言を吐かされる
ク	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンや携帯電話での掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる ・いたずらや脅迫のメールが送られる
ケ	性的いたづらをされる	<ul style="list-style-type: none"> ・スカートをめくられる、無理矢理キスをされる ・胸を触られる、裸にされる、性器を触られる

(8) 「いじめ」と「自殺」の防止

- ① 全国の現状（下記の「自殺」は、いじめによるものとは限らない。）
2022年における死因順位別にみた年齢階級

年齢	第1位	第2位	第3位
10～14歳	自殺	悪性新生物	不慮の事故
15～19歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物
20～24歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物
25～29歳	自殺	悪性新生物	不慮の事故



厚生労働省「令和7年版自殺対策白書 第2章 第1節」より抜粋

※いじめによる自殺事案の主な例

- ・滋賀県大津市のいじめに起因する中学2年生の自殺（H23.10.11発生）
- ・北海道の中学2年生がいじめにより自殺（R3.2発生）

依然として児童生徒が命を絶つ痛ましい事案が生じている。

- ② 課題

- ・令和6年の小中高生の自殺の原因・動機は、学校問題が最も多い。
- ・自殺の発生時期

18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向にあるため、学校として組織体制を整え、取組を強化することが必要。

- ・全国の児童生徒の自殺者数（文部科学省）

令和4年514人 → 令和5年513人 → 令和6年529人（過去最多）

※文部科学省令和7年「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」より

- ③ 課題への対応

特に、長期休業日が終了した学期始め等の時期に、児童生徒の心身の状況や行動に変化が現れやすいことから、学校において教職員等が連携・協力し、いじめ防止対策推進法及びこれに基づくいじめ防止基本方針に沿った対応を行う。

法に基づく組織的な対応に係る点検内容

- 「学校いじめ対策組織」を活用し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図る。
特に、児童生徒からの訴え等、いじめの疑いに係る情報があった際には、特定の教職員で抱え込まずに、同組織を活用し速やかに組織的に対応すること。
- 「学校いじめ防止基本方針」が法や国・県の基本方針を適切に踏まえたものとなっているか検討し、以下の事項については、例え学校基本方針に記載がなくても取り組む必要があるため、必要に応じ学校基本方針を見直す等の措置を講ずること。
- いじめに当たるか否かの判断に当たっては、当該行為を受けている児童生徒が現に心身の苦痛を感じているかという視点に立ち、いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認して総合的に判断すること。また、いじめが解消していたとしても、いじめに関する情報共有や報告を積極的に行うこと。いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じているかどうかが明確ではない場合であっても、「心身の苦痛を感じている」との要件が限定して解釈されることのないよう、いじめられた児童生徒に寄り添った視点に立つこと
- いじめ対策組織が、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、その存在及び活動が児童生徒から認識され、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核的な組織として機能していること
- いじめ対策組織が、学校の実情に応じ、管理職のみならず、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員など複数の教職員や、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参画した実効性のある人選となっていること。また、いじめの未然防止、早期発見、教職員の資質や同僚性の向上に資するため、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任を始め全ての教職員がいじめ対策組織に一定期間参画するなど、適時適切に構成員の見直しが図られていること

- 学校基本方針が、いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、年間を通じた活動が記載されていること
- 定期的なアンケート調査等の、いじめの早期発見・対処に関する取組や校内研修が、学校基本方針のとおり計画的・組織的に実行されていること
- 学校基本方針に従った組織的な対応ができるよう、全ての教職員がその内容を把握していること
- いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されることが教職員に周知されていること

その他

「学校いじめ防止基本方針」については、学校のホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるよう措置すること。

※【文科省通知】平成27年8月4日付け・27初児生第20号「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について（通知）」より

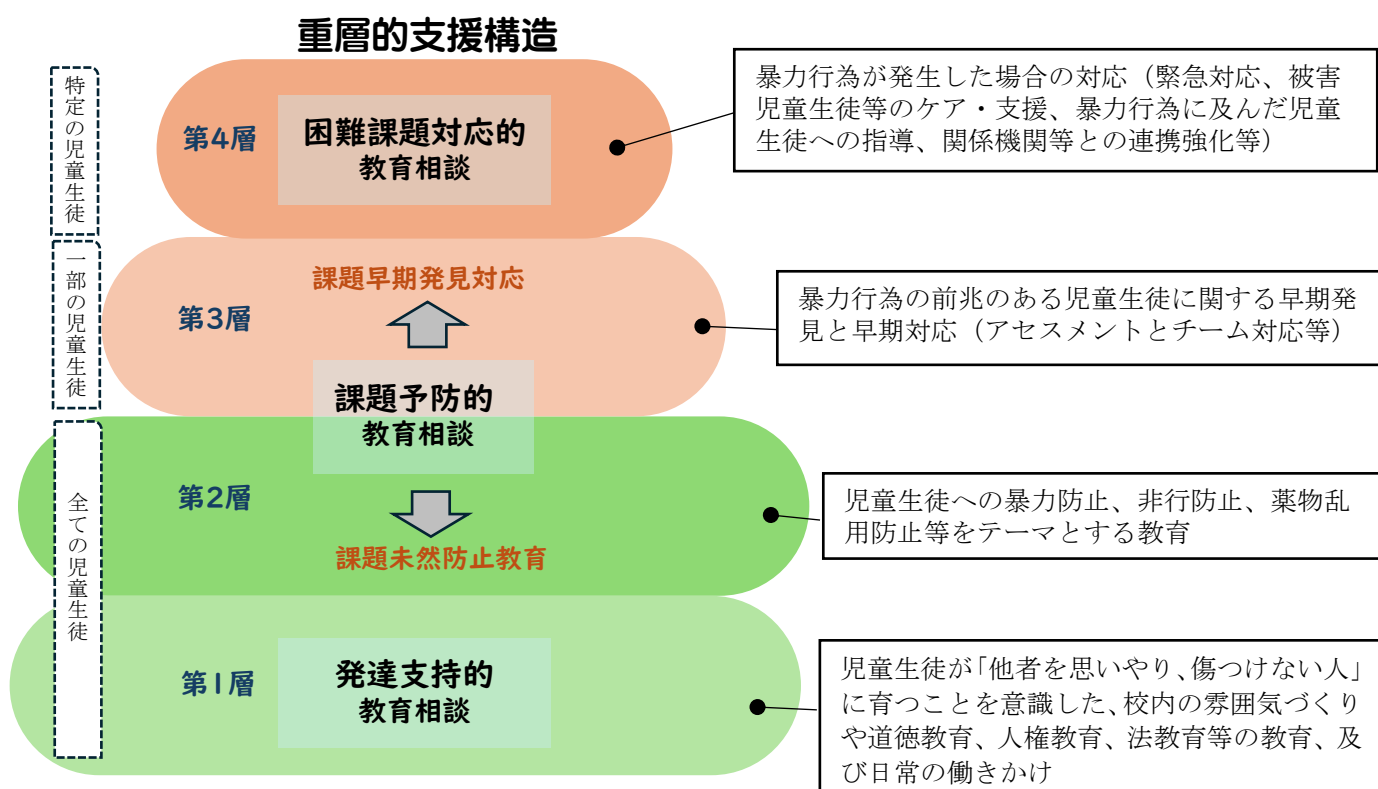


(9) 暴力行為に関する対応について

学校における暴力行為への対応は、未然防止、早期発見・早期対応が重要であり、学習環境を確保するためには毅然とした適切な措置が必要である。特に、十分な教育的配慮の下での懲戒や出席停止の活用が指摘されている。

- ① 生徒指導の充実
 - ・信頼関係の構築: 日常的な指導の中で、児童生徒の理解を深め、教職員との信頼関係を築き、全教職員一体での教育相談・カウンセリングを実施する。
 - ・周知徹底: 暴力行為に関する校内のきまりなどを保護者や地域に公表し、理解と協力を得る。
 - ・警察連携: 校内での傷害事件など犯罪行為の可能性がある場合は、学校だけで抱え込まず、直ちに警察に通報し、協力を得て対応する。
- ② 出席停止制度の活用
 - ・目的理解: 出席停止は懲戒ではなく、学校の秩序維持と他の児童生徒の教育を受ける権利を保障する措置である。
 - ・検討: 学校の指導で改善が見られず、正常な教育環境の回復に必要な場合、市町村教育委員会が措置を検討する。
 - ・復帰支援: 措置対象の児童生徒が円滑に学校へ復帰できるよう、学校、教育委員会、関係機関（警察、児童相談所など）が協力して努める。
- ③ 組織的な対応（成功の鍵）
 - ・目標・方針の共有: 全教職員が指導の目標・方針を共有し、発達支持的生徒指導（反省と再発防止、自己指導能力の育成を促す指導）を目指す。
 - ・体制の明確化:
 - ◇発生時と平時の体制・役割分担を明確化し、マニュアル化して共通理解する。
 - ◇生徒指導主事がリーダーシップを発揮し、研修や関係機関との連携を進める。
 - ◇SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）などの専門家や教育委員会と連携する。
 - ・評価と改善: 指導体制や取り組みを常に見直し、改善します。評価には、教職員による内部評価に加え、児童生徒、保護者、地域などの多様な意見を取り入れる

② 暴力行為に関する生徒指導の重層的支援構造



(10) 連続して欠席し連絡が取れない児童生徒の安全確保に向けた取組について

① 新学期に向けて進める点検の実施

学校においては、連続して欠席し連絡が取れない中で、又は学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれ（以下「被害のおそれ」という。）がある児童生徒の安全の確保に向け、日頃から教職員が組織として情報共有し、対応できる体制を構築しておく必要があり、具体的には、以下の状況等を確認し、着実に対応を進めること。

- 【学校における点検項目】**
- 「被害のおそれ」のある児童生徒の各担任による確認
 - 特に支援が必要な児童生徒やその家庭に係る状況の適切な引き継ぎ
 - 組織的対応を行うための校内の体制整備
 - 担任等から管理職等に情報共有を行うべき事案について校内での明確な整理
 - 警察への相談・通報や、市町村・児童相談所等への相談・通報を要する事案の校内で明確な整理
 - 警察等関係機関連絡窓口の把握と校内担当者の明確化
 - 児童生徒を見守る地域との連携体制の整備
 - P T A等に対する児童生徒を地域で見守る必要性の説明

② 「被害のおそれ」がある児童生徒に対する早期対応

下記の「学校における早期対応について【指針】」を踏まえ、学校や地域の実情に応じた学校内外の情報共有、事案に応じた円滑な対応が行えるよう備えること。

③ 児童生徒の「被害のおそれ」に対する学校における早期対応について【指針】の概要（学校関係を抜粋）

1 日常の体制

- ・教職員が「組織」として情報共有し、対応できる体制を構築する。
- ・子供の SOS を受け止める信頼関係を構築するとともに、相談窓口（教育相談係、スクールカウンセラー、教育相談・就学支援員等について）を周知する。
- ・「自身や友人に「被害のおそれ」があるときは信頼できる身近な大人に相談するよう指導する。
- ・学警連携協議会等に参加し、警察署や少年サポートセンターとの連携体制を構築する。
- ・学校と保護者や地域住民等との連携・協働体制を構築する。

2 欠席時の対応

※原則として対面で安全を確認する。

【連続欠席 3 日（目安）】

- ・病気やけがなどの正当な理由がなく児童生徒の連続欠席等が 3 日間になった場合、担任・養護教諭等がチェックした上で、管理職へ報告する。

【連続欠席 7 日】

- ・連続欠席等が 7 日間になり、正当な事由（児童生徒の病気や事故等）がない場合、管理職は速やかに設置者に通知する。

3 支援体制の構築及び関係機関との連携

学校は速やかに支援体制を構築するとともに、以下のような場合等に関係機関とも連携して児童生徒の安全確認及び安全確保等のため対応する。

- ・所在不明の場合
- ・家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合
- ・非行グループ等と関係がある場合（学校外の集団：成人が主な構成員であると思われるものを含む。）
- ・欠席が続く場合

※事件性がある場合は、直ちに警察へ相談・通報、児童虐待が疑われる場合は直ちに市町村・児童相談所へ相談・通告する。

※その他、詳細については、「児童生徒の『被害のおそれ』に対する学校における早期対応について【指針】（平成 27 年 3 月 31 日）」を確認すること。

※【文科省通知】平成 27 年 3 月 31 日付け 文科初第 1479 号「資料 3-2 連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関りの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）」より



(11) 不登校について

① 不登校の定義

不登校は、「何らかの、心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの」

※文部科学省 「不登校の現状に関する認識」より



② 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

ア. 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意する必要があります。

イ. 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要です。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要です。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努めることが必要です。

ウ. 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があります。

エ. 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要です。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であり、その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要です。

※「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年 10 月 25 日付け文部科学省初等中等教育局通知）より



(12) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」について

○主な取組

- ① 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える
 - ・不登校特例校の設置促進
 - ・校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進
 - ・教育支援センターの機能強化
 - ・高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
 - ・多様な学びの場、居場所の確保
- ② 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
 - ・1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進（健康観察にICT活用）
 - ・「チーム学校」による早期支援
 - ・一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援
- ③ 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする
 - ・学校の風土を「見える化」
 - ・学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
 - ・いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
 - ・児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
 - ・快適で温かみのある学校環境整備
 - ・学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に

○実効性を高める取組

- ・不登校の児童生徒が学びや必要な支援につながっているかを把握
- ・エビデンスに基づき、ケースに応じた効果的な支援方法を確立
- ・学校における働き方改革を推進
- ・文部科学大臣を本部長とする推進本部を設置



文部科学省「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月31日）

【参考資料】

国立教育政策研究所が作成している以下の資料は、生徒指導の基本がわかりやすく示されています。

- 「小学校の初任者教員 これだけは押さえよう！ ～生徒指導 はじめの一步～」



- 「中学校の初任者教員 これだけは押さえよう！ ～生徒指導 はじめの一步～」



- 「生徒指導リーフ」シリーズ



- NITS（独立行政法人教職員支援機構）では、生徒指導に関する講義動画が提供されています。



- 県教育委員会は、「学校教育における指導の努力点」において、「生徒指導の充実」を示しています。



14 キャリア教育に基づく進路指導

(1) キャリア教育が求められる背景

近年、日本社会の様々な領域において構造的な変化が進行している。特に産業や経済の分野においてはその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化にも直結している。また、学校から職業への移行に問題を抱える若者が増え、社会問題ともなっている状況である。児童生徒に視点を移せば、自分の将来のために学習を行う意識が国際的にみて低く、働くことへの不安を抱えたまま職業に就き、適応に難しさを感じている状況がある。また、身体的には成熟傾向が早まっているにも関わらず精神的・社会的自立が遅れる傾向があることや、勤労観・職業観の未熟さなど、発達上の課題も指摘されている。このような問題を背景としつつ、今日、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すためのキャリア教育の推進・充実への期待が高まっている。

「小学校キャリア教育の手引き（2022年3月）」より

(2) 学習指導要領におけるキャリア教育

小学校学習指導要領（平成29年告示）、中学校学習指導要領（平成29年告示）、高等学校学習指導要領（平成30年告示）「総則」にはキャリア教育の充実を図ることが明示され、小学校・中学校・高等学校で体系的・系統的なキャリア教育を推進することとしている。

○小学校（第4 児童の発達の支援 1 児童の発達を支える指導の充実）

(3) 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

○中学校・高等学校

（中学校：第4 生徒の発達の支援 1 生徒の発達を支える指導の充実）

（高等学校：第5款 生徒の発達の支援 1 生徒の発達を支える指導の充実）

(3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

キャリア教育の要である「特別活動」では、小学校、中学校、高等学校共通で「一人一人のキャリア形成と自己実現」に向けた活動が示されている。

○特別活動（小学校、中学校：学級活動、高等学校：ホームルーム活動）

2 内容 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

3 内容の取り扱い

内容の(3)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の在り方生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等（※キャリア・パスポート等）を活用すること。

(3) 各学校段階におけるキャリア教育推進の主なポイント

小学校	中学校	後期中等教育	高等教育
働く事の大切さの理解、興味・関心の幅の拡大等、社会性、自主性、関心・意欲等を養う。	社会における自らの役割や将来の生き方等を考えさせ、目標を立てて計画的に取り組む態度を育成し、進路の選択決定に導く。	生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を育成し、これを通じて勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立する。	学校から社会・職業への移行を見据えて、自らの視野を広げ、進路を具体化し、それまでに育成した社会的・職業的自立に必要な能力や態度を伸張・深化させる取組を教育課程の内外的での学習や活動を通じ充実する。

令和4年キャリア教育担当者主事連絡協議会行政説明資料より

(4) 沖縄県キャリア教育の基本方針

<https://www.pref.okinawa.jp/edu/kenritsu/jujitsu/shisaku/career/index.html>



① キャリア教育の定義

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

※キャリア：人は、他者や社会との関わりの中で、職業人、家庭人、地域社会の一員等、様々な役割を担いながら、生きている。これらの役割は生涯という時間的な流れの中で変化しつつ、積み重なり、つながっていくものである。このように、人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが、「キャリア」の意味するところである。

※キャリア発達：社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程

② 沖縄県の児童生徒のキャリア形成について

「沖縄県の児童生徒の学習と将来展望に関する調査」（令和元年実施）において、将来の進路に対する具体的な目的意識は小学校に比べ中学校で大きく落ち込んでおり、高等学校でわずかに高くなっている。学習に対する主体性は小学校と比較すると、中学校・高等学校で低くなっている。また、他県の生徒と比較して家庭における学習時間が少ないという結果であった。

このことから、中学校・高等学校においては、主体的に学習に取り組む態度に課題があり、教育活動を通して社会と学びの関係性を理解させ、児童生徒が主体的に学ぶ授業を通して「学び方」を育成し、自律的な家庭学習へつなげる必要がある。

また、進路達成に向けて目的意識をもった学習や具体的な行動についても課題があり、目標に対して継続的に努力する態度の育成が必要である。

③ 沖縄県におけるキャリア教育の基本的方向性

社会の変化と「沖縄県児童生徒キャリア形成等調査」で明らかになった本県の児童生徒の課題を踏まえて、次のように設定する。

(ア) 沖縄県におけるキャリア教育の目標

目的意識を持って、様々な人と協働し、社会を支える自立した人材の育成

(イ) 沖縄県の目指す児童生徒像

自分で考え、計画して、行動に移すことのできる児童生徒

(ウ) 身に付けさせたい力

本県のキャリア教育の目標の達成や「目指す児童生徒」を育成するために、児童生徒に身に付けさせたい力として、次のように設定した。身に付けさせたい力を明確にし、それを意識した教育活動を行うことが重要であるため、各学校においては、キャリア教育の目標や学年の重点目標をより焦点化・具体化すると取り組みやすい。

かかわる力	ふり返る力	やりぬく力	みとおす力
人間関係形成・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
<ul style="list-style-type: none"> 多様な集団の中で他者とかわる力 進んで考えや気持ちを伝え合う力 人や地域を大切に思う気持ちや感謝する心 協力する力 社会に参画し、社会を積極的に形成する力など 	<ul style="list-style-type: none"> 行動を振り返り、改善につなげる力 自己の役割を理解する力 情報・助言を正しく理解し自分を見つめる力 自分の良いところを見つめる力 など 	<ul style="list-style-type: none"> 問題を発見できる力 問いを立てる力 課題に対応した計画を立案する力 計画を実行する力 発想(想像)する力 間違いや他人との違いをおそれない力 最後までねばり強くやり通す力 など 	<ul style="list-style-type: none"> 将来を想像する力 自分の目標を設定する力 目標設定のために計画を立てる力 立てた目標を確認し次につなげる力 自ら主体的に判断して、キャリアを形成していく力 など

(5) 小中高の学びをつなぐ「キャリア・パスポート」

沖縄県版キャリア・パスポート <http://www.edu-c.open.ed.jp/career-passport.html>



①「キャリア・パスポート」とは

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである。

なお、その記述や自己評価の指導にあたっては教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己の形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければならない。

②沖縄県版「キャリア・パスポート」の特徴

県立学校へ持ち上がる小中の下記のページは必須（編集不可）とし、高等学校の特別活動において当該ページを用いた授業を実施する。

○小6 「18歳の私へ～小学校1年から小学校6年までの6年間～」

○中3 「18歳の私へ～中学校3年間の振り返りとこれから～」

③「キャリア・パスポート」の効果的な活用

- ・生徒の実態に即して、各学校・各学年において、身に付けさせたい力・態度を設定すること。
- ・活動の記録のみに留まることなく、記録を用いて話し合い、意思決定を行うなど学習過程を重視する必要があること。
- ・教師が対話的に関わり、自己評価に関する学習活動を深めていくために、生徒が記録したことに対して、振り返りの場面における教師の言葉がけや記載するコメントが重要な役割を担うこと。

(6) キャリア教育と職業教育

職業教育の概念について、学校教育において行われる場合に限定すれば、「職業教育は、職業に従事する上で必要とされる知識、技能、態度を習得させることを目的として実施される教育である」と考えることができ、より狭義には、「専門教育における各教科のうち、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉など、職業に関する教科の学習を通して行う教育」ととらえることができる。

職業教育とキャリア教育は、ともに将来の職業や仕事と深く関わって行われる教育活動であることから、両者の活動内容や目標等に様々な共通点がある。その意味で、職業教育における取組は、進路指導とともにキャリア教育の中核をなすものである。

	キャリア教育	職業教育
育成する力	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度。	一定または、特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度。
教育活動	普通教育、専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施される。職業教育も含まれる。	具体の職業に関する教育を通して行われる。この教育は、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する上でも、極めて有効である。

中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方」（平成 23 年 1 月）

職業教育においては、職業や仕事に役立つ知識・技能を身に付ける活動と、その知識・技能の必要性等を理解するための活動が分かちがたく結びついており、例えば、職業に関する知識・技能の習得を通して、生徒のキャリア発達が促進されたり、逆に、職業に関する教科のガイダンスや当該科目の学習で得た基礎的・基本的な知識によって、より専門的な知識・技能に対する興味・関心や意欲が高められ、その習得が促進されたりする。

しかし、従来、職業教育の取組において、専門的な知識・技能を習得させることのみに重きが置かれ、生徒のキャリア発達を支援する視点に立った指導は不十分な状況にあったと言わざるを得ない。

今後、キャリア教育の視点に立って、子どもたちが働くことの意義や専門的な知識・技能を習得することの意義を理解し、その上で、科目やコースについては将来の職業を自らの意思と責任で選択し、専門的な知識・技能の習得に意欲的に取り組むことができるようにする指導を充実させることが求められている。

（7）キャリア教育と進路指導

戦後の高度経済成長期以降、学歴・学校歴が偏重される傾向が長く続いた中で、中学校や高等学校では入学試験・就職試験に合格させるための支援や指導、いわゆる「出口指導」をもって進路指導と呼ぶ傾向も強まったと言える。

無論、進路指導の本来の姿はこのような受験偏重の指導とは全く異なる。前述の通り、キャリア教育と進路指導との間には概念的に大きな差異はなく、進路指導の取組は、キャリア教育の中核をなすということができ（「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書～児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために～」平成 16 年）、進路指導のねらいとキャリア教育の目指すところとほぼ同じ（平成 23 年中央教育審議会答申）であるとの見解が示されている。

①進路指導の定義

進路指導は、昭和 30 年代前半まで「職業指導」と呼ばれていたが、戦後一貫して、中学校・高等学校卒業後の将来を展望し、自らの人生を切り拓く力を育てることを目指す教育活動として、中学校及び高等学校の教育課程に位置付けられてきた。

進路指導とは、生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験および相談を通じて、生徒みずから、将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が組織的、継続的に援助する過程である。

文部省「進路指導の手引－中学校学級担任編」日本職業指導協会 昭和 36 年

進路指導は、生徒の一人ひとりが、自分の将来の生き方への関心を深め、自分の能力・適性等の発見と開発に努め、進路の世界への知見を広くかつ深いものとし、やがて自分の将来への展望を持ち、進路の選択・計画をし、卒業後の生活によりよく適応し、社会的・職業的自己実現を達成していくことに必要な、生徒の自己指導能力の伸長を目指す、教師の計画的、組織的、継続的な指導の援助の過程である。

文部省「進路指導の手引－高等学校ホームルーム担任編」日本進路指導協会 昭和58年

確かに、卒業後の進学・就職が、将来の社会生活・職業生活に少なからぬ影響を与えることは事実であり、それゆえ当時の実践の多くは、入学試験・就職試験に合格させることに力点を置き、その一方で、生徒一人一人が自ら主体的に将来を切り拓き社会参画するための力の育成については不十分な点を残していた。自らの長期的な将来展望との関連を十分検討しないまま、進学したり、就職したりすることが、その後の無気力や不適応を引き起こす要因となり得ることもまた事実であろう。

本来の進路指導は、卒業時の進路をどう選択するかを含めて、更にもっとどういう人間になり、どう生きていくことが望ましいのかといった長期的展望に立って指導・援助するという意味で「生き方の指導」とも言える教育活動なのである。

②進路指導の諸活動

(ア) 個人資料に基づいて生徒理解を深める活動と、正しい自己理解を生徒に得させる活動

生徒個人に関する諸資料を豊富に収集し、一人一人の生徒の能力・適性等を把握して、進路指導に役立てるとともに、生徒にも将来の進路との関連において自分自身を正しく理解させる活動である。

(イ) 進路に関する情報を生徒に得させる活動

職業や上級学校等に関する新しい情報を生徒に与えて理解させ、それを各自の進路選択に活用させる活動である。

(ウ) 啓発的経験を生徒に得させる活動

生徒に経験を通じて、自己の能力・適性等を吟味させたり、具体的に進路に関する情報を得させたりする活動である。

(エ) 進路に関する相談の機会を生徒に与える活動

個別あるいはグループで、進路に関する悩みや問題を教師に相談して解決を図ったり、望ましい進路の選択や適応・進歩に必要な能力や態度を発達させたりする活動である。

(オ) 就職や進学等に関する指導・援助の活動

就職、進学、家業・家事従事など生徒の進路選択の時点における援助や斡旋などの活動である。

(カ) 卒業者の追指導に関する活動

生徒が卒業後それぞれの進路先においてよりよく適応し、進歩・向上していくように援助する活動である。

文部省「進路指導の手引－中学校学級担任編（三訂版）」平成6年

※これまでの進路指導の実践が「出口指導」と指摘され、批判を浴びてきたのはこれらの諸活動のうち事実上(オ)に焦点が絞られすぎたからであり、これまでも、そしてこれからも、(オ)は進路指導の一部にしか過ぎないことを再確認しておく必要がある。

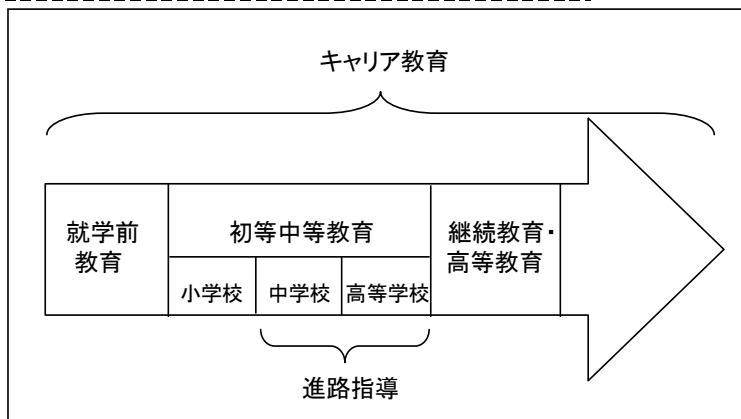
③キャリア教育と進路指導との関係

学習指導要領総則では、進路指導について「生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科（・科目）等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することが

できるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。」と示されている。

キャリアは、子ども・若者の発達の段階やその発達課題の達成と深く関わりながら、段階を追って発達していくものであり、このような発達を踏まえながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力である基礎的・汎用的能力を育てていくことが必要である。このため、キャリア教育は幼児期の教育や義務教育の段階から取り組んでいくことが不可欠であり、発達の視点を踏まえ、体系的に各学校段階の取組を考えていくことが求められている。

従って、キャリア教育は、就学前段階から初等中等教育・高等教育を貫き、また学校から社会への移行に困難を抱える若者（若年無業者など）を支援する様々な機関においても実践される。一方、進路指導は、理念・概念やねらいにおいてキャリア教育と同じものであるが、中学校・高等学校に限定される教育活動である。



今日、「進路指導」は、社会的にも広く通用する教育用語の一つと言え、誰しものが、自らの中学時代・高校時代の体験をもとに、身近な言葉として認識しているがゆえに、本来の理念とは反する理解も根を下ろしてしまっているようである。理念からかけ離れた「進路指導（＝出口指導）」と、キャリア教育との混同は是非とも回避しなくてはならない。

キャリア教育という用語の普及・浸透と同時に、理念とかけ離れた理解の蔓延をいかに防ぐかが問われている。そのためにも、各学校において、キャリア教育の正しい理解に基づく活発な実践が期待されるのである。

④進路指導と学級（ホームルーム）経営

※以下、児童を含めて「生徒」、ホームルームを含めて「学級」と表記する。

学校は、生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場・安心感がある場でなければならない。生徒一人一人は興味や関心などが異なることを前提に、生徒が自分の特徴・個性に気づき、よい所を伸ばしたり、可能性を発揮したりすることで、自己肯定感を持ちながら、日々の学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

学習指導要領総則では、生徒の発達の支援について、学級は、生徒にとって学習や学校生活の基盤であり、学級担任の教師の営みが重要であるとし、学級経営の充実を図ることが示されている。

学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。

（あわせて、小学校の低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。）

(ア)学級経営の充実

○学校・学年（・課程や学科などの）経営を踏まえて、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を

立てるようにする必要があること。

- 最も重要なことは学級の生徒一人一人の実態を把握し、愛情をもって接することで信頼関係を築くこと、すなわち「確かな生徒理解」であり、日頃のきめ細かい観察を基本に、面接など適切な方法を用いて、一人一人の生徒を客観的かつ総合的に認識すること。
- 学級を一人一人の生徒にとって存在感を実感できる場としてつくりあげること、すなわち、生徒の規範意識を育成するため、必要な場面では、学級担任の教師が毅然とした対応を行いつつ、「相手の身になって考え、相手のよさを見付けようと努める学級」、「互いに協力し合い、自分の力を学級全体のために役立てようとする学級」、言い換えれば、生徒相互の好ましい人間関係を育てていく上で、学級の風土を支持的な風土につくり変えていくこと。
- 集団の一員として、一人一人の生徒が安心して自分の力を発揮できるよう、日頃から、生徒の自己存在感や自己決定（意思決定）の場を与え、その時その場で何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培うこと。
- 教師の意識しない言動や価値観が、生徒に感化を及ぼすこともあり、この見えない部分での教師と生徒との人間関係にも十分配慮する必要があること。
- 校長や副校長、教頭の指導の下、学年・学科の教師や生徒指導の主任（・学年主任・学科主任）、更に養護教諭など他の教職員と連携しながら学級経営を進め、開かれた学級経営の実現を目指す必要があること。
- 家庭や地域社会との連携を密にすること。特に保護者との間では、日頃から連絡を取り合い、学級通信や保護者会（・家庭訪問）などによる相互の交流を通して、生徒理解、生徒に対する指導の在り方について共通理解をしておく必要があること。

(イ) ガイダンス機能の充実

生徒の発達の特性或教育活動の特性を踏まえて、あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスの機能の充実を図ることは、全ての生徒が学校や学級の生活によりよく適応し、豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くようにするとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育てる上で、極めて重要な意味をもつ。具体的には、学習活動など学校生活への適応、好ましい人関係の形成、学業や進路等における選択、自己の生き方などに関わって、生徒がよりよく適応し、主体的な選択やよりよい自己決定（意思決定）ができるよう、適切な情報提供や案内・説明、活動体験、各種の援助・相談活動などを学校として進めていくものである。（単なる事前の説明や資料配付に限定されるものではない。）

(ウ) カウンセリング機能の充実

個々の生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉がけを通して指導や援助を行うカウンセリングの機能を充実させることによって、生徒の発達に即して、よりよい（好ましい）人間関係を育て、生活に（よりよく）適応させ、人格の成長への援助を図ることは重要なことである。カウンセリングの実施にあたっては、個々の生徒の多様な実態や一人一人が抱える課題やその背景などを把握すること、早期発見・早期対応に留意すること、スクールカウンセラー等の活用や関係機関等との連携などに配慮することが必要である。

「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」（平成 16 年 1 月）

「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説－総則編」（平成 29 年 7 月）

「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説－総則編」（平成 29 年 7 月）

「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説－総則編」（平成 30 年 7 月）

15 情報教育

近年のグローバル化や急速な情報化の進展により、児童生徒は情報や情報技術を主体的に選択し活用していく力が求められる。文部科学省は「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」を設置し、情報化の進展等に対応した教育の情報化に向けた施策の検討を進め、ICT環境整備の加速化、地域・学校連携推進・貧困等による格差解消や地方創生への貢献に向けた方策をまとめた。さらに、教育の情報化を推進する参考資料として「教育の情報化に関する手引き（令和元年12月）」及び「教育の情報化に関する手引き（追補版）（令和2年6月）」が作成された。各学校においては、教育の情報化を推進することが重要である。本資料は教育の情報化における情報活用能力の育成及び教科指導におけるICT活用をまとめる。

(1) 教育の情報化について

「教育の情報化」とは、情報通信技術の特長を生かして教育の質の向上を目指すものであり、次の3つから構成される。

- ①情報教育：子供たちの情報活用能力の育成
- ②教科指導におけるICT活用：ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現等
- ③校務の情報化：教職員がICTを活用した情報共有によりきめ細やかな指導を行うことや、校務の負担軽減等

(2) 資質・能力の三つの柱と情報活用能力

情報活用能力を三つの柱で整理した内容を示す(表1)。育成する力を各学校で具体的に捉え、児童生徒の発達段階や教科等の役割を明確にして教科等横断的な視点で育むことが重要である。

表1 情報活用能力を三つの柱で整理した体系表例

分類		
A. 知識・ 技能	情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能	①情報技術に関する技能 ②情報と情報技術の特性の理解 ③情報を表現する記号の組み合わせ方の理解
	問題解決・探究における情報活用の方法の理解	①情報収集、整理、分析、表現、発信の理解 ②情報活用の計画や評価・改善のための理論や方法の理解
	情報モラル・情報セキュリティなどについての理解	①情報技術の役割・影響の理解 ②情報モラル・情報セキュリティの理解
B. 思考力、 判断力、 表現力等	問題解決・探究における情報を活用する力（プログラミング的思考・情報モラル・情報セキュリティを含む）	事象を情報とその結び付きの視点から捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決し、自分の考えを形成していく力 ①必要な情報を収集、整理、分析、表現する力 ②新たな意味や価値を創造する力 ③受け手の状況を踏まえて発信する力 ④自らの情報活用を評価・改善する力
C. 学びに向 かう力・ 人間性等	問題解決・探究における情報活用の態度	①多角的に情報を検討しようとする態度 ②試行錯誤し、計画や改善しようとする態度
	情報モラル・情報セキュリティなどについての態度	①責任をもって適切に情報を扱おうとする態度 ②情報社会に参画しようとする態度

(文部科学省「次世代の教育情報化推進事業『情報教育の推進等に関する調査研究』」を参考に作成)

情報活用能力の育成で想定される学習内容を示す（表2）。各学校は表1と表2を組み合わせ、情報活用能力の育成状況を明確化して指導の改善充実を図ることが重要である。

表2 情報活用能力育成で想定される学習内容

想定される学習内容	例
基本的な操作等	キーボード入力やインターネット上の情報の閲覧など、基本的な操作の習得等に関するもの 等
問題解決・探究における情報活用	問題を解決するために必要な情報を集め、その情報を整理・分析し、解決への見通しをもつことができる等、問題解決・探究における情報活用に関するもの 等
プログラミング	単純な繰り返しを含んだプログラムの作成や問題解決のためにどのような情報を、どのような時に、どれだけ必要とし、どのように処理するかといった道筋を立て、実践しようとするもの 等
情報モラル・情報セキュリティ	SNS、ブログ等、相互通信を伴う情報手段に関する知識及び技能を身に付けるものや情報を多角的・多面的に捉えたり、複数の情報を基に自分の考えを深めたりするもの 等

（文部科学省「次世代の教育情報化推進事業『情報教育の推進等に関する調査研究』」を参考に作成）

(3) 情報モラル教育の充実について

情報モラルとは「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」のことであり、具体的には、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや情報を正しく安全に利用すること、情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどである。情報モラルは情報活用能力に含まれる学習の基盤となる資質・能力として各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要である。

情報モラル教育は、文部科学省委託事業より作成・公表された「情報活用能力の体系表例（平成31年）」「情報モラル指導モデルカリキュラム表（平成19年）」を参考に各学校において体系的に取り組むことが効果的である。例えば「情報モラル指導モデルカリキュラム表」では、「情報社会の倫理」「法の理解と遵守」「安全への知恵」「情報セキュリティ」「公共的なネットワーク社会の構築」に分類して、小学校低学年、中学年、高学年、中学校、高等学校の5つの段階に応じて指導目標を示しており発達段階に合わせて指導することができる。体系表例の詳細は参考資料を参照すること。

情報モラルを児童生徒に指導するに当たっては、教師自身が以下の情報モラルに関する知識を持っている必要がある。

- ・インターネット上で起きていることに関する最新の情報を入手すること。児童生徒が事件に巻き込まれたり関わったりした事例も把握しておくとともに、自校の児童生徒がインターネットをどのように使っているかを調査しておくことも重要である。
- ・情報モラルに関連する法令の知識をもって児童生徒の指導に当たる必要がある。法令やそれに関する解説については、その所管する官庁などのホームページで情報を入手しておく。
- ・問題が起きた場合の対処について知っておく必要がある。児童生徒への指導や支援、インターネットサービスプロバイダへの対応、所轄警察署と連携した対応も考えられる。

また、保護者が契約した通信サービスを児童生徒が利用する際に、どのように利用するかを十分に検討しないことに起因したトラブルも多い。学校は保護者へフィルタリングによる機能制限や家庭のルールを定め適切に利用するよう、理解を促すことも必要である。

(4) 小中高等学校段階を通じたプログラミング教育の目的と必要性

プログラミング教育は、子供たちがコンピュータを適切かつ効果的に活用する力を育むことを目的としている。「教育の情報化に関する手引き（追補版）」に以下の内容が示されている（表3）。

表3 プログラミング教育の充実について

校種	内容
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・総則において、各教科等の特質に応じて「プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を計画的に実施することを新たに明記 ・算数、理科、総合的な学習の時間において、プログラミングを行う学習場면을例示
中学校	技術・家庭科技術分野において、プログラミングに関する内容を充実（「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」について学ぶ）
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての生徒が必ず履修する「情報Ⅰ」でプログラミングの基礎を学ぶ ・「情報Ⅱ」（選択科目）では、プログラミングを発展的に学ぶ

（文部科学省「教育の情報化に関する手引き（追補版）」第3章プログラミング教育の推進を参考に作成）

令和2年度より新たに必修となった小学校プログラミング教育においては、プログラミングの技能を習得することがねらいではない。プログラミング的思考を育み、コンピュータ等を活用した身近な問題の解決に取り組んでいくことが大切である。

(5) 教科等の指導におけるICTの活用

ICTを効果的に活用した学習場面は、文部科学省委託事業「学びのイノベーション事業」において整理されている（表4）。

表4 ICTを効果的に活用した学習場面

大分類	中分類	学習場面の内容
一斉学習	教師による教材の提示	画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用
個別学習	個に応じた学習	一人一人の習熟の程度等に応じた学習
	調査活動	インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録
	思考を深める学習	シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習
	表現・制作	マルチメディアを用いた資料、作品の制作
	家庭学習	情報端末の持ち帰りによる家庭学習
協働学習	発表や話し合い	グループや学級全体での発表・話し合い
	協働での意見整理	複数の意見・考えを議論して整理
	協働制作	グループでの分担、協働による作品の制作
	学校の壁を越えた学習	遠隔地や海外の学校等との交流授業

（文部科学省委託事業「学びのイノベーション事業」を参考に整理）

教科等の指導においてICTを活用する場合は、ICTが目的化することなく情報活用能力を発揮して主体的・対話的で深い学びに繋げることや、児童生徒の実態に合わせて個に応じた指導を充実させることが大切である。

(6) GIGA スクール構想について

GIGA スクール構想は、文部科学省が 2019 年に開始した取組で児童生徒に 1 人 1 台端末と高速大容量ネットワークを一体的に整備して多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校で持続的に実現させるものである。児童生徒が 1 人 1 台端末を使って学ぶことにより以下の学習効果が考えられる。さまざまな教育活動において端末及びクラウドを活用した学習の充実が求められている。

個別最適な学びの充実：生徒一人ひとりの学習進度や理解度に合わせた教材や課題を提供することができる。これにより学習の個性化、指導の個別化が実現できる。

協働的な学びの充実：クラウド環境を使って、生徒同士が共同で学習したり、意見交換したりしながら主体的に問題を解決することができる。これにより探究的な学習や体験活動が充実するとともに、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、生涯にわたって能動的に学ぶ態度を身に付けることができる。

授業の効率化：デジタル教材を活用することで、授業準備や評価が効率化され教員の負担が軽減される。データ利活用により生徒の理解度をすぐに把握することが可能となる。

創造性の発揮：プレゼンテーションや動画制作など、さまざまなデジタルツールを使ってアイデアを表現することができる。これにより創造性や表現力が向上する。

(7) 学習における生成 A I の活用について

インターネット上の多量な情報から期待する答えを出すことが可能な生成 A I は、教育分野においても様々な活用場面が増えている。生成 A I 活用の参考資料として、令和 6 年 12 月に「初等中等教育段階における生成 A I の利活用に関するガイドライン Ver2.0」を公表した。一方で生成 A I は急速に進化し続けており、教師は文部科学省が策定する最新のガイドラインを順守するなど知識をアップデートしていくことが大切である。

情報教育においては、生成 A I の活用を目的化することなく、学習指導要領に示す資質・能力の育成を目指す。生成 A I の出力情報を児童生徒自ら責任を持ち利用する力を育成する。教師は、ファクトチェックの徹底や A I が作り出す架空の情報（ハルシネーション）・A I が出力した情報の偏り（バイアス）等の特性を児童生徒が理解して使いこなす学習場面の設定が大切である。そのため教師自身も生成 A I を使いこなす力が求められる。生成 A I に慣れ親しみ利便性や懸念点を整理しておくとうい。

また、生成 A I の利用においては情報モラル教育及び人権教育を意識すること。情報モラル教育では個人情報やプライバシーを守る方法を身に付けること、著作権の保護を理解させることが大切である。人権教育では特定の集団への人種、性別、国籍等の多様な背景を理由とした不当で有害な偏見及び差別をなくすよう十分に配慮する。

参考資料：

「情報モラル指導モデルカリキュラム表」	平成 19 年	文部科学省
「学びのイノベーション事業」	平成 26 年	文部科学省
「教育の情報化加速化プラン～ I C T を活用した『次世代の学校・地域』の創生～」	平成 28 年	文部科学省
「次世代の教育情報化推進事業『情報教育の推進等に関する調査研究』」	令和元年	文部科学省
「小学校プログラミング教育の手引き（第三版）」	令和 2 年	文部科学省
「教育の情報化に関する手引き（追補版）」	令和 2 年	文部科学省

16 特別支援教育

(1) 特別支援教育の理念（平成19年4月1日 文部科学省通知より）

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(2) 障害の理解と実態把握

① 実態把握

個々の幼児児童生徒の実態把握は、すべての教育活動に必要なことである。

幼児児童生徒の障害の状態は、一人一人異なっている。個々の障害の状態、発達や経験の程度、興味・感心、生活や学習環境などの的確な把握が求められている。

実態把握をする際に収集する情報の内容としては、病気の有無や状態、生育歴、基本的な生活習慣、人や物とのかかわり、心理的安定の状態、コミュニケーションの状態、対人関係や社会性の発達、身体機能、視機能、聴覚機能、知的発達や発育の状態、興味・関心、障害の理解に関すること、学習上の配慮事項や学力、特別な施設・設備や補助用具（機器を含む）の必要性、進路、地域の環境等様々なことが考えられる。その際、幼児児童生徒が困難なことのみを観点にするのではなく、長所や得意としていることも把握する必要がある。

幼児児童生徒の実態を的確に把握するに当たって、保護者から生育歴や家庭生活の状況を聞いたり、保護者の教育に対する考えを捉えたりすることは欠くことができないことである。保護者からの話を聞く際には、その心情に配慮し共感的な態度で接することが大切である。

また、教育的立場からの実態把握ばかりでなく、心理学的な立場、医学的な立場からの情報を収集したり、幼児児童生徒が支援を受けている福祉施設等からの情報を収集したりして実態把握することも重要である。

② 一人一人の障害の状態に応じた配慮（合理的配慮等）

合理的配慮の提供については、障害者の権利に関する条約において①障害者の権利に関する条約「第二十四条 教育」においては、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度（inclusive education system）等を確保することとし、その権利の実現にあたり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」を位置付けている。②同条約「第二条 定義」においては、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

(3) 特別支援教育のしくみ

① 特別支援教育の場・就学基準

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等のしようによっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	一 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	
言語障害		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

特別支援学校就学基準と特別支援学級、通級による指導の対象者の基準(その2)

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
自閉症		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害		二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
A D D			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

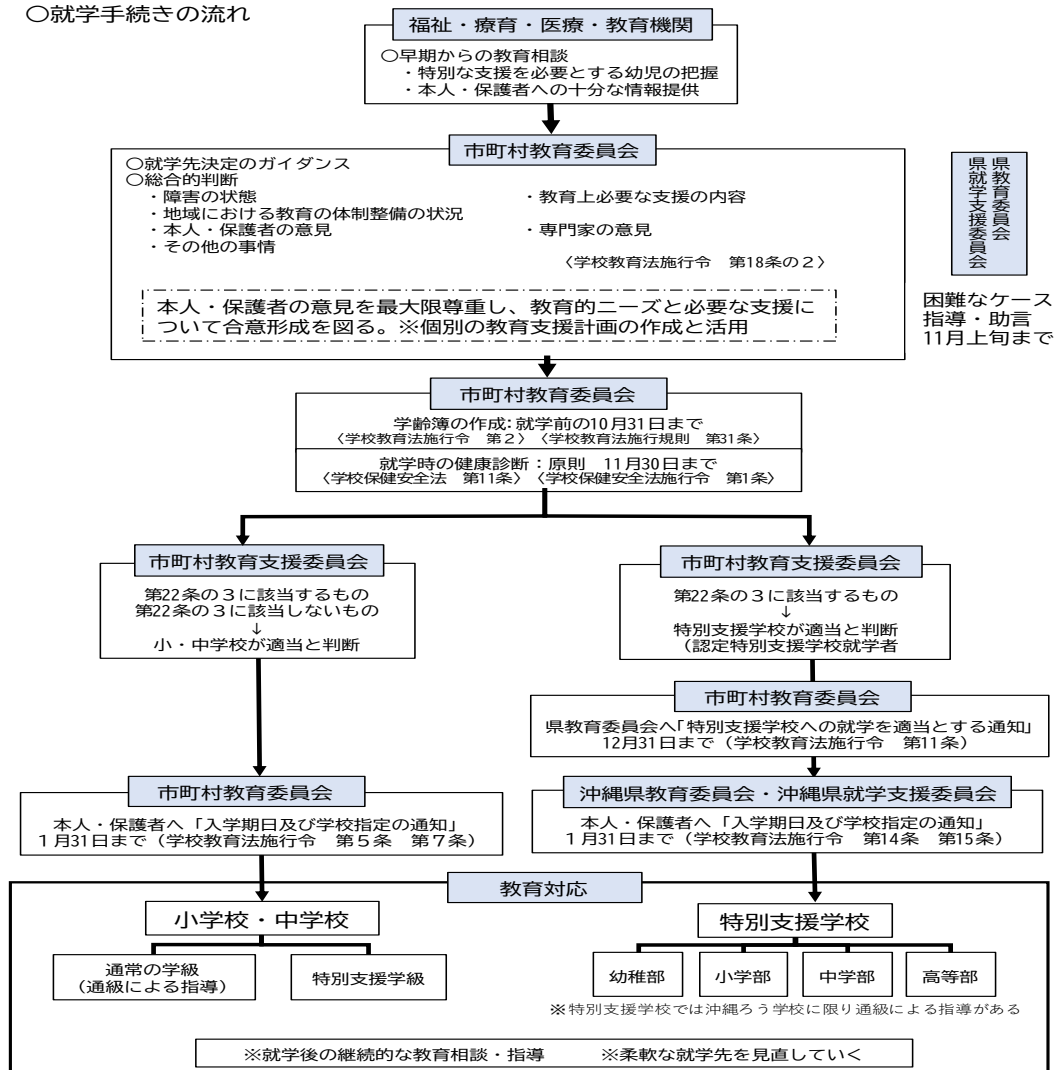
具体的には①【通常学級】（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）、②【通級による指導（通級指導教室）】（小学校、中学校、高等学校：平成30年度開始、R8年度は9校）、③【特別支援学級】（小学校、中学校）、④【特別支援学校】があり、どの教育の場が適切かは、市町村教育委員会に設置されている就学支援委員会等において、主たる障害の程度や状態、諸状況等により総合的に判断される。

② 就学手続きの流れ

平成25年9月1日には学校教育法施行令が一部改正され、障害のある児童生徒の就学先決定について、一定の障害のある児童生徒は原則として特別支援学校に就学するという考えを改め、市町村教育委員会が、個々の児童生徒や保護者の意見を最大限尊重し、その障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小・中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改められた。

「学校教育法施行令の一部改正について」において、「就学規準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、～市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、～最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」と示されている。また「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（H25文科省通知）」で、障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重においては、「市町村教育委員会は、改正後の～最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。」と示している。

○就学手続きの流れ



③ 個別の教育支援計画・個別の指導計画

特別支援教育の実施においては、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成して進めることとなっている。

④ 学級編制

小・中学校の特別支援学級は「8人」を1学級の標準として編制されている。

特別支援学校は小学部、中学部一般学級「6人」、高等部一般学級「8人」、重複障害学級及び訪問学級は小学部、中学部、高等部ともに「3人」を標準として編制されている。

(4) 本県における特別支援教育の内容（特別支援教育の場）

障害のある子供の学びの場については、障害者の権利に関する条約に基づく「インクルーシブ教育システム」の理念の実現に向け、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備を行っている。また各学校においては、個人に必要な合理的配慮が展開されている。

(合理的配慮の具体例)

- ・バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障害の状態に応じた適切な施設整備
- ・個別学習や情緒安定のための小教室等の確保や、対人関係の状態に対する配慮
(選択性かん黙や自信喪失などにより人前では話せない場合など)
- ・コンピュータ、デジタル教材、個別指導のための小教室の確保
- ・クールダウンするための小教室の確保
- ・口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報揭示
- ・一人一人の状態に応じた教材等の確保（デジタル教材、ICT 機器等の利用）
- ・障害の状態に応じた教科における配慮（例えば、視覚障害の図工・美術、聴覚障害の音楽、肢体不自由の体育等）

※その他障害種ごとの合理的配慮例については、文部科学省 HP を参照

○通常学級<幼小中高>

幼小中高等学校等において、インクルーシブ教育システムの構築・推進により、合理的配慮、特別支援教育の視点やユニバーサルデザイン等を考慮しながら指導が進められており、個々の障害に配慮しつつ通常の教育課程に基づく指導を行っている。

○通級による指導（通級指導教室）<小中高>

小中学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態である。通級による指導の種類は弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害、発達障害（学習障害、ADHD）等である。小中学校では、自立活動の指導を年間の週1～8時間以内の範囲で行うことを標準としている（学習障害者と注意欠陥多動性障害者については、年間10単位時間が下限となる）。また、高等学校における通級による指導（自立活動）は、年間7単位を越えない範囲で卒業に必要な単位として認められる。

通級による指導の対応は、校内に設置された教室で指導を受ける「自校通級」、他校に設置された教室で指導を受ける「他校通級」、担当教員が市町村内を巡回して指導を受ける「巡回による通級」などの対応があり、自立活動等*の指導が進められている。

*「自立活動」は、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の教育課程において、特別に設けられた指導領域であり、その目標は、「個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、も

って心身の調和的発達の基盤を培う。」となっている。

○特別支援学級<小中>

小中学校等において、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置された学級である。特別支援学級の種類は、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害の7種類である。教科等によって通常の学級（交流学級）で授業を受けることや行事等を共に行うなど、校内における交流及び共同学習が実施されている。

○特別支援学校<視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱>

特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置された学校である。

特別支援学校の種類は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の5種類で、小学部、中学部、高等部が設置されており、高等部には普通科のほか専門学科が置かれている学校がある。また、一部の学校には幼稚部が設置されている。なお、離島・遠隔地の児童生徒の通学保障のため、一部の学校には寄宿舎が付設されている。

学校の概要としては、単一障害の教育を実施する校種「単独校」、複数障害の教育を実施する校種「教育部門併設校」、高等部のみを設置する「高等支援学校」等があり、視覚障害特別支援学校高等部には専攻科が設置されている。

(5) 障害の状態等について

① 視覚障害

視覚障害とは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に困難がある状態をいう。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等がある。また、生活では、慣れない場所においては、物の位置や人の動きを即時的に把握することが困難であったり、他者の存在に気付いたり、顔の表情を察したりすることが困難であり、単独で移動することや相手の意図や感情の変化を読み取ったりすることが難しい等がある。視覚障害の教育は、通常学級、通級による指導、弱視特別支援学級、視覚障害特別支援学校において行われている。

② 聴覚障害

聴覚障害とは、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。聴覚障害の程度や聞こえ方、言語発達の状態は、一人一人異なっている。聴覚障害の教育は、通常学級、通級による指導、難聴特別支援学級、聴覚障害特別支援学校において行われている。

③ 知的障害

知的障害とは、一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われている。知的障害の教育は、知的障害特別支援学級、知的障害特別支援学校において行われている。

④ 肢体不自由

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。肢体不自由の教育は、通常学級、通級による指導、肢体不自由特別支援学級、肢体不自由特別支援学校において行われている。

⑤ 病弱・身体虚弱

病弱とは、心身が病気のため弱っている状態をいう。また、身体虚弱とは、病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態をいう。これらの用語は、この

ような状態が継続して起こる、又は繰り返し起こる場合に用いられており、例えば風邪のように一時的な場合は該当しない。病弱・身体虚弱の教育は、通常学級、通級による指導、身体虚弱特別支援学級、病弱特別支援学校において行われている。

⑥ 言語障害

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいう。言語障害の教育は、通常学級、通級による指導、言語障害特別支援学級において行われている。

⑦ 自閉症

自閉症とは、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害である。その特徴は3歳くらいまでに現れることが多いが、成人期に症状が顕在化することもある。中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されている。自閉症の教育は、通常学級、通級による指導、自閉症・情緒障害特別支援学級において行われている。

⑧ 情緒障害

情緒障害とは、周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している状態をいう。情緒障害の状態の現れ方や時期は様々であり、状況に合わない心身の状態を自分の意思ではコントロールできないことにより、学校生活や社会生活に適応できなくなる場合もある。また、子供本人は困難さを感じているにもかかわらず、その困難さが行動として顕在化しないため、一見すると学校生活や社会生活に適応できているように見えてしまう場合もある。情緒障害の教育は、通常学級、通級による指導、自閉症・情緒障害特別支援学級において行われている。

⑨ 学習障害

学習障害とは、全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいう。学習障害の教育は、通常学級、通級による指導において行われている。

⑩ 注意欠陥多動性障害

注意欠陥多動性障害とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態をいう。注意欠陥多動性障害の教育は、通常学級、通級による指導において行われている。

(6) 交流及び共同学習

交流及び共同学習は、全幼児児童生徒にとって、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものである。学校卒業後においても、障害のある子供にとっては、様々な人々と共に助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるとともに、障害のない子供にとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながることを考える。また、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要

がある。

交流及び共同学習の内容としては、例えば、特別支援学校と幼小中高等学校等が、学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークを活用してコミュニケーションを深めたりすることなどが考えられる。これらの活動により、各学校全体の教育活動が活性化されるとともに、子供たちが幅広い体験を得て視野を広げることで、豊かな人間形成に資することが期待される。

また、学校において交流及び共同学習や障害のある人との交流を行うことは、近い将来に社会を担う子供たちの「心のバリアフリー」を育むだけでなく、子供たちを通してその保護者や活動に関わる関係者の障害者に対する理解を促進し、社会全体の意識を変えることにつながる。

(7) 沖縄県立特別支援学校一覧（令和8年4月1日現在）

	学校等	教育部門	設置学部	高等部・専攻科の学科 (コース)	幼小中高に 準ずる教育 課程実施校	知的教育の 教育課程実 施校	備考
1	沖縄盲学校	視	幼小中高	普通	○	○	
		視	高	専攻科（理療科）			高等教育機関（専門教育課程）
				専攻科（保健理療科）			高等教育機関（専門教育課程）
2	沖縄ろう学校	聴	幼小中高	普通	○	○	
3	名護特別支援学校	視・聴・知	幼小中高	普通（普通コース）	○	○	
				普通（産業コース）		○	軽度知的障害生徒対象
4	美咲特別支援学校 (美里高校分教室) (総合教育センター分教室)	知	幼小中高	普通		○	
		知	高	普通		○	
		知	高	普通		○	
5	はなさき支援学校	知	小中高	普通		○	
6	大平特別支援学校 (久米島高校分教室)	知	小中高	普通		○	
		知	高	普通（産業コース）		○	軽度知的障害生徒対象
7	那覇みらい支援学校	知・肢・病	小中高	普通	○	○	
8	島尻特別支援学校 (真和志高校分教室)	知・肢	幼小中高	普通	○	○	
		知	高	普通		○	重度・中度知的障害生徒対象
9	西崎特別支援学校	知	幼小中高	普通		○	
10	宮古特別支援学校	視・聴・知・肢・病	幼小中高	普通	○	○	
11	八重山特別支援学校	視・聴・知・肢・病	幼小中高	普通		○	
12	桜野特別支援学校	肢・病	小中高	普通	○	○	施設隣接校
13	泡瀬特別支援学校	肢	小中高	普通	○	○	施設隣接校
14	鏡が丘特別支援学校	肢	小中高	普通	○	○	
15	那覇特別支援学校	肢	小中高	普通	○	○	施設隣接校
16	鏡が丘特別支援学校浦添分校	肢	高	普通		○	施設隣接校
17	森川特別支援学校 (院内学級)	病	小中高	普通	○	○	
		病	小中高	普通	○	○	
18	沖縄高等特別支援学校	知	高	就労技術科 (就労技術コース) (福祉コース)		○	軽度知的障害生徒対象
19	陽明高等支援学校	知	高	総合産業科		○	軽度知的障害生徒対象 高校併設校
20	南風原高等支援学校	知	高	産業科		○	
21	中部農林高等支援学校	知	高	総合実務科		○	
22	やえせ高等支援学校	知	高	産業科		○	

1.7 へき地教育

(1) 沖縄のへき地学校の現状

昭和29年の教育の機会均等(基本法第3条)の趣旨に基づき制定された「へき地教育振興法」で、へき地教育とは「交通条件及び自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校」(第2条)において行われる教育をいう。

令和7年度、県内公立の小学校は258校(うち休校中2校)、中学校144校(うち休校中1校)、合計402校となっている。その中でへき地の指定を受けている学校は、小学校80校、中学校52校(ともに令和6年度5月時点)、合計132校で、小学校31%、中学校36.1%がへき地指定となっている。

国頭地区や宮古・八重山地区においては、統廃合化が進んでいる。

(2) へき地・小規模・複式学級における教育方法(主な学習形態・指導方法など)

- ① 合同学習：学級(学年)の枠を越えて、2学級(学年)以上の児童生徒が一緒に学習する方法。(全校体育や全校音楽など)人数が多くなることによって、他の人との関わりを重視した学習を計画することができる。
- ② 集合学習：近隣の2校以上の児童生徒を一カ所に集め、各領域などの指導計画の一部の学習活動を各学校の教師の協力的な指導により展開する教育方法。
- ③ 交流学习：学校規模や生活環境の異なる学校間で、姉妹校的な関係を結び、それぞれの学校が単独では体験できない学習や生活をさせる教育方法。(手紙・メール・Zoomなど)
- ④ 複式学級における学習指導：2つの学年の児童生徒を同時に指導していくために、指導内容の組み合わせや指導方法を工夫することが必要である。指導類型には、学年別指導、同単元指導などがある。学年別指導を効率よく進めるために、両学年の学習段階をずらして組み合わせ、「直接指導」「間接指導」によって学習を行う方法『ずらし』や1単位時間の学習過程の中で「直接指導」「間接指導」のバランスを取りながら、両方の学年を交互に移動して指導を行う教師の動き『わたり』がある。
- ⑤ ガイド学習：複式学級における間接指導時の効率化を図るために考え出された小集団学習の形態で、学級集団から選ばれた児童生徒(ガイド)が教師指導のもとに立てた学習進行計画によってリードしながら協同で学習する方法。

(3) へき地教育の特質と課題

【特質】 へき地教育の特質は、一つの学級が少人数のため、個に応じた指導の充実を図ることができる点、地域の恵まれた豊かな自然環境を教材化したり、体験的な活動に生かすことができる点である。また学校と家庭・地域社会との緊密な連携で行われる学校行事等が行われるなど、地域と密接な連携のもとに実践を積み重ねてきた「地域の中の学校づくり」という教育環境がある。

【課題】

- ① 児童生徒
豊かな自然環境に恵まれた児童生徒は、都会の子どもたちに比べて、素朴さ、純真さ、粘り強さといった特性をもっている。一方、少人数ゆえに、社会性、競争心の欠如や学習意欲の不足等、克服すべき課題もある。

- ア 文化的刺激が少なく、学習の基礎となる生活経験の幅が狭い。
- イ 児童生徒数が少ないため、競争心を喚起しにくい。
- ウ 社会的スキルを育む機会が少なく、集団思考の経験が乏しい。

② 教師

へき地校勤務における待遇や制度面の改善が図られ、中堅教師のへき地校勤務希望者が多くなっているが、教師の生活圏の多くが本島であるため、へき地校勤務はいろいろな点で不便であり敬遠されがちである。しかし勤務年数が2～3年であるため、異動が激しいことや、児童生徒の不安定な在籍数から補充教員が多く配置され、学校教育を推進する上で、多くの課題をかかえている。

以下、主な課題をあげる。

- ア 複式・小規模校の学校・学級経営の研究と教科等の指導に関する継続研究の課題。
- イ 交流学习及び集合・合同学習の推進と経費の確保や安全性の問題。
- ウ 教職員の人事異動の問題。
- エ 小規模学校が多く複式学級や極小人数の学級(6名以下)が多いため、教材研究や学習指導に困難性が大きいという問題。

③ 教育条件

- ア 小規模学校のために教材費も少なく、経済力の低い地域が多いことから、施設設備など物的教育条件に課題もある。
- イ 地域との連携が強いので、生活指導の面で積極的な共通理解が必要である。

(4) 今後の努力点

へき地学校での教育実践で最大の課題となっているのが、複式授業の効率化という問題である。複式授業では、一人の教師が両学年以上を同時に教える関係上、直接指導と間接指導の兼ね合いから、指導の分散を生じるなど学習指導上さまざまな問題を抱えている。

このような問題を抱えながらも、小規模校の長所を生かした授業やICT機器等の効果的な活用を図ることで大規模校にはない教育効果をあげることも可能である。「へき地教育にこそ教育の原点を求めるべきである」といわれるように、真の意味で一人一人を大切に、伸ばしうる教育が求められているといえよう。今後へき地教育の特性を生かした学校・学級経営及び学習指導の改善充実のための努力点として次のことが挙げられる。

- ① 複式学級の指導資料を作成し、へき地・小規模校や複式学級における学習指導の際、初めて経験する教師でも、指導に困らないように支援する。
- ② 複式学級担任研修講座や、へき地教育研修講座によって複式指導や特色ある学校・学級経営の改善を図る。
- ③ へき地教育研究校を指定し、教職員の研究体制の確立を図る。
- ④ へき地教育研究大会を開催し、へき地校の抱える諸問題について研究討議をするとともに、各地区の研究成果に基づく協議を行い、へき地教育の振興と改善を図る。
- ⑤ 複式設置校校長等講座を開催し、へき地の特性を生かした地域ぐるみの学校・学級経営の研究を図る。
- ⑥ 個別指導や児童・生徒の興味・関心、多様な思考の伸長のために、ICT機器等を活用した指導法の工夫、改善を図る。
- ⑦ 全国へき地教育研究大会、九州へき地教育研究大会へ積極的に参加し、資質の向上に努める。

18 国際理解教育

(1) 国際理解教育の必要性

① 背景

現在、環境問題、エネルギー問題、人口問題、食糧問題など地球規模の問題が深刻化しており、それらの問題が緊急に解決されなければ人類はその存続さえ危ぶまれる状況にある。その解決に当たっては、国際的な協調が不可欠となっており、絶えず国際社会に生きているという広い視野を持つとともに、国を越えて相互に理解し合うことが、ますます重要な課題となっている。

② 国際的な相互依存関係の時代

交通手段の発達や情報化が進む中で、経済、社会、文化等の様々な面でグローバル化が進展し、国際的な相互依存関係はますます深まっている。国際化の進展は、人々との相互理解、相互交流が基本となるものであり、国際理解教育を進めていくに当たっては、多様な異文化の生活、習慣、価値観などについての「違い」を「違い」として認識していく態度や相互に共通している点を見つけていく態度、相互の歴史的伝統や多元的な価値観を尊重し合う態度などを育成していくことが不可欠である。

③ 国際社会における日本の立場

我が国は、経済大国として大きな力を持っており、地球環境問題への対応や科学技術や文化の面などで、今後一層積極的に国際社会に対して貢献し、世界の平和と発展に寄与していくことが必要である。

(2) 国際理解教育の基本理念

① 法的理念

ユネスコ憲章、世界人権宣言、日本国憲法及び教育基本法の根底に流れる精神は、世界平和、基本的人権、国際協調の維持促進にあり、これらは私たちに国際理解教育の推進を求めている。

② 学校教育の理念

国際理解教育に関する指針は以下の答申や報告に明示されているので、熟読しておく必要がある。

ア 第15期中央教育審議会 審議のまとめ「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（平成8年7月）」

国際化への対応の指針：①異文化と共生できる資質や能力、②自己の確立、
③コミュニケーション能力

イ 「初等中等教育における国際教育推進検討会報告（平成17年8月）」

「国際化が一層進展している社会においては、国際関係や異文化を単に理解するだけでなく、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという点を一層強く意識することが必要」

(3) 国際理解教育と人材育成

① 指導の方針と要点

県教育委員会は、「学校教育における指導の努力点」において、「自他の文化理解と外国語によるコミュニケーション能力の育成」を示しており、コミュニケーション能力の育成を一層充実させることが重要としている。さらに、学校における国際理解教育は、全職員による共通理解を基盤として、組織的、計画的、日常的に行われることが大切であるとしている。

② 国際理解教育の充実

広い視野を持ち、異文化を理解し、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するためには、子どもたちが我が国の歴史や伝統文化などについての理解を深めることが、極めて重要である。また、自分自身が何者であるのかを知ること、すなわち自分自身の座標軸を明確に持つことが大切である。

(4) 県教育委員会と独立行政法人国際協力機構（JICA）沖縄国際センターの連携

県教育委員会は、JICA 沖縄国際センターと連携し、沖縄県の国際交流拠点を担う人材の育成に係る国際理解教育・開発教育の拡充ならびに開発途上国に対する国際教育協力の推進に向けて連携協力を図っている。

19 環境教育

環境教育の必要性、具体的な進め方について、次の6点を確認する。

(1) 人類は、かけがえのない地球環境を「大きく変えながら」繁栄してきた

地球が誕生して約46億年、この地球上に生物が出現したのが今からおよそ38億年前のことである。地球が生物の住める快適な環境になるのに10億年程の長い時間を要したことになる。そして、人類の仲間が地球上に現れたのは今からおよそ700万年前のことであり、人類が生活の向上をめざし、自然に対してはたらきかけを行うようになったのは、わずか数千年前からのことである。

さまざまな技術の進歩は確かに生活を豊かにし、利便性を高めた。一方で、その技術の進歩は、生物多様性の低下や生態系の平衡状態へ影響を与え、今では地球全体の気候変動を顕著なものにしてしまうほどとなった。

(2) 人類は、かけがえのない地球環境を「どう変えて」きたのか

人間生活の向上と生活様式の変化は、地球環境を大きく変えた。わが国における環境問題は、昭和30～40年代の企業による公害問題に始まる。それは、水俣病、四日市ぜんそくなどで知られているように、企業の生産活動としての産業公害が中心であった。そこでは、企業と地域住民のように、加害者と被害者の関係が比較的はっきりしていた。その後、昭和40～50年代になると、ごみの問題や生活排水による水質汚濁などに見られるように、都市に人口が集中することによって生じた都市型、生活型公害に代表される生活環境の悪化が現れはじめ、現在ではSDGsに象徴されるように、全世界が協力して人類の活動そのものを見直す必要性について強く指摘されるに至っている。

(3) 人類は、かけがえのない地球環境の変化を「どのように認識」すればよいのか

環境問題の背景には、経済成長や資源・エネルギーの消費の問題があり、われわれ一人一人の生活様式のあり方が問い直されている。このうち、産業公害は、特定の企業の責任としてその発生源を断つという対処策で処理されてきた。しかし、都市型、生活型公害や地球規模の環境問題の原因は、われわれ一人一人が生物多様性によって無償で我々に提供されている『生態系サービス』を意識せず、豊かで快適な生活を送るなかで、大量の資源やエネルギーを消費し、多量的生活廃棄物を出していることにある。われわれ一人一人が被害者であると同時に、加害者であると認識しなければならない。

また、地球規模の環境問題は、それぞれが個々に独立しているものではなく、影響が連鎖することについて理解する必要がある。例えば、化石燃料の消費で発生する物質は地球温暖化の原因になるが、この現象は河川流量、海水温・海面水位変動、豪雨や巨大台風、土砂災害、洪水、感染症、海洋生物生息域の変化を引き起こす。これらの現象が生じると、水価格の上昇、エネルギー価格の上昇、食料価格の上昇、紛争の激化につながる。このように、一つの環境問題を放置することが人類の生存に直接影響を与える事態につながり得ることを、われわれは強く認識しなければならない。

(4) 人類は、かけがえのない地球環境を維持するために「何」をなすべきか

地球規模の環境問題解決に向けて行動することは、すべての人が避けることのできない喫緊の課題であり、生涯学習の大きな対象でもある。われわれ一人一人が、環境に対しての感受性を高め、確かな認識と責任ある態度、環境を保全するための実践的な行動力を身につけることが必要であり、これを受け、人間形成をめざす学校教育のなかに「環境教育」が位置づけら

れた。

さらに、最近では、発展途上国の経済成長を妨げないために、環境保全を考慮した節度ある開発や、先進国の課題も合わせて世界中が協力して解決することが重要であるという考えに基づき、持続可能（現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていく）な開発目標を定め、その達成に向けて具体的な取組について模索している。

(5) 学校教育のなかで「環境教育を行うときの視点」をどのようにおけばよいか

学校における環境教育を行うに当たっては、経済・社会問題、科学技術、生活環境などに関連した内容の習得だけにとどまらず、環境に対する豊かな感受性と見識に基づいて、環境問題の解決に必要な、的確で主体的な意志決定ができる資質・能力を育成する必要がある。そして、生涯学習の基礎となるように配慮することが大切である。

そのために学校における環境教育は、人材や教科あるいは組織等のつながりを意識して、①学校教育全体を通して行い各教科及び総合的な探究の時間等において体験的活動や問題解決的な学習を重視し、②各教科及び総合的な探究の時間等のなかで環境教育と直接関係のある内容を取り上げ重点的に指導し、③各教科及び総合的な探究の時間等のなかで、一見、環境教育とは関係のないような事柄でも、環境教育的な視点に立って指導することをとおして、教科等本来のねらいと併せて、環境教育のねらいも達成するなどの視点で行われなければならない。環境問題解決のためには、文理を超えた分野横断的な視点が必要なことは先述のとおりである。

(6) 学校教育のなかで「環境教育を実践する」ときその枠組みをどうすればよいか

前述のように環境教育は学校教育全ての領域で行われなければならないが、ここでは特に教科等の授業の中で環境教育を実践する時の枠組みについて述べておく。まず手始めに、各教科等において環境教育に関係ある内容を取り出すことである。そして単元配列表などを作成し教科等の間で関連をもたせつつ、調和のとれたカリキュラムを作ることから始めてみよう。そして、実践に当たっては下記のように枠組みを明確にすると容易に実践ができる。以下にその例を示す。

①「環境についての教育」を考えること。

各教科及び総合的な探究の時間等において、環境や環境問題についての知識を習得させることである。各教科等の単元計画を参考に、一部の教科に偏らない教科横断的な計画を策定することなどが考えられる。

②「環境のための教育」を行うこと。

環境に対する態度形成の指導である。たとえば、環境を保全する態度、生命を尊重する態度、的確で総合的な立場からの意志決定、価値判断する態度、環境倫理観、環境に配慮した生活や実践的な行動力等を育てることである。ただし、これらの資質・能力を評価する際は、学習指導要領に示されている育成すべき資質・能力の1つである「学びに向かう力、人間性等」のうち、「感性、思いやり」に属する可能性について慎重に判断すること。観点別評価ではなく、個人内評価が適切である場合も考えられる。

③「環境のなかでの教育」を推進すること。

自然環境を身近で親和的な存在として捉えることにつながる豊かな自然体験や生活体験をとおして感受性を刺激し、好奇心を育て、環境の保全に主体的に働きかける態度の育成及び行動力を育むことなどである。これらは、環境に関する課題を発見し分析し解決するための、野外観察、野外活動、調査活動、課題研究などにつながる大変重要な学習活動で

ある。

④「環境をとおしての教育」を進めること。

環境をとおしての教育を行うことによって、問題の背景にある因果関係を把握する力、事象の相互関係を見抜く力、問題を発見する力、問題を解決する力等を育成することである。また、環境や環境問題について ICT を活用しながら学習する能力の育成等も重要である。さらに、国際理解教育や人権教育の視点を踏まえた「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）」が持つキーワードを軸に、持続可能な社会を実現するために必要な様々な資質・能力の育成が求められる。

以上のように環境教育のエッセンスを述べてきたが、実践に当たっては、顕在化した様々な課題に対して、「生態系サービス」を維持するために必要な資質・能力の育成という視点を持ちながら、初任の先生方一人一人の個性を生かした環境教育の実践に期待したい。

※環境教育を進めるための沖縄関係参考資料（一部）

- ・「川の生きものを調べよう」－水生生物による水質の調査法－／沖縄県文化環境部 平成 12 年
- ・「沖縄県環境教育プログラム」
 - （小学校編）平成 15 年度／沖縄県文化環境部作成
 - （中学校編）平成 16 年度／沖縄県文化環境部作成
 - （高等学校・環境団体編）平成 17 年度／沖縄県文化環境部作成
- ・「小学生環境読本 沖縄の環境」沖縄県環境部 平成 30 年
- ・「3 次沖縄県環境基本計画」／沖縄県環境政策課 令和 5 年 3 月改定
- ・「第 2 次沖縄県環境教育推進行動計画」／沖縄県環境部 令和 5 年 3 月改定
- ・「環境教育指導資料」
 - [幼稚園・小学校編] 平成 26 年度 10 月／国立教育政策研究所教育課程研究センター
 - [中学校編] 平成 28 年度 12 月／国立教育政策研究所教育課程研究センター
- ・「沖縄環境教育プログラム集」（学校教育編）／沖縄県 令和 2 年 3 月
- ・「令和 5 年度版学校教育における指導の努力点」／沖縄県教育委員会 令和 5 年 5 月
- ・「令和 7 年度版学校教育における指導の努力点」／沖縄県教育委員会 令和 7 年度改訂

※環境教育に関するウェブサイト

- ・文部科学省「環境教育」 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kankyou/
- ・文部科学省「持続可能な開発のための教育(ESD) 推進の手引」 令和 3 年 5 月改定 https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt_kokt01-100014715_1.pdf
- ・環境のための地球学習及び観測プログラム（GLOBE）
- ・教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修
- ・環境省_環境学習 STATION <http://eco.env.go.jp>

20 健康教育

(1) 健康教育の法的根拠

教育基本法

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

第二条

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。



教育によって子ども一人一人の生涯にわたる健康づくりの基礎を培うことが極めて重要である。

(2) 学校における健康教育の目標

健康教育の目標は、時代を超えて変わらない健康課題や日々生起する健康課題に対して、一人一人がよりよく解決していく能力や資質を身に付け、生涯を通して健康で安全な生活を送ることができるようにすることである。

そのためには、児童生徒が、自らの健康課題を把握し、的確に思考・判断して、適切な意思決定・行動選択を行い、生活行動や環境を改善していく資質や能力を身につけることができるようにしていく必要がある。

学校における健康教育は、学校保健（保健教育、保健管理）、学校安全（安全教育、安全管理）及び学校給食（食に関する指導、衛生管理）に関する指導を包括するものであり、相互に密接な関連を図りながら教育活動全体を通じて進められる。学校における体育・健康に関する指導については、学習指導要領に次のように示されている。

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

（小学校学習指導要領第1章総則第1の2の（3））

学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

（高等学校学習指導要領第1章総則第1款の2の（3））

参考・引用文献

- (1) 「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興のあり方について」
(平成9年 保健体育審議会 答申)
- (2) 「小学校学習指導要領（平成29年告示）」
- (3) 「高等学校学習指導要領（平成30年告示）」

学校保健

学校保健とは、学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなど学校における保健教育と保健管理である。それらを円滑に実施するために学校、家庭及び地域社会が組織的な活動を展開する構造になっている。



学校保健の領域と構造

(1) 保健教育

保健教育の目標は、生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことである。

保健教育は、心身ともに健康な国民を育成する上で極めて重要であり、小学校における保健教育がその基礎を築き、さらに中学校及び高等学校の保健教育を積み重ねていくことが必要である。

実施にあたっては、子供たちの発育・発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要があり、体育科保健領域、特別活動（学級活動、児童会活動等）、総合的な学習の時間はもとより、関連する各教科等においても、それぞれの特質に応じて行うことが求められる。

また、学習指導要領では、各学校が学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントを行うことが示されており、保健教育についても、組織的かつ計画的な推進が必要である。

【保健教育項目例】 歯と口の健康づくり（学校歯科保健活動）、性に関する指導、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育、生活習慣病に関する教育、医薬品に関する教育、がん教育、心の健康に関する教育など

(2) 保健管理

学校における保健管理は、児童生徒の心身の健康を支えるものであり、学校運営の重要な機能として大きな意義を持つもので、全体的な学校教育計画及び具体的な実施計画に位置付けて推進することが重要である。保健管理のうち、抜粋した項目を下記①～⑤に示す。

① 健康観察

学級担任をはじめ教職員により行われる健康観察は、日常的に児童生徒の健康状態を観察し心身の健康問題を早期に発見して適切な対応を図ることによって、学校における教育活動を円滑に進めるために行われる重要な活動である。

ア 健康観察の法的根拠

学校保健安全法（保健指導）

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

イ 健康観察の目的

- ◇児童生徒の心身の健康問題の早期発見・早期対応を図る。
- ◇感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。
- ◇日々の継続的な実施によって、児童生徒に自他の健康に興味・関心を持たせ、自己管理能力の育成を図る。

② 保健指導

保健指導は、個々の児童生徒の心身の健康問題の解決に向けて、自分の健康問題に気づき、理解と関心を深め、自ら積極的に解決していこうとする自主的、実践的な態度の育成を図るために行われる。法的根拠については、①アを参照。

③ 学校感染症

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすこととなる。そのため、学校保健安全法では、感染症予防のため、出席停止等の措置を講じることとされており、学校保健安全法施行令では、「校長が出席停止を行うこと」「出席停止の期間は省令で定める基準によること」等が規定されている。

④ 疾病管理

疾病管理は、保健調査、健康診断、健康観察、健康相談等により、疾病に罹患している児童生徒の早期受診や早期の回復、治療への支援を行うとともに、運動や授業などへの参加の制限を最小限に止め、可能な限り教育活動に参加できるよう配慮することにより安心して学校生活を送ることができるよう支援することを目的としている。

学校生活管理指導表と疾病管理

心臓疾患や腎臓病等で運動制限等が必要な児童生徒や食物アレルギーに代表されるアレルギー疾患を持つ児童生徒への日常及び緊急時の対応については、主治医により記入され、保護者を通して提出される「学校生活管理指導表」に基づいて行うことが重要である。

⑤ 救急処置

学校における救急処置は、児童生徒の突発的な発病やけがなど学校管理下で生じた全ての傷病が対象となる。児童生徒の命を守り健康問題の解決を図るための活動として重要な意義を持つ。

救急処置の目的は、子どもの生命を守り、心身の安全を図ること。

学校は教育機関であって医療機関ではないため、学校における救急処置は医療機関への処置が行われるまでの応急的なものである。

緊急事態発生時に適切に対応するためには、救急体制を整備し、学校としての体制の組織化を図ることが大切である。また、養護教諭不在時の救急体制についても、教職員が自らの役割を確認しておくことが必要である。さらに、事件・事故や災害の発生時等においても、速やかな対応が行えるよう、地域の医療機関等との連携体制を築いておくことが大切である。

参考・引用文献

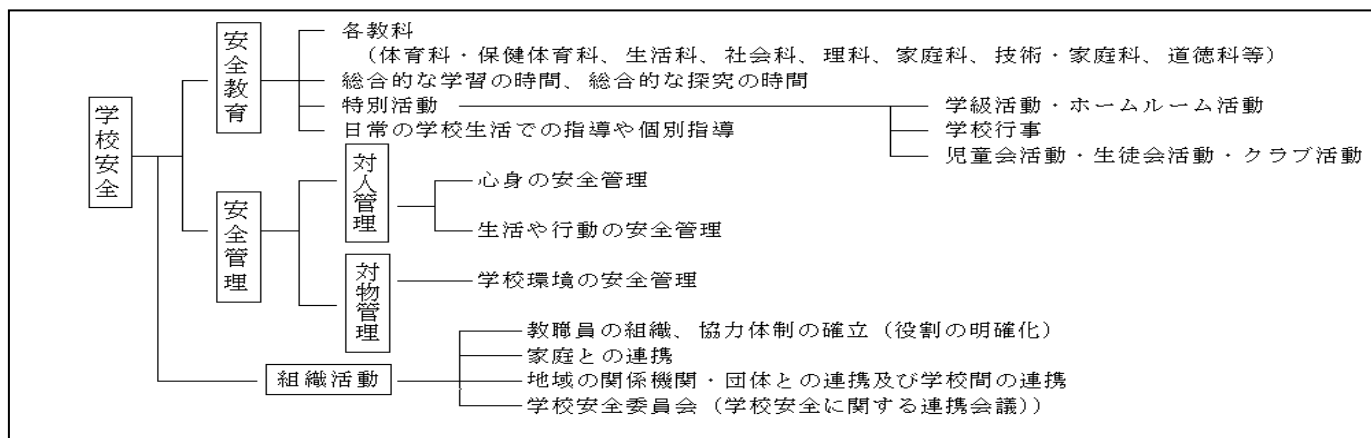
- (1) 「改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」（平成31年 文部科学省）
- (2) 「学校保健の課題とその対応」（令和3年 財団法人日本学校保健会）

学校安全

(1) 学校安全の意義

学校安全は、児童生徒が安全について必要な事柄を理解し、これらを日常生活に適用し、常に安全な行動ができるようにする安全教育と、児童生徒の学校生活が安全に営まれるように安全に関して必要な条件整備を図るための安全管理からなるものであり、両者が相互の機能を発揮しつ一つ体的に、かつ、組織的に進められることが望まれる。

学校安全の構造図



(2) 安全教育

① 安全教育の目標

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成することを目指す。

② 安全教育の内容

ア、生活安全に関する内容

日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする

イ、交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車（自動二輪車及び原動付自転車）等の利用ができるようにする。

ウ、災害安全に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

③ 安全教育の進め方

ア、安全教育活動全体を通じた計画的な指導

学校における安全教育は、学校の教育活動全体を通じて行われるものであり、体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うものである。

イ、安全教育と安全管理との関連

安全教育と安全管理は、密接に関連させて進めていく必要がある。日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。個人の行動だけでは十分な安全を確保することは困難である。学校内の施設・設備の安全点検と事後措置とを関連させた生活や行動に関する指導を関連付けて進めることは日常生活での事故を減らす上で欠かすことができない。

④ 安全教育の評価

安全教育の評価においては、多様な面から評価を行うことが重要である。安全に関する知識・技能、態度等は、基本的かつ重要な内容である。

(3) 安全管理

① 学校における安全管理

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。

安全管理は、安全教育と一体的な活動を計画的に実施することが重要である。

② 事故等の未然防止のための安全管理

学校環境の安全を保つためには、学校とその設置者が協力して校舎等内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、それらの危険の除去等の改善措置を講じなければならない。安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされる可能性がある。安全点検の確実な実施を促すために、実施方法については法的（学校保健安全法施行規則）に定められている。

③ 事故等の発生に備えた安全管理

学校において事故等が発生した場合には、児童生徒等の安全確保や通報など、必要な措置を行うとともに、速やかに適切な応急手当が行わなければならない。応急手当が適切に行われるためには、学校全体の救急及び緊急連絡体制が確立されている必要がある。また、侵入者による校内外における犯罪発生の際には、児童生徒等の生命や身体の安全確保を優先し、通報や応急手当などを併せて実施する。

④ 災害発生時の対応（火災、地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の気象災害、原子力災害等発生時）

学校及び周辺で起こり得る様々な災害について、災害時又は災害が発生するおそれがあるときにおける情報連絡を的確かつ円滑に行うため、自治体や教育委員会等の定める計画を踏まえて、学校と教育委員会、防災担当部局との間の情報連絡手段・体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等や地域の関係機関・団体との間の情報連絡体制を整えておく必要がある。

なお、災害発生時等に実際に機能するよう、様々な場面・状況における児童生徒等の安全確保策や連絡体制を明確にして危機管理マニュアルに盛り込むとともに、訓練を行うことも大切である。

⑤ 事後の対応と学校事故対応

事故発生後、速やかに児童生徒等の安全を確認するとともに、安全を確保した下校方法等を検討する必要がある。

児童生徒の安全が一旦確保された後は、その後の対応や対策についての方針・具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定していく必要がある。学校は、事故等発生後における学校機能の早期回復を図るため、設置者等と協議、連携して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

⑥ 幼稚園、特別支援学校等における主な留意点

幼稚園等は、幼児が身体発育や精神的機能の発達十分でないこと、登降園時間・通園方法、教育活動の場や内容、教職員の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があり、各園における特徴に留意した上で取り組むことが必要である。

障害のある児童生徒等の安全に留意するためには、一人一人の障害を理解し把握するとともに、障害のある児童生徒等も、自分の障害の状態や特性等を理解し安全に留意して学校生活を送れるように指導することが大切である。

⑦ 安全管理の評価

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。特に、施設・設備の活用状況や安全点検等についての評価は、具体的なチェックカードなどを作成し、結果を検討し速やかに対応することが重要である。

(4) 安全教育と安全管理における組織活動

学校が抱える課題が複雑化・多様化しているが、教職員がそれら全てを担うことは困難である。また、事件・事故、自然災害などは、児童生徒等が学校にいる時間帯だけでなく、家庭や地域にいる間に発生する可能性も高く、日頃から家庭や地域全体で備えをしておく必要があり、家庭や地域と連携・協働した教育活動の推進が不可欠である。

教育委員会・設置者は、安全教育に関わる教材の作成や効果的な単元の開発など、地域課題等を踏まえた安全教育を推進していく上でも重要な役割を果たしている。また、学校施設等の整備のみならず、事故発生時に対応できる体制を確立し、学校を積極的に支援することにより、児童生徒等や教職員の安全を確保するとともに、教育活動を保証する責務がある。

① 学校における体制整備

学校教育活動全体を通じた系統的・体系的な安全教育を推進するためには、学校組織全体が安全教育に関する目標を共有して組織的に取り組むことが必要である。

学校における危機管理に関する組織体制については、各学校の実情に応じて、想定される危険等を明確にし、事前、発生時及び事後の危機管理に応じた体制を、家庭・地域・関係機関等と連携し、必要に応じて教育委員会のサポートを受けながら整備しておく必要がある。

教職員は、児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するため、学校教育活動全体でカリキュラム・マネジメントの確立を通じた系統的・体系的な安全教育の実施が求められる。また、危険等から児童生徒等の生命や身体を守るため、状況に応じた的確な判断や行動が求められる。したがって教職員は、学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全教育に関する指導力を一層高めることが求められる。そのためには、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要がある。

② 家庭・地域・関係機関との連携

学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることも、児童生徒等の安全に関する課題について家庭・地域・関係機関等が連携・協働できるよう体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組むことが必要である。

参考・引用文献

- (1) 「学校安全資料『生きる力』を育む学校での安全教育」（平成31年 文科省）
- (2) 「新訂版『学校保健実務必携』第4次改訂版」（平成29年 学校保健・安全実務研究会）

学校給食・食育

(1) 学校給食の目的・意義

学校給食は、昭和 29 年に「学校給食法」が制定されて以来、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、国民の食生活の改善に寄与することを目的とし、学校教育活動の一環として位置づけられ実施されてきた。平成 20 年に「学校給食法」の改正により、「学校給食を活用した食育の推進を図ること」が目的として示され、生涯を通じて健康な食生活に関する理解を深めさせていくこと、幅広く健康について考えていく姿勢を培っていくことなど、学校における食育推進の中心として学校給食の意義はますます重要になっている。

学校給食の目的（学校給食法 第 1 条）

学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用とした食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る

学校給食の目標（学校給食法 第 2 条）

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(2) 食に関する指導

食に関する指導は、学校給食の時間だけではなく、特別活動、各教科等の学校教育活動全体において、各教科等の指導内容・方法を生かしつつ教科横断的な指導として関連づけ、体系的に展開することが重要である。

① 食に関する指導の目標

【食に関する指導の目標】

（知識・技能）

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

（思考力・判断力・表現力等）

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

（学びに向かう力・人間性等）

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対しての感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

② 食育の視点

【食育の視点】

- 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】
- 正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】
- 食べ物を大事にし、食料の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。【感謝の心】
- 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。【社会性】
- 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって健康で豊かな人間性を育てていくための基礎が培われるよう、文部科学省は、食育の視点について、前項の6つを掲げている。

栄養バランスや食についての衛生管理などを体験的に学ばせることができる学校給食を「生きた教材」として、意図的・計画的に食に関する指導に関連させて活用することや、学級担任・教科担任・養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員などが協力して、食に関する指導を行うことが重要である。また、指導を実施する際は、学校のみならず、家庭や地域、関係機関等との連携を図りながら進めることも大切である。

③ 各教科等における食に関する指導

食育を推進するためには、食に関する指導の基本的な考え方、指導方針等を明確にし、教職員の共通理解を図り、学校給食を生きた教材として活用しつつ、給食の時間はもとより、各教科等や道徳、総合的な学習の時間、特別活動といった学校の教育活動全体を通して行われることが必要である。

④ 給食の時間における食に関する指導

食に関する指導の目標は、一度の実践や指導で達成されるものではなく、少しずつ時間をかけながら、繰り返し行うことで理解が深まり、習慣化されるものであることから、毎日繰り返し行われる給食の時間における食に関する指導は、極めて重要である。学級担任は食育における「給食指導」の重要性の認識のもとに、日々の指導を行う必要がある。

(3) 学校給食におけるリスクマネジメント

① 食中毒の防止－児童生徒の健康状態の把握

ノロウイルスなどに感染した給食当番の児童生徒が配膳をした学校給食が原因となって感染が拡大することがある。学級担任は学校給食を介した感染症や食中毒予防のために、給食当番の児童生徒について健康状態について記録するよう「学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示64号）に示されている。

校内で嘔吐があった場合の嘔吐物の処理については、給食調理場と連携しながら全職員が共通理解を図った上で適切に対応できるようにする。

＜給食当番チェック＞

- 下痢をしている者はいない。
- 発熱、腹痛、嘔吐をしている者はいない。
- 衛生的な服装をしている。
- 手指は確実に洗浄した。

② 異物混入の防止

毛髪、昆虫、プラスチック片、金属片などの異物混入事案が発生しているため、給食調理行程での混入だけでなく配膳室や教室等での混入の可能性も想定し、未然に異物の混入を防止する手立て（配膳室の施錠、納入された食品の適切な保管、教室内の学習用品の適切な保管等）を講じる。

③ 学校給食における食物アレルギーへの対応

学校では、食物アレルギーをもつ児童生徒の実態を把握し、健康被害の心配がなく、成長に合わせた十分な栄養を摂取し、楽しく食事ができるよう適切な対応が望まれる。対応にあたっては、主治医や学校医の指示に従い、保護者と学校関係者の十分な話し合いの上、指導や対応を行うことが大切である。

ア 食物アレルギーとは

食物アレルギーは、特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身に生じるアレルギー反応のことをいう。症状は多岐にわたり、食物の摂取から約2時間以内に症状が表れる即時型と、遅延型がある。なお、人によっては摂取後、短時間のうちに急激なショック症状（アナフィラキシーショック）を起こす場合がある。

イ 食物アレルギーをもつ児童生徒への対応

食物アレルギーの対応を行う場合には、校長のリーダーシップの下に、栄養教諭等、給食調理員、学級担任、養護教諭はもとより、教職員全員の共通理解が必要である。

④ 窒息事故防止

過去には、パンの早食い、白玉団子やうずら卵を咀嚼せず誤って飲み込んだことによる児童生徒の窒息事故が発生している。特に水分が少ないものや思いがけず飲み込んでしまう可能性がある丸い形状のものは、咽頭部に詰まる危険性が高いため、よく噛んで食べるよう指導することや給食の際は学級担任等が注意深く児童生徒の様子を観察するなど、十分に注意する必要がある。

参考・引用文献

- (1) 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂 公益財団法人日本学校保健会）
- (2) 「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」（平成31年 文部科学省）
- (3) 「学校における食物アレルギー対応の手引」（平成29年 沖縄県教育委員会）
- (4) 「学校給食における管理・指導の手引」改訂（平成28年 沖縄県教育委員会）
- (5) 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年 文部科学省）
- (6) 「学校給食衛生管理基準」（平成21年 文部科学省告示64号）

2 1 平和教育

(平和教育ポータルサイトより)

わが県は、去る大戦で凄惨な地上戦の場となり甚大な損失を被りました。しかしながら、この体験があるからこそ、我々は全世界の人々に「平和」について説得力のある行動ができる立場にある。

子どもたちが平和で民主的な国家及び社会の形成者として育つよう、教師が指導力の向上に努め、平和教育の充実に取り組むことは大切なことである。

平和教育は、生命の尊重や個人の尊厳を日常生活の中に生かすことができるようにすることであり、そのために、学校教育においては、生命の尊重や他人の立場を理解し思いやりの心、寛容の心を育成することが大切である。

1 平和教育の基本的考え方

- (1) 日本国憲法及び教育基本法に基づき、生命の尊重、個人の尊厳を基本とする。
- (2) 国際社会の一員として、国際社会に生きる態度を養い、国際社会の平和に貢献する資質を育成する。
- (3) 他人の立場を理解し、思いやりの心、寛容の心を育成する。
- (4) 本県の歴史的特性に基づき、平和を尊ぶ心を育成する。

2 平和教育の指導指針

- (1) 学校教育活動全体を通じて、発達段階に応じ組織的・計画的に行う。
- (2) 学習指導要領に準拠し、教科、道徳科、総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）、特別活動等の年間指導計画に位置付けて行う。
- (3) 自国の文化を尊重し理解を深めるとともに、国際協調、国際理解教育を推進する。
- (4) 道徳教育、人権教育、環境教育等を推進することにより、平和について総合的に指導する。
- (5) 郷土の歴史を教材化し、その中で平和の尊さを指導する。

校内研修等においては下記HP等を活用し、各学校、地域の実態に合わせて実施してください。

- ・平和教育ポータルサイト (<https://sites.google.com/open.ed.jp/heiwa-portal/>)
- ・沖縄平和学習アーカイブ (<http://peacelearning.jp/>)

2.2 こどもの貧困対策

いま、なぜこどもの貧困対策が必要か

平成18年7月、経済協力開発機構（OECD）が「対日経済審査報告書」の中で、日本のこどもの貧困率が上昇傾向にあり、働くひとり親の半数以上が相対的貧困の状態にあることなどを報告し、それ以降、我が国でもこどもの貧困問題への注目が高まった。

背景には、近年我が国において、厳しい経済雇用情勢が家計に影響を与えているほか、核家族化や少子化の進展による子育て家庭の養育力の低下、地域のつながりの希薄化による子育て支援機能の低下など、こどもの育ちや子育てをめぐる社会的、経済的な環境変化がある。

こどもの貧困は、こどもの生活の様々な面で不利な条件が蓄積され、こどもの心身の成長に影響を及ぼしてしまう。このため、こどもの貧困対策は、こどものライフステージに沿って、切れ目なく総合的な支援を行う必要がある。

沖縄県では、全国と比較して貧困状態で暮らすこどもが多く、貧困がこどもの生活と成長に影響を及ぼしていることが強く懸念される状況にある。このため、こどもの貧困は、沖縄県において克服すべき重要課題であり、計画を策定し、抜本的な対策に取り組む必要がある。

改正こどもの貧困対策の推進に関する法律（令和元年9月7日 施行）

子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日 閣議決定）

沖縄県こどもの貧困対策計画（第2期）（令和4年3月 策定）

学校におけるこどもの貧困対策とは

こどもの貧困は、単に経済的な困難だけでなく、こどもの生活の様々な面で不利な条件が蓄積され、こどもの心身の成長に影響を及ぼすほか、次世代に引き継がれることが問題とされているため、貧困の世代間連鎖を断ち切り、未来の沖縄を担う人材育成策として取り組むことが重要である。

また、保護者の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全てのこどもが質の高い教育を受け、能力・可能性を伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の実現にもつながるものである。

こどもの貧困対策を推進するに当たっては、支援を必要とするこどもとその家庭の実情の理解に努め、全てのこどもが最低限享受すべき生活・教育の機会を権利として保障する観点から、こどものライフステージに即して切れ目なく、また、個々のこどもが抱える問題状況に対応した総合的な施策を実現する必要がある。

そこで、教育の支援においては、学校をこどもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育における学力の保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び経済的支援を通して、総合的に対策を推進する。

沖縄県教育大綱（令和4年12月）

沖縄県教育振興基本計画（令和4年～令和13年）

沖縄県改訂版学校教育における指導の努力点（令和5年度～令和9年度）

(1) 経済的支援の充実

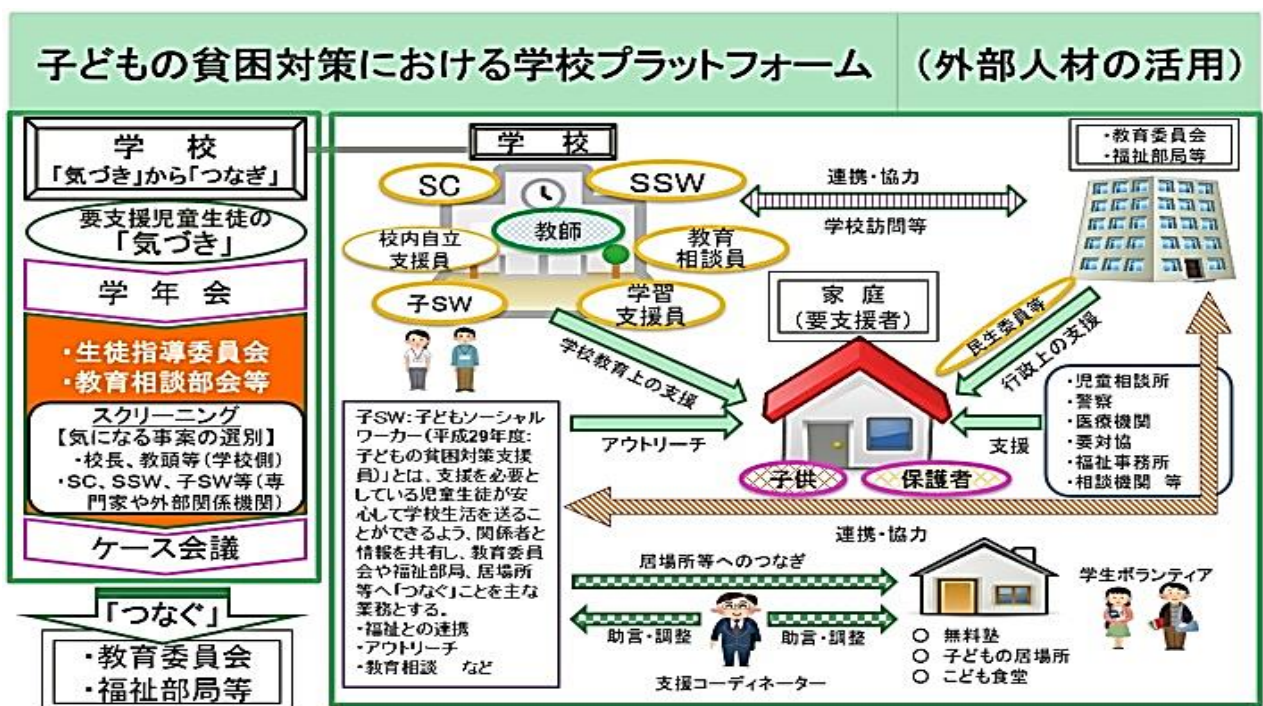
- ① 義務教育の段階においては、援助を必要とする児童生徒に支援が行き届くよう、保護者等に対する就学援助制度の周知に努める。
- ② 高等学校等の段階においては、高等学校等就学支援金や高等学校等奨学のための給付金事業の周知を図り、給付型奨学金の活用を促すよう努める。

(2) 学校を窓口とした福祉関連機関との連携

- ① 全てのこどもが集う場である学校をプラットフォームとして、こどもたちが置かれている成育環境に関わらず教育を受けられるよう、学校における相談・指導体制の強化を図るとともに、教育・福祉関連機関、民間団体との協働による支援体制の構築を推進する。
- ② こどものライフステージに応じて、支援を必要とするこどもや子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつなげるスクールソーシャルワーカー（SSW）、貧困対策支援員（子SW）等の活用を図る。
- ③ 児童生徒の心理的・情緒面を支援するためにスクールカウンセラー（SC）の活用を図る。
- ④ 不登校傾向や中途退学が懸念される生徒の支援が必要な高等学校に支援員等を配置し、訪問支援、県の教育・福祉関連部門等と協働による就学の継続を支援する体制の構築を図る。
- ⑤ 支援が必要な家庭・児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、学校版スクリーニング等で教職員の気づきを高め、学校外の支援機関と共有する支援体制の構築を図る。

(3) 学校教育による自己肯定感を育む支援と学力の保障

- ① 児童生徒の自己肯定感を育むためには、教師と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の温かな人間関係を築き、子供同士が自分の考えや思い等を安心して表現できる支持的風土のある学級が必要である。そのために、生徒指導の三つのポイントを生かした授業、学びに向かう集団づくりを進める学級活動及び児童会・生徒会活動の取組を推進する。
- ② 全ての児童生徒の学力を保障し、社会的な自立に向けた指導が行われるよう、質の高い授業実践と、個々の児童生徒にきめ細かな指導を行う。



2 3 ESD・SDGs

(1) SDGs (持続可能な開発目標)

SDGsは、Sustainable Development Goalsの略称です。SDGsは、2015年に国連で決められました。全部で17の目標から構成されており、世界全体で2030年までに持続可能な社会を達成することを目指しています。

「誰一人取り残さない (no one left behind)」社会の実現を目指し、貧困の根絶 (経済・社会開発) と持続可能な社会 (環境保全) の両立、不平等 (格差) の是正、開発途上国だけでなくすべての国に適応されることとなっており、政府組織のみならず社会のあらゆる主体が積極的な役割を果たすことが期待されています。

(2) ESD (持続可能な開発のための教育)

ESDは、Education for Sustainable Developmentの略称です。ESDとは、持続可能な社会づくりの担い手を育むため、現代社会における地球環境や諸課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向け自分で考え、行動する力を身につけるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育です。

また、国際理解、環境、文化多様性、人権、平和等を持続可能な開発の観点から統合した分野横断的な教育です。教科等の授業では、ESDの視点を入れた取組が多く見られます。これらの活動を通じて、SDGsのゴール4「質の高い教育」に貢献するだけでなくSDGs全体の基盤にもなると言われています。

ESDで取り上げられる内容は必ずしも新しいものではありません。社会や学校におけるこれまでの教育をESDの視点で捉え直すことにより、様々な分野の教育に、持続可能な社会の構築という共通の目的を与え、具体的な活動の展開に明確な方向付けを促すものであります。また、それぞれの取組をお互いに結びつけることにより、既存取組の一層の充実発展を図ることを可能にします

持続可能な開発のための教育は… (中略) …質の高い教育に関する持続可能な開発目標に不可欠な要素であり、その他の全ての持続可能な開発目標の成功への鍵であることを再確認する。国連総会決議 (2020年1月)

【参考】SDGsのゴール4 (教育)のターゲット4.7
2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、…中略…をとおして、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

※ 持続可能な社会づくりの視点は、現行の学習指導要領にも明記されています。学校においては、各教科、総合的な学習の時間、及び特別活動といった学校教育全体で積極的に取り組むことが期待されています。



(3) ESDの視点に立った学習指導の目標（国立教育政策研究所がまとめた分類例より）

教科等の学習活動を進める中で、「持続可能な社会づくりに関わる課題を見いだし、それらを解決するために必要な能力や態度を身に付ける」ことを通して、持続可能な社会の形成者としてふさわしい資質や価値観を養う。

問題解決学習

○ 課題を見いだす視点

ESDの要素を教師・生徒が意識し、きっかけづくりを行うことが必要です。

【取り巻く環境などに関する視点】	
I 多様性（いろいろある）	多様な文化・立場や考えがある
II 相互性（関わり合っている）	自分たちの生活と環境は密接につながっている
III 有限性（限りがある）	ゴミ処理能力、ウナギが食べられなくなっている
【意思や行動に関すること】	
IV 公平性（一人一人大切に）	豊かな人がいる一方で搾取されている人がいる
V 連携性（力を合わせて）	地域の人々が協力して、災害の防止に努めている
VI 責任性（役割や責任を持って）	豊かな海を残すために、ごみ減量に進んで取り組む

○ 必要な能力・態度（育みたい力）

① 批判的に考える力	他者の意見や情報をよく検討・理解して取り入れる
② 未来像を予測して計画を立てる力	見通しや目的意識をもって計画を立てる
③ 多面的、総合的に考える力	廃棄物も見方によっては資源になると考える
④ コミュニケーションを行う力	自分の考えに、他者の意見を取り入れる
⑤ 他者と協力する態度	相手の立場を考えて、協働して取り組む。行動する
⑥ つながりを尊重する態度	いろいろなモノのお陰で自分がいることを実感する
⑦ 進んで参加する態度	自分の考え（設定した課題）に責任を持ち行動する

○ ESDで大切な3つの「つながり」

「課題を見いだす視点」、「必要な能力・態度（育みたい力）」を身につけられるように、以下のような「つながり」を大切にして教え方や学び方を改善することが必要です。

A 物事、課題などのつながり	環境と貧困等の課題、自分たちの生活と世界など
B 人のつながり	学習者どうし、地域と遠い世界の人々など
C 能力・態度のつながり	異なる活動の場、現実的な問題解決など

(4) SDGsの視点を踏まえたESDの取組（SDGsへのアプローチ）

地域に根ざし、創造的なESD/SDGsを推進する際には、

- ① グローバルに考え、足元から行動するために、ジブンゴトとして捉えること。
- ② ESDは、それらの諸課題を理解するだけの学習ではなく、SDGsを見据えつつ、学校や地域で足元の課題解決を大事にすること。
- ③ ある教科や単元、学年・学校のみでの学習ではなく、発達段階や生涯にわたって探究する意欲を持続的に喚起していくこと。
- ④ 課題解決への取組は、複数の視点からSDGsの各目標に対応しているもので、相互に複雑に絡んでいることを地域課題に即して認識すること。

- 環境 サンゴの植え付け ゴール7, 11, 12, 13, 14, 15
- 人権 LGBT講話、制服選択制 ゴール5, 10, 16
- 福祉 車イス体験、高齢者体験 ゴール3, 11
- キャリア 職場体験、農村民泊体験学習 ゴール8, 9
- 国際理解 文化交流、異文化理解 ゴール1, 3, 17
- ふるさと 地域教材の活用 ゴール6, 9, 11

※ 3つの視点（環境・人権・国際理解）から、SDGs 17の目標を分類・整理した実践例

SDGsとESDの関係(学校現場でのSDGsの取組)

S × D 目 標 S 4	 <p>SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年の国連サミットで全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標です。</p>		
	 <p>SDGsの目標4は、「質の高い教育をすべての人に」とする教育に特化したもので、ESDは持続可能な社会の担い手づくりを通じて17全ての目標の達成に貢献するものと記載されています。ESDを推進することがSDGs達成に直接・間接に繋がっています。</p>		
S D G S × E S D 3 つ の 領 域	<p>環境（自然・歴史・文化）学習</p> 	<p>人権・平和学習</p> 	<p>国際理解学習</p> 
	<p>SDGsのゴールを支える3つのESD領域（要素）</p>		
	<p>2 食育の日（毎月19日食育指導） 6 節水 7 節電、再生可能エネルギー 9 インターネットやスマホの進展 11 避難訓練、校内美化の日 12 古紙リサイクル活動 13 ビーチ清掃、サンゴの植え付け 14 緑のカーテン、環境適応 15 生物多様性、森林の保護</p>	<p>1 募金活動（児童会・生徒会） 3 一校一運動、世界エイズデー 5 男女混合名簿、人権教室・講話 8 キャリア教育、観光教育 16 平和集会、平和学習</p>	<p>10 共生社会、インクルーシブ、ユニバーサルデザイン 17 JICA沖縄との連携、他県・他国との異文化交流留学制度</p>
	<p>（数字はSDGsの目標） 学校の特徴ある取組＝ESD取組＝SDGsに貢献する取組</p>		
<p>その他、地域学習、世界遺産学習、福祉学習、エネルギー学習、防災学習、ICT、海洋教育など 各学校では、世界遺産や環境、福祉、地域など、さまざまなテーマでESDに取り組み、SDGsの達成に貢献しています。</p>			

(5) 持続可能な地域創造をめざす沖縄らしい地域発信型SDGsへ

ESDを推進することがSDGs達成に貢献することを踏まえ、学校や地域で身近な課題解決に向けてSDGsが掲げる目標に取り組んでいくことが重要です。そのためには、SDGsの下での多様な主体との連携・協働を通じて「共生・共創型」の教育へと大きく転換していくことが求められています。

【参考】

- ・小・中・高・特別支援学校学習指導要領、文部科学省、平成29・30・31年告示
- ・ユネスコスクールで目指すSDGs、文部科学省・日本ユネスコ国内委員会、平成30年11月改訂
- ・持続可能な開発のための教育(ESD)円卓会議、資料1-1
- ・『持続可能な開発のための教育(ESD)を学校教育でどう進めるか?!』、国立教育政策研究所教育課程研究センター
- ・『学校発・ESDの学び』、手島利夫、2017年 教育出版
- ・文部科学省ホームページ 他。

2 4 人権教育

沖縄県公立学校教員に求める五つの力（「沖縄県公立学校教員等育成指標」より）

「教職を支える力」「人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解」「生徒指導力」「授業実践力」「学校運営力」



教育的愛情・人権意識（先生として、日々、子供たちと向き合い、その成長に大きな影響を与える存在として、真の教育的愛情及び高い人権意識を持って子供たちと関わることができる。

1 人権教育の基本的考え方

- (1) 日本国憲法や教育基本法の本質にのっとり、人権尊重の本質の涵養を目的とする教育活動を推進する。
- (2) 学校教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階や地域の実情を踏まえながら実施する。

2 人権教育推進の観点

- (1) 教職員が児童生徒の人権を第一に行動ができる（＝「隠れたカリキュラム」）

（児童生徒の安全・安心の確保、教育を受ける権利の保障、教職員への信頼に裏付けられた人権教育）

- (2) 児童生徒が自らの人権に気づきそれを守るために行動ができる

（自らの人権が侵害されていることに気づき声を上げることができる）

- (3) 児童生徒が他者の人権に気づきそれを守るために行動ができる

（加害者にも傍観者にもならない児童生徒の育成）

単なる「自己肯定感の向上」「思いやりの心の育成」「知識の修得」のみにとどまらない組織的・計画的・実践的な教育の推進



自ら及び他者を守るために気づき行動できる「力」を育む

3 学校教育における人権教育の目標

児童生徒が、

- ・発達段階に応じて人権の意義・内容等について理解する（人権に関する知的理解）
 - ・自分の大切さとともに他の人の大切さを認める（人権感覚）
- それらが、具体的な態度や行動に表れるようにする

4 学校教育における人権教育の推進

- (1) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成

① 社会に開かれた教育課程の実現

② カリキュラム・マネジメントの推進

③ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- (2) 人権教育の理念に立った生徒指導

- (3) 人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくり

5 人権教育における指導方法の基本原則

- (1) 協力的な学習：児童生徒が自分自身と学級集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める。
- (2) 参加的な学習：学習の課題の発見や学習の内容の選択等も含む領域に、児童生徒が主体的に参加する。
- (3) 体験的な学習：具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身につける。

6 学校としての組織的な取組とその点検・評価

(1) 学校としての人権教育の目標設定

- ・様々な人権問題の解決に資する教育の大切さを十分に認識した上で、「人権が尊重される社会の実現」という未来志向的、建設的な目標となるよう留意する。
- ・人権に関する知的理解だけでなく、人権感覚の育成を目指すものであること、人権感覚の育成のためには、自尊感情を培うとともに、共感能力や想像力、人間関係調整力を育むことが求められること等につき、教職員の共通理解を図っていく必要がある。

(2) 校内推進体制の確立と充実

- ・校長のリーダーシップの下、各校務分掌の取組と人権教育の目標との関連を明確にする。
- ・人権教育担当者は、人権教育の活動に関する企画立案や、各校務分掌組織間の連絡調整・統括、学校運営全体との調整、対外的なコーディネーターなどを担う。また、人権侵害事案への対応や、保護者や児童生徒への相談活動等も重要である。

(3) 人権教育の全体計画・年間指導計画の策定

- ・児童生徒の発達段階に即しつつ、各教科等の関連を考慮しながら総合的・体系的に示す。
- ・全教職員の参画、学校・地域の特色の活用、様々な人との交流、ボランティア等の体験活動

【参考資料】

- 沖縄県公立学校教員等育成指標
- NITS 独立行政法人教職員支援機構 「人権教育：校内研修シリーズ No.113」
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/113.html>
- 人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 補足資料 (令和5年3月改訂) 学校における人権教育調査研究協力者会議
- 人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] (平成20年3月人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)
- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年 法律第147号)
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更)
- 「世界人権宣言」・「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00172.html

IV 生涯学習社会と学校教育

IV 生涯学習社会と学校教育

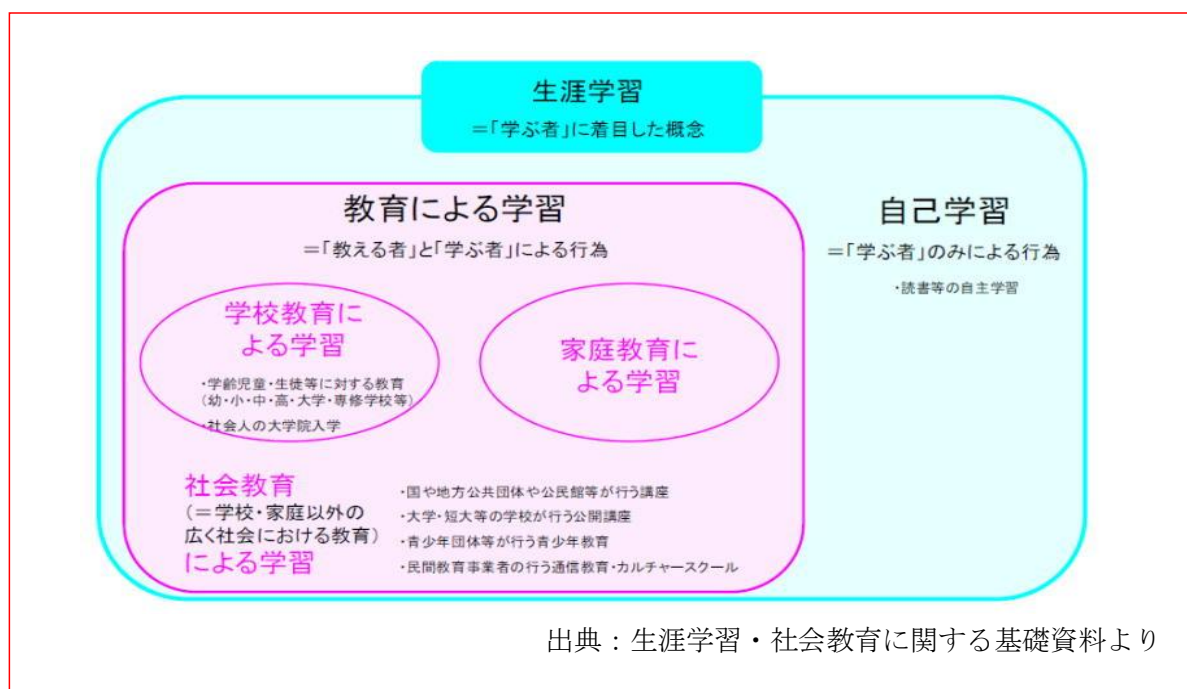
1 生涯学習とは

教育基本法第3条では、「生涯学習の理念」として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記されている。

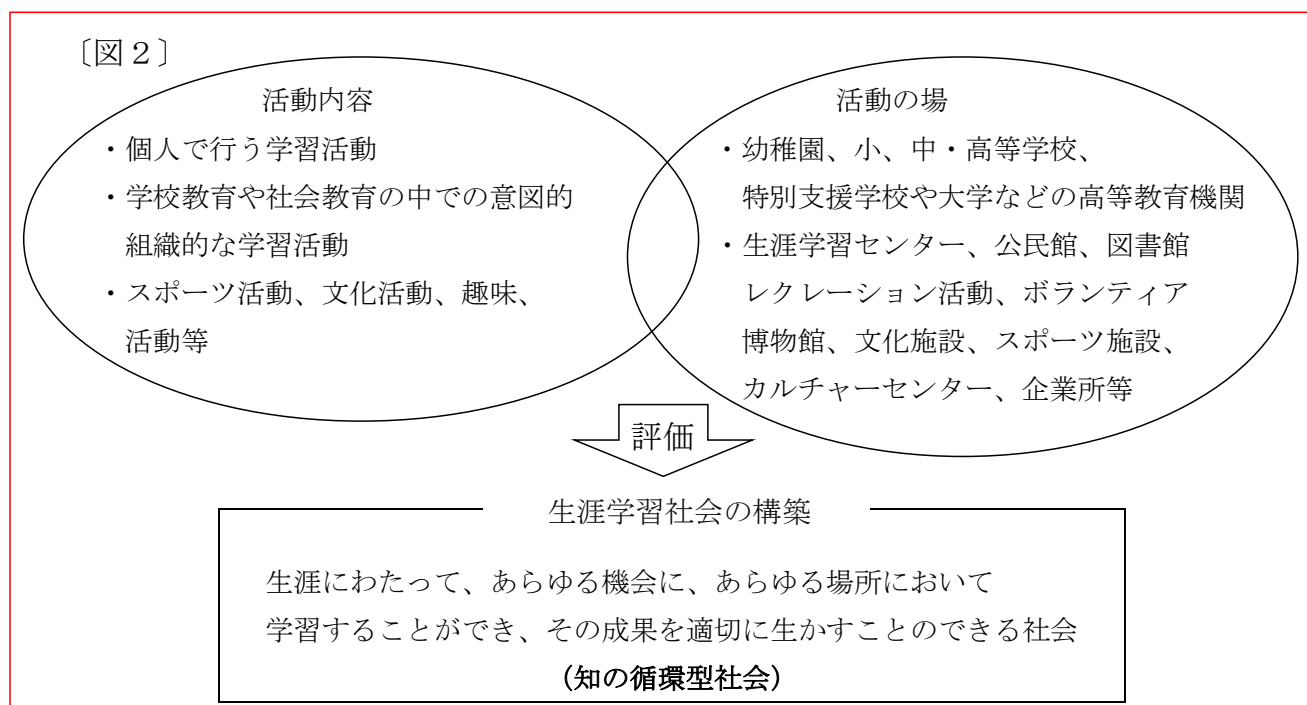
これより先に昭和56年中央教育審議会答申「生涯教育について」では、「今日、変化の激しい社会にあって、人々は、自己の充実・啓発や生活向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。」と示している。

また、平成2年中央教育審議会「生涯学習の基盤整備について」では、「生涯学習は、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものである。」とされている。

これらの示す「生涯学習」の理念の導入の背景としては、昭和62年臨時教育審議会答申「教育改革に関する第4次答申（最終答申）」において、「今後、社会の変化に主体的に対応し、活力ある社会を築いていくためには、学歴社会の弊害を是正するとともに、学習意欲の新たな高まりと多様な教育サービス供給体系の登場、科学技術の進展などに伴う新たな学習需要の高まりにこたえ、学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編成を図っていかなければならない。」とされている。換言して「学校教育の自己完結的な考え方から脱却し、人間の評価が形式的な学歴に偏っている状況を改め、どこで学んでも、いつ学んでも、その成果が適切に評価され、多元的に人間が評価されるよう、人々の意識を社会的に形成していく必要がある。」とも示されている。〔図1〕



これらはすなわち、さまざまな「学習活動」を全体として振興したり、学習成果の適切な評価を推進したりすることなどにより、「生涯学習社会」の実現を図っていくことを意味している。そこには「活動内容」があり、「活動の場」があり、「結果への評価」がある。これらの学習活動が生涯のさまざまな場面で適切に行われること、つまり「知の循環型社会」を構築することが求められている。〔図2〕



2 生涯学習の経緯

生涯学習の考え方は、昭和40年にパリで開かれたユネスコの成人教育に関する会議において、フランスのポール・ラングランは、「教育が児童期・青年期で停止するものではなく、人間が生きている限り続けられるべきものであり、このような方法によって、個人及び社会の永続的な要求に応えなければならない」というワーキングペーパー（「エデュカシオン・ペルマナント（Éducation permanente）」）を提出し、「生涯教育」の必要性・重要性を提唱した。このような概念はその後国際的にも普及していった。

我が国では、昭和46年の中央教育審議会及び社会教育審議会答申で生涯教育が検討課題として提議されたほか、昭和56年の中央教育審議会答申「生涯教育について」において、初めて本格的に「生涯学習」の考え方が取り上げられている。

昭和59年から62年にかけて設置された臨時教育審議会の4次にわたる答申においては、学歴社会の弊害の是正と新たな学習需要の高まりに応え、学校中心の考え方を改め教育体系の総合的再編成を図るという「生涯学習体系への移行」が、「個性重視の原則」、国際化や情報化という「変化への対応」と並ぶ教育改革の3つの基本理念の一つとして提言された。

3 生涯学習における学校教育

(1) 生涯学習における学校教育の役割

生涯学習における学校の役割として、平成2年中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」では、以下の2つが重要とされている。

ア 人々の生涯学習の基礎を培うこと。

イ 地域の人々に対し様々な学習機会を提供すること。

また、平成30年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画では、人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化等の社会状況の変化や、子どもの学習・生活面での課題、地域や家庭の状況変化等の教育をめぐる状況変化などの課題に対し、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」と、「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展」を、個人と社会の目指すべき姿としている。そのための今後の教育政策に関する基本的な方針として、以下の5つが示されている。

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

上記の「1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」では、「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」の3点を、主として初等中等教育段階における教育政策の目標としている。また、「家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進」を、生涯の各段階における教育政策の目標としている。

更に、「3 生涯学び、活躍できる環境を整える」では、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」を教育政策の目標とし、地域の学校等と公民館・図書館・青少年の家等、社会教育施設との連携が重要であるとしている。

一方、(第3期)「沖縄県教育振興基本計画～新しい時代を切り拓く人づくり～」(令和4年度～令和13年度)では、主要施策1「生きる力」を育む学校教育の充実として、学校教育の充実を図ることにより、幼児児童生徒一人ひとりが豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、子どもたちが夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な「生きる力」を育むことを目指す。」とあり、教育環境の充実に加え、家庭や地域、関係機関と連携し、子どもたちの「生きる力」を育む環境づくりが課題である」ことが示され、「そのため、学校では幼児児童生徒の発達段階を踏まえ、組織的・計画的・継続的な教育を行うことが肝要である。さらに、基礎的な知識及び技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、応用力等を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことが大切である。また、豊かな人間性や社会性の育成を図るため、各教科・科目、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、体験学習、奉仕活動等の学校の教育活動全体を通じて『心の教育』を推進する。」としている。今後は学校教育においても、第3期教育振興基本計画で継承された新たな社会モデル「『自立』『協働』『創造』の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築」を目指す視点が重要となる。

(2) 学校・家庭・地域の連携・協働

教育基本法には、第13条において「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」と学校、家庭、地域という3領域の関係者による連携・協力の在り方が規定されている。

一方で、地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域社会の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘されている。また、子どもたちの規範意識等に関する課題も含め、学校が抱える課題は複雑化・困難化している状況がある。

こうした中、これからの時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構成等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要がある。

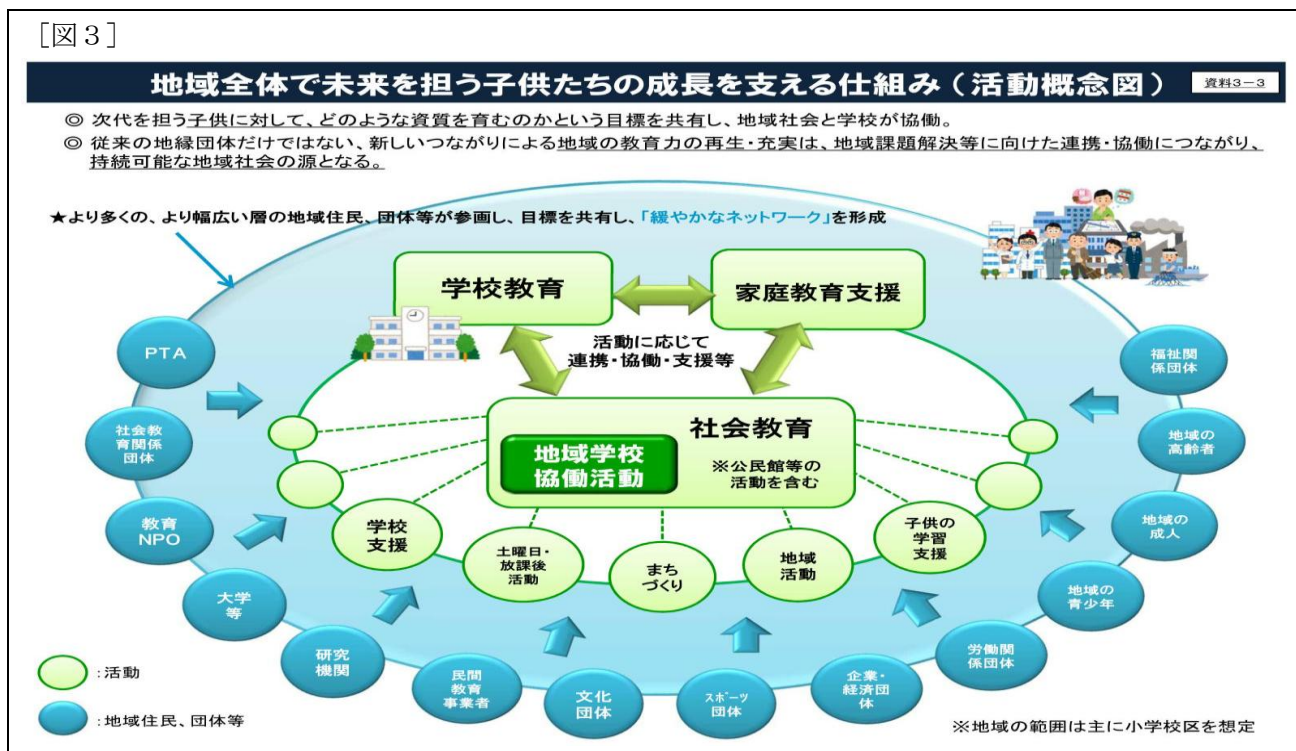
こうした社会的背景を受けて、平成 27 年 12 月の中央教育審議会における答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、今後の地域における学校との協働体制の在り方について、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、その活動を推進する新たな体制を整備することなどが提言された。

また、平成 28 年 12 月の中央教育審議会における答申の中で、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこととしており、教育課程の実施に当たっては、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させることが重要であるとしている。

これを受け、平成 29 年 3 月に告示された学習指導要領の前文においては、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる、と示されている。

今後、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は、地域との連携・協働を一層進めていくことが重要であり、地域においても、地域学校協働活動を推進するための基盤を整備し、より多くの幅広い地域住民等がこの活動に参加していくことが必要とされている。〔図 3〕

〔図 3〕



4 生涯学習における教師の姿勢

これからの生涯学習社会において、学校は生涯学習の基礎を培う重要な教育機関であるとの認識のもと、変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な「生きる力」を育成していくことが重要である。そのため教師は広い視野と教育の展望をもって、学習指導要領を踏まえた学校の教育課程の着実な実施に努めることが大切である。また、学校の枠内にとどまることなく、家庭や地域社会との効果的な連携・協力関係を築き、学校と家庭、地域社会が一体となって「生きる力」の育成に取り組むための環境づくりが必要である。そして、何より大切なことは、教師自らが学習しようとする意欲と態度を持ち続けることである。教師の学ぶ姿勢や学びの楽しさが子どもたちに伝わることで、子どもたちの学びの意欲に繋がり、「社会を生き抜く力」の養成に繋がるのである。

5 生涯学習・社会教育を通じた地域コミュニティの循環

持続可能な社会の創り手の育成、日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上をコンセプトに令和5年6月16日に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」では、めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること、そして、社会全体のウェルビーイングの向上を目指し、様々な関係者との対話を重ね、教育の羅針盤となる計画として、基本的な方針として、以下の5つが示されている。

- 1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- 2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- 3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育推進
- 4 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- 5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

子どもたちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要である。また、子どもたち一人一人のウェルビーイングが家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められている。

参 考 文 献

	「地域学校協働活動推進に向けたガイドライン」	文部科学省
	「教育基本法関係資料集」	文部科学省
	「学習指導要領解説 総則編」	文部科学省
	「教育振興基本計画」	文部科学省
中央教育審議会答申	「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」	
	「第3期教育振興基本計画」	文部科学省
	「第4期教育振興基本計画」	文部科学省
中央教育審議会答申	「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」	
中央教育審議会答申	「生涯学習の基盤整備について」	
	「沖縄県教育振興基本計画 ～新しい時代を切り開く拓く人づくり～」	沖縄県教育委員会
	「第四次 沖縄県生涯学習推進計画」	沖縄県

V 表簿の性格と取り扱い

V 表簿の性格と取り扱い

新任教員が学校へ赴任し、まず初めに対応するものの一つが表簿の整理とその取り扱いだといわれている。学校には、法規で備えることを義務づけられたものや、学校独自の必要によって備え付けたものなど数多くの表簿がある。これらの表簿の性格を理解し、正しく取り扱うことは教員にとって大切な職務の一つである。

1 表簿とは

学校で用いられる「表簿」とは、学校の教育活動や事務を行うためのよりどころとして備えた「表」や「帳簿」、「簿冊」、「文書綴」のことであり、その性格は、学校教育を進めるための資料性と外部に対して証明となり得る証拠性を具備したものである。

- (1) 「表」とは、成績一覧表や指導要録、出席簿などのように一枚の用紙に一人一人の記録がまとめられたもの。
- (2) 「帳簿」とは、学校日誌や学級日誌のように順を追って記録したもの。
- (3) 「簿冊」とは、指導要録や出席簿のような一枚一枚の「表」を集めて綴ったもの。
- (4) 「文書綴」とは、法令集や公文書など数枚の用紙で、一つのまとまりと独立性をもった類をまとめたもの。

2 表簿の種類

表簿は、学校教育法施行規則や各教育委員会の定める学校管理規則などの法規に基づいて備えられた「法定表簿」と学校独自の必要によって備えられた「法定外表簿」に大別することができる。法定表簿は、どの学校にも等しく備え付けの義務があり、その形式や保存期間も法規で定められている。これに対し、法定外表簿は学校の必要により、校長の責任で作成するものであるから、形式や保存期間等は学校で自由に定められており、その数も学校によって異なる。

(1) 法定表簿

① 学校教育法施行規則に規定されているもの

学校教育法施行規則第 28 条には「学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする」と規定されている。

ア 学校に係りのある法令

イ 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌

ウ 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表

エ 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

オ 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿

カ 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録

キ 往復文書処理簿

指導要録の原本及び転入学の際、送付を受けた写しの学籍に関する記録は 20 年間、指導に関する記録については 5 年間保存する。

② 学校管理規則に規定されているもの

学校管理規則による規定は、県や各市町村において多少異なる。県立高等学校の場合は、沖縄県立高等学校管理規則第 88 条で「学校において備え付けなければならない表簿は、学校教育法施行規則第 28 条に規定するもののほか、次のとおりとする。」と定められている。

わかりやすくまとめたのが、次の表である。

	表簿の種類	保存期間
1	学校沿革誌	永年
2	卒業（修了）証書授与台帳	永年
3	旧職員履歴書つづり	永年
4	学校要覧	20年
5	公文書つづり	5年
6	統計調査表つづり	5年
7	教育指導計画書つづり	5年
8	転学者、退学者、留学者、休学者名簿	5年
9	生徒賞罰関係つづり	5年
10	職員進退給与関係つづり	5年
11	職員旅行命令簿及び復命書つづり	5年
12	願書届け出報告書つづり	5年
13	宿日直日誌	5年
14	警備日誌	5年
15	職員会議録	5年
16	その他法令等に規定するもの	5年

(2) 法定外表簿

先に述べたように、法定外表簿は学校独自で、学校運営に効果があるような項目を選び作成するものである。したがって、その形式や種類は学校によって異なるが、重要性は法定表簿と同様であり、慎重に取り扱わなければならない。

多くの学校で共通して備えられているものは、概ね次の通りである。

- ① 諸行事関係文書綴 ② 週案 ③ 通知表(票) ④ 補助簿(教務必携)
⑤ 家庭環境調査表 ⑥ 進路指導カード ⑦ 学年経営案 ⑧ 学級経営案
⑨ 学級日誌 ⑩ 学年・学級便り関係綴 ⑪ その他

3 学級担任と表簿

学校で扱われている表簿がいかに多いかは、先に述べたとおりである。しかし、全教員がすべての表簿に直接かかわるのでなく、校務分掌によりそれぞれ責任が分担されている。

ここでは、学級担任が責任をもって記載し、活用する表簿のいくつかを取り上げて、その性格や取り扱いについて説明する。

(1) 出席簿の性格と取り扱い

出席簿は、児童生徒の出席状況を明らかにするために作成しなければならない簿冊であり、また、学校が備えなければならない法定備付表簿である。

出席簿の作成責任者は校長であるが、実際に簿冊を作成し、出欠状況を記載するのは、学級担任や教科担任である。担任は、学校の記入要領にしたがって、誤りのないように記載し、児童・生徒の掌握のよりどころとしなければならない。

(2) 指導要録の性格と取り扱い

指導要録は、その学校に学ぶ児童・生徒の学習及び健康の状況を記録した書類の原本であり、法定備付表簿である。さらに、児童・生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、指導資料とするとともに、外部に対する証明等に役立たせるための原簿としての性格をもっている。すなわち、指導要録は指導記録の性格と学籍証明原簿の性格を兼ね備えた表簿ということである。

指導要録の様式や記入要領は、その学校を管理する教育委員会で決定するが、作成責任者は校長となっている。したがって、各学校においては校長の命を受けて学級担任が記載することになる。記載に当たっては、正確を第一とし、事実を記録することを前提とするが、「学習や行動及び性格」などについては、欠陥を断定する表現は避け、指導を指向した表現にするよう配慮すべきである。

なお、記入のために自宅に持ち帰ることは、秘密保持の職務上の義務ばかりでなく、事故防止の面からも厳に慎まなければならない。また、保存期間が20年と定められていることからしてもその重要性がうかがえるので、耐火庫など常に安全な場所に保管しなければならない。

(3) 健康診断票の性格と取り扱い

学校保健法に基づき、学校では毎年定期的に健康診断を行わなければならない。健康診断票は、定期健康診断の結果を記入し、その結果に基づき、事後措置に適切に対応するための基本となるものである。法定備付表簿であり、保存期間は5年となっている。定期の健康診断を行ったときは、21日(3週間)以内に児童生徒の保護者に通知するよう義務づけられ、治療を要する疾病については、保護者に指示し、治療を促すことも学級担任の職務である。

なお、児童・生徒の保健管理、保健指導を徹底するために、進学先や転出先への学校へは、原本を送付することになっているので、保管は当然厳重にしなければならない。

(4) 週案の性格と取り扱い

週案も法定外表簿だが、教員にとって欠かせない帳簿である。週案は、年間計画をより具体化したものであり、前週を受けて次週につながる指導の流れの大綱を一時間ごとに区切って示したものである。

このような週案を作成し、校長の閲覧を受けることは、校長の立場からすれば、教育課程の管理という職務上当然のものであり、また、教員の立場からすれば、自らの指導の計画性、妥当性、公正さを明らかにすることになる。

その週案に沿って、教員は毎時間の指導案を立てることになるので、しっかりした見通しをもって計画し、記入しなければならない。

(5) 通知表(票)の性格と取り扱い

指導要録と異なり、通知表(票)は法定外表簿である。したがって、その名称もいろいろ用いられ、学校ごとにその目的や性格を検討しつつ、形式・内容に改善の工夫がなされている。通知表(票)は、児童・生徒一人一人の情報を定期的に家庭へ連絡して、保護者の指導の参考に供するとともに、児童・生徒の自己評価の機会とするものである。

そのために、その見方や利用の仕方について、保護者や児童・生徒に十分理解できるよう説明し、また、記載についても児童・生徒の励みになるような表現を配慮すべきである。

(6) 補助簿(教務必携)の性格と取り扱い

補助簿(教務必携)は、児童・生徒の学習や生活の状況をそのつど記録し、指導に役立てるとともに、指導要録や通知表(票)の記入のための基礎資料とするものである。担当教科のテストの成績・学習態度等を記入することはもちろんだが、学級担任として、学級の児童・生徒のいろいろな側面を記録することができる。

法定外表簿で、形式や保存期間の定めはないが、学級担任にとっては、最も大切な帳簿であり、記入事項もプライバシーに係わる内容があるのでその取り扱いや保管には気をつけなければならない。

4 表簿管理の要点

教員が取り扱う表簿の多くは、児童・生徒一人一人の教育の成果を記録したものである。したがって、表簿整理の要点として、公務員の守秘義務を挙げることができる。地方公務員法第34条には、「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。」と記されている。法定による証人、鑑定人になった時以外は、指導要録等を学校外の人に見せることは厳に慎まなければならない。

また、表簿管理の根本責任は校長にあるが、それらを利用し、整理し、まとめていくためには、日常の管理責任者として学級担任や各校務分掌の主任が当たることになる。それで、日頃から表簿の整理と管理のあり方については注意を払わなければならない。

VI 教育関係法規のしくみ

VI 教育関係法規のしくみ

1 教育活動と法規

憲法第 26 条で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」と規定されているように、教育に関する基本的事項は法律によって定めるところとされている。いわゆる「法律主義」である。このことは、戦前の「勅令主義」とは異なり、国民主権の下における教育制度は国民意志の反映としての法律によって定めるべきことを宣明したものである。

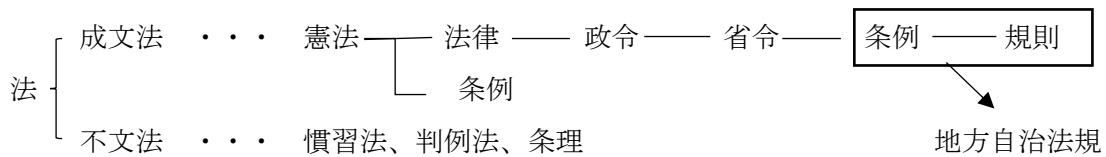
学校の教職員は、教科指導等の教育活動その他の業務に従事しているのであるが、その際、常に法律とか条例・規則等を念頭においているわけではないであろう。しかしながら教職員がこのような業務に従事する場合には、このような意識の有無にかかわらず法令等に基づいてなされているのである。

教職員の教育活動等が適正に行われるためには、基本的な教育関係法規を理解し身につけておくことは重要なことである。また、教育関係法規には教育の理念等が規定されているので、教師としての視野を広げ、人間としての児童生徒を理解する目をより深く養うためにも必要であろう。

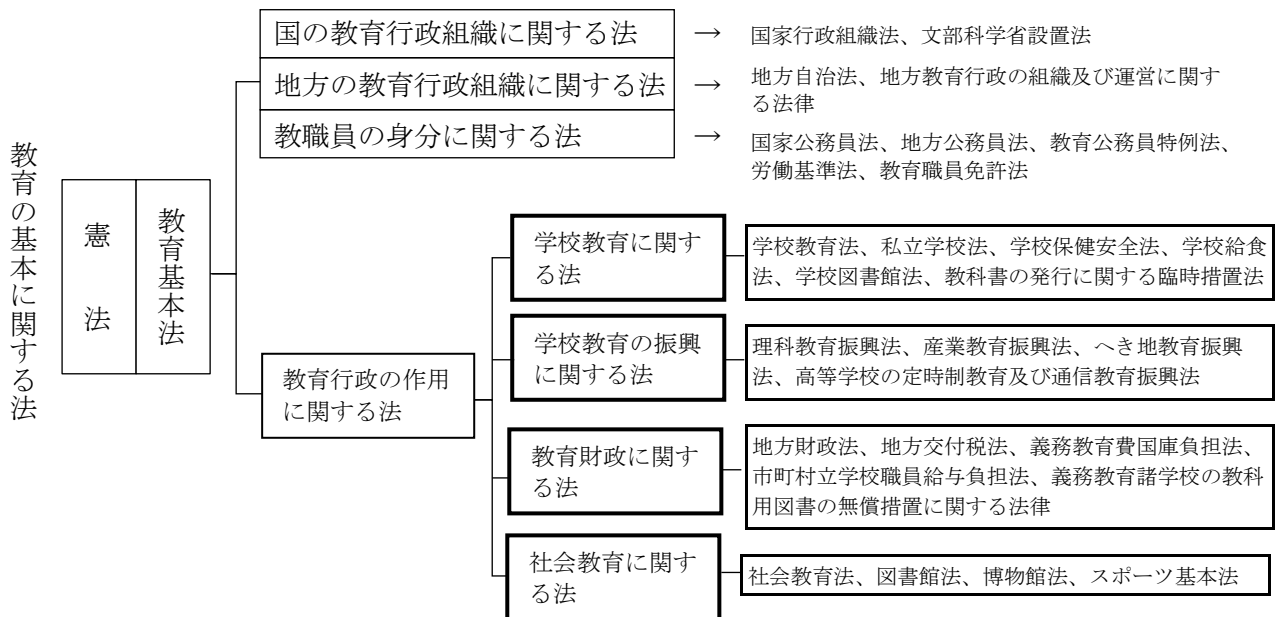
基本的な教育関係法規(広い意味の分類)として次のものがある。

(1) 教育関係法規の分類

① 形式による分類



② 内容による分類



2 教育法規に関する基本的事項

教育関係法規は、前述のとおり多岐にわたっているので、これらをすべて理解するというのはかなり困難なことであろう。しかしながら、これらの法規に関し、教師としての職務を遂行するに当たって最小限必要な事項については、理解しておくべきである。

(1) 地方公共団体の教育行政機関

地方自治法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という)は、地方公共団体の教育行政組織について定めているが、これらの法律の規定により、都道府県及び市町村などに「教育委員会」を設置すべきこととされている。

県教育委員会と市町村教育委員会は、地教行法第 23 条に規定する教育事務について、それぞれ独自の権限と責任をもって処理することとされており(例えば、市町村立学校である小・中学校の管理運営は市町村教育委員会が、県立学校である高等学校と特別支援学校の管理運営は県教育委員会がそれぞれ行う。)、教育事務を処理するに当たっては、県教育委員会と市町村教育委員会は、基本的には対等の関係にある。

しかしながら、都道府県は市町村を包括する広域の地方公共団体であること及び当該都道府県内の教育の機会均等などを維持する必要があることから、県教育委員会には独自の権限が付与されている。

- ア 市町村教育委員会に対し、教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導・助言・援助を行うこと。
- イ 市町村の区域内の教育に関する事務について、必要な調査・統計その他の資料又は報告の提出を求めることができること。
- ウ 県費負担教職員の任命権と給与支払義務は県教育委員会にあること。

(2) 校長の職務権限と教諭の職務

ア 校長の職務権限

校長の職務権限については、いろいろな関係法令に規定されているところであるが、学校教育法第 37 条第 4 項の「校務をつかさどり、所属職員を監督する」がその中心をなすものである。

校長のつかさどる「校務」の範囲は、学校教育の内容に関すること、児童生徒に関すること、教職員に関すること、学校の施設・設備の保全に関すること等学校運営全般(いわゆる物的管理、人的管理、運営管理の全般)にわたるものである。

ところで、校長の職務権限に関し、教育内容に関する事項については校長の職務権限は及ばないとの主張が一部に見られるが、そのような主張は誤りで、校長は教育内容に関する事項であっても権限と責任を有しており、教育課程の管理上の必要から週案の提出等を教諭に命ずることができるのである。

イ 教諭の職務

教諭の職務については、学校教育法第 37 条第 11 項に「児童の教育をつかさどり」と規定されているが、これは教諭の主たる職務内容を示したものであると解されている。したがって、この規定により教諭の職務上の独立が保障されたものではなく、また、児童生徒の教育以外の校務も教諭の職務になり得るものである。

なお、教諭の具体的な職務については、校長が校務分掌として定め、個々の教諭に命じていくことになる。

(3) 学習指導要領の法的性格

学校で行われる教育活動は、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階と特性を十分考慮して行われなければならない。したがって、教育課程や指導計画には、学校の独自性が要求され、自主性や創造性が期待されるのである。

一方、学校教育は公教育であることから、教育の機会均等及び一定水準の確保等の原則が要求され、各学校において教育活動が展開されていく場合に教育内容に関して一定の基準が必要となる。このような学校教育の教育課程の基準が「学習指導要領」であり学校において教育課程を編成していく場合には、学習指導要領に基づいて行っていくのである。

この学習指導要領の法制上のしくみは次の通りである。

学校教育法	…… 各学校ごとの教育目的及び教育目標を定めている。しかしながら、各学校種ごとの教科等について法律で定めることは適切でないことから、これらのことについては監督庁(文部科学大臣)が定めることとしている。
学校教育法施行規則	…… 文部科学大臣はこの省令で、教育課程に関する諸基準(教科及び領域、標準時数等)を定めているが、第 52 条でその内容について、文部科学大臣が学習指導要領で定めることとしている。
学習指導要領	…… 上記省令の委任に基づいて定められた教育課程の基準で、法規命令(行政機関が定める命令)としての性格を有する。

なお、学習指導要領の法的性格については、拘束力はないとの主張が一部に見られるが、上記のとおり、学習指導要領は学校教育法の委任に基づいて、学校教育の内容についての大綱的基準を定めているものであり(昭和 51 年最高裁永山中学校事件判決)、法的拘束力を有するものである。したがって、教師が教育活動を実施するに当たっては、学習指導要領に基づかなければならないのである。

(4) 職員会議

学校においては、様々な連絡や重要事項の決定など、職員会議は、実際の学校運営上重要な機能を果たしている。平成 12 年 1 月 21 日付学校教育法施行規則の一部改正により、職員会議の位置づけが明確になされた。職員会議の法的性格については、学校教育法により規定されている学校の管理運営に関する校長の権限と責任を前提として、校長の職務の円滑な執行を補助するものとして、明確に規定されている。

また、職員会議は校長が主宰するものであり、これは、校長には、職員会議について必要な一切の処置をとる権限があり、校長自らが職員会議を管理し運営するということを意味し、職員会議において教職員の意見を聞いたうえで、校長自身が最終的な判断を行うことになるのである。

学校の教育方針、教育目標、教育計画、教育課題への対応方策等に関する職員間の共通理解の促進、職員の意見交換などを行う場として全職員で構成し、職員相互のコミュニケーションの場として重視する必要がある。

なお、限られた時間で効率的な話し合いを展開するために、各学校の実態に応じて、企画委員会や運営委員会等を活用し、職員会議の議題を整理し、会議の進め方等について十分調整する事も大切である。

(5) 補助教材

学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書(教科書)を主たる教材として使用しなければならないこととされているが、これらの教科用図書以外の教材についても、有益適切なものについてはこれを使用することができることとされている。(学校教育法第 34 条)。

このような教科用図書以外の教材(副読本、問題集、新聞、ビデオテープ等)を「補助教材」という。

ところで補助教材は、児童生徒の教育活動に直接関わる重要なものであること及び保護者の経済的負担を考慮する必要があることから、地教行法第33条においては、事前に教育委員会に届け出又は承認を受けてから使用するよう教育委員会規則で定めることとされている。この規定を受けて、県立学校管理規則及び市町村立学校管理規則(準則)で補助教材の取り扱いについて規定しているが、補助教材のすべてについて届け出などの手続きを行わせることは現実的に困難であることから、これら補助教材のうち副読本についてのみあらかじめ教育委員会に届け出なければならないこととしている。

なお、副読本以外の補助教材については、事前に教育委員会に届け出るとは要しないが、これらの補助教材を使用する場合には、個々の教師が独断で判断することなく、事前に校長の承認を得たうえで使用すべきである。

(6) 主任制度

現在、学校には学校教育法施行規則及び学校管理規則に基づき、各種の主任が置かれているが、これは、学校の教育活動が円滑かつ効果的に展開され、調和のとれた学校運営が行われることを期待して制度化されたものである。そのためには、それにふさわしい教職員組織が必要であり、学校に置かれている主任が積極的に学校運営に協力することが不可欠である。

ところで、主任は、教諭をもって充てるものとされているので、主任自体は校長、教頭などのように独立した職ではない。つまり主任は、校務分掌の一環として設置されているものであり、教諭に対し職務命令によって教育をつかさどるという職務のほか、主任の職務を付加したものである。このように、主任は独立した職ではないので、他の教員の上司としての中間管理職として位置づけられたものではないのである。

主任の職務内容は、それぞれの職務に係る事項についての連絡調整及び指導、助言に当たることである。例えば教務主任は、教育計画の立案及びその他の教務に関する事項について、他の教員との連絡調整及び指導、助言に当たるのであり、他の教員がこれら主任の職務に協力し、それを助けることによって調和のとれた学校運営が行われるよう期待されているのである。

ところで、主任の職務については、その負担に見合う適切な処遇が図られる必要があり、その職務の困難性が高いものについては、特殊勤務手当として教育業務連絡指導手当(いわゆる「主任手当」)が支給されることになっている。これは、主任の職務の重要性にかんがみ、これを給与上評価し、教員給与の優遇措置を定めた「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(いわゆる「人確法」)の優遇措置の一環として行われたものである。

VII 福利厚生

VII 福利厚生

1 厚生及び共済制度

(1) 厚生制度

地方公共団体は、職員の保健・元気回復のための計画を樹立し、実施しなければならないとされている。また、職員の健康管理、定期健康診断の実施、環境の改善整備、レクリエーションの実施等もこれに該当する。

(2) 共済組合

① 制度の趣旨

公立学校共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づいて公立学校の職員、都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関等の職員の相互救済を目的に組織された組合で、組合員及びその家族の病気、出産、休業、災害、死亡等による不時の出費を緩和することを目的とした短期給付事業、退職後の生活を保障するための年金、遺族の生活を保障するための遺族厚生年金等を給付する長期給付事業及び組合員の福祉の増進を目的とした福祉事業を行っている。

事務局本部は東京にあり、各都道府県に支部（各都道府県教育委員会内）及び所属所（学校等）が置かれている。

② 組合員の範囲

公立学校の職員並びに県教育委員会及びその所管に属する教育機関等の職員は法律上、職員となった日から、本人の意思の如何にかかわらず、公立学校共済組合の組合員となり、組合員申告書等を提出することにより、資格取得する。

なお、被扶養者がいれば被扶養者申告書等も提出する。

③ 掛金・保険料と負担金

共済組合が行う事業の主な財源は、組合員から徴収する掛金・保険料と、地方公共団体等が納付する負担金からなっている。掛金・保険料は、公立学校共済組合の組合員となった月から徴収する。ただし、介護掛金は、40歳に達した月から徴収する。産前産後休業又は育児休業等を取得する組合員は、休業を開始した日（産前産後休業では休暇の間で原則、出産の日以前42日）から終了する日（産前産後休業では休暇の間で出産の日後56日）の翌日の属する月の前月までの間、共済組合に申出をした場合、掛金・保険料が免除される。

④ 共済組合の事業

ア 短期給付

民間の労働者に適用されている健康保険制度に相当するもので、組合員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行う事業である。

給付の種類と内容については、章末の短期給付種類別一覧表のとおりである。

イ 長期給付（厚生年金保険給付及び退職等年金給付）

組合員又は組合員であった者及びその遺族の生活の安定に寄与することを目的とする給付事業である。

◎組合員の届出と請求

組合員は将来の長期給付の受給のために、所定の届出を所属長を經由して支部長に行う必要がある。また、長期給付は、受給資格がある組合員（元組合員、遺族を含む）であっても、請求しないと支給されない。

組合員が届出又は請求を行う時期及び提出書類

- ・ 公務員（新規採用）となったとき
年金加入期間等報告書
- ・ 転入（他の共済組合、支部間）したとき
組合員転入届書
年金加入期間等報告書
（初めて公立学校共済組合の資格取得する者のみ）
- ・ 転出（他の共済組合、支部間）したとき
組合員転出届書
履歴書（任命権者が証明したもの）
- ・ 障害になったとき
障害厚生年金請求書他関係書類
- ・ 退職のとき
退職届書他関係書類
- ・ 死亡退職のとき（遺族）
遺族厚生年金請求書他関係書類

◎長期給付の種類

【厚生年金保険給付】

- ・ 老齢厚生年金
受給資格期間が10年以上の者に、65歳から支給する。
- ・ 障害厚生年金
障害の程度が1級、2級又は3級の状態にある者に支給する。
- ・ 障害手当金
障害厚生年金を受けることができない程度の障害の状態にある者に支給する。
- ・ 遺族厚生年金
組合員が死亡したとき、その遺族に支給する。

【年金払い退職給付】

- ・ 退職年金
平成27年10月以後、1年以上引き続き組合員期間を有する者が、退職した後65歳に達したときから支給する。
半分は有期年金（10年、20年または一時金）、半分は終身年金として支給する。
- ・ 公務障害年金
公務による傷病により障害の程度が1級、2級又は3級の状態にある者に支給する。
- ・ 公務遺族年金

公務による傷病により組合員が死亡したとき、その遺族に支給する。

ウ 福祉事業

公立学校共済組合では組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行っている。

◎保健事業

組合員等の健康づくりを主な目的に、健康増進等を支援する「健康管理事業」とそれ以外の「一般事業」を行っている。

区分	種類	内容
健康管理事業	特定健診事業	特定健康診査、特定保健指導 (対象者 40 歳以上 75 歳未満の組合員及び被扶養者)
	健診事業	人間ドック、器官別検診(脳ドック、婦人科検診、前立腺がん検診、歯科健診)
	健康づくり事業	① 各種セミナー ② メンタルヘルス相談 ③ 若年者(38・39歳)への保健指導 ④ スポーツ施設利用補助・利用特典
一般事業	教養・文化関係 研修関係	介護講座・介護実技研修、生涯生活設計セミナー (退職準備型)、育児支援セミナー
	へき地組合員関係	診療交通費等補助、健康管理支援補助、研修等交通費補助
	その他関係	予防接種補助

公立学校共済組合(本部)厚生サービス

- ・ 教職員電話健康相談 24
- ・ 女性医師電話相談
- ・ Web 相談(こころの相談)
- ・ 介護電話相談
- ・ 電話、面談メンタルヘルス相談
- ・ LINE メンタルヘルス相談
- ・ ファミリー応援金
- ・ 福祉保険制度(ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度)
- ・ アイリスプラン等

◎貸付事業

組合員等が住宅または宅地の取得、入学または修学、災害、医療、結婚、その他臨時に資金を必要とする場合に貸付けを行っている。

貸付種別一覧表

貸付種別	貸付事由の要旨	貸付限度額(注1)	償還回数
一般貸付	組合員が臨時に資金を必要とする場合	200万円	120回以内
特別貸付	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合	200万円	残任期月数以内
住宅貸付	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入、若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修（以下「新築等」という。）をするため資金を必要とする場合	上限額 1,800万円	360回以内
住宅災害貸付	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他の非常災害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合	上限額 1,900万円	360回以内
介護構造部分に係る貸付	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等をするため資金を必要とする場合	300万円	360回以内
教育貸付	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)、大学及び高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校又これらに準ずるものとして理事長が定める要件に該当する外国の教育機関に入学又は修学するため資金を必要とする場合	550万円	250回以内
災害貸付	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合	200万円	120回以内
医療貸付	組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母(配偶者の父母を含む。)が医療(高額療養費の対象となる療養を除く。)を受けるため資金を必要とする場合	120万円	110回以内
結婚貸付	組合員、又はその子が結婚をするため資金を必要とする場合	200万円	120回以内
葬祭貸付	組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母(配偶者の父母を含む。)の葬祭を行うため資金を必要とする場合	200万円	120回以内
高額医療貸付	組合員、再任用組合員等又は任意継続組合員並びに被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とする場合	高額療養費相当額	高額療養費支給時に一括して控除
出産貸付	組合員、再任用組合員等又は任意継続組合員が出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とする場合	出産費又は家族出産費相当額	出産費又は家族出産費支給時に一括して控除

短期給付種類別一覧表

	対象	種類	給付の主な内容
病 気 ・ け が	組 合 員	療養の給付	公務によらない病気、負傷について①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療、④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その看護を受けた場合療養に要する費用の100分の70（※1）
		入院時食事療養費	保険医療機関等から食事療養を受けた場合基準額から食事療養標準負担額を控除した額
		入院時生活療養費	長期療養入院する65歳以上の者が生活療養を受けた場合基準額から生活療養標準負担額を控除した額
		保険外併用療養費	保険医療機関等から先進医療等を受けた場合療養に要する費用の100分の70（※1）
		訪問看護療養費	指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合療養に要する費用の100分の70（※1）
		高額療養費	組合員若しくはその被扶養者の療養費に係る自己負担額が、組合員の標準報酬月額に応じた各組合員の自己負担限度額を超える場合
		一部負担金払戻金	療養の給付等を受けた場合に自己負担額が25,000円を超えるとき （標準報酬月額530,000円以上は、50,000円）
		療養費	やむを得ず保険医療機関等以外の医療機関から診療を受けた場合等療養に要する費用の100分の70（※1）
	被 扶 養 者	家 族 療 養 費	<p>被扶養者が、①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療、④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その看護を受けた場合療養に要する費用の100分の70（※1）</p> <p>なお、次の療養を受けた場合も、（ ）に記載した組合員の給付に相当する額を家族療養費として支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関等から食事療養を受けた場合（入院時食事療養費） ・ 長期療養入院する65歳以上の被扶養者が生活療養を受けた場合（入院時生活療養費） ・ 保険医療機関等から先進医療等を受けた場合（保険外併用療養費） ・ やむを得ず保険医療機関等以外の医療機関から診療を受けた場合等（療養費）

	対象	種類	給付の主な内容
病 気 ・ け が	被 扶 養 者	家族訪問 看護療養 費	被扶養者が訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合療養に要する費用の100分の70 (※1)
		家族療養費 附加金	療養の給付等を受けたときに保険適用分の自己負担額が25,000円を超えるとき (標準報酬月額530,000円以上は、50,000円)
		家族訪問看 護療養費附 加金	
	組 合 員	移送費	療養の給付を受けるため、病院又は診療所に移送された場合組合が相当と認めた額
	被 扶 養 者	家族移送費	被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため、病院又は診療所に移送された場合組合が相当と認めた額
組 合 員	高額介護 合算療養 費	世帯内で医療保険と介護保険の両制度を利用し、年間の自己負担額の合計が高額になったときは、一定の限度額を超える額が支給。(高額療養費や附加給付等の支給額は控除する)	
出 産	組 合 員	出産費 (同附加金)	組合員が出産したとき(死産、妊娠85日以上流産についても対象) 双生児以上はその産児ごとに支給 488,000円(ただし、産科医療保障制度に加入の場合500,000円)及び同附加金50,000円
	被 扶 養 者	家族出産費 (同附加金)	被扶養者が出産したとき(死産、妊娠85日以上流産についても対象) 双生児以上はその産児ごとに支給 488,000円(ただし、産科医療保障制度に加入の場合500,000円)及び同附加金50,000円
死 亡	組 合 員	埋葬料 (同附加金)	組合員が公務によらないで死亡したとき その死亡の当時被扶養者であった者で埋葬を行う者に対して支給 50,000円及び同附加金25,000円 (被扶養者以外の実埋葬者が請求する場合は、50,000円の範囲内で埋葬に要した費用の相当額を埋葬料として支給し、当該費用が50,000円を超える場合に限り、25,000円の範囲内で、当該埋葬に要した費用から50,000円を控除した金額を同附加金として支給する。)
	被 扶 養 者	家族埋葬料 (同附加金)	被扶養者が死亡したとき 50,000円及び同附加金25,000円
災 害	組 合 員	災害見舞金	非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき損害の程度に応じ標準報酬月額の0.5月～3月分

	対象	種類	給付の主な内容
災害	組合員	弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき標準報酬月額×1
	被扶養者	家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき標準報酬月額×100分の70
休業	組合員	傷病手当金 (同附加金)	公務によらない病気又は負傷により療養のため引き続き勤務に服することができないときに報酬の全部又は一部が支給されない場合は、その勤務に服することができなくなった日以後3日を経過した日から支給。 (傷病手当金は、1年6月を限度。結核性の病気については3年 同附加金6月) 1日につき標準報酬日額×3分の2
		出産手当金	組合員が出産のため報酬の全部又は一部が支給されない場合出産の日以前42日(ただし、多胎妊娠にあつては98日)から出産の日後56日までの間において勤務に服することができなかった期間 1日につき標準報酬日額×3分の2
		休業手当金	被扶養者の病気又は負傷、組合員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤し、報酬の全部又は一部が支給されない場合所定の期間1日につき標準報酬日額×100分の50
		育児休業手当金	組合員が組合員の3歳に満たない子を養育するため育児休業を取得して報酬の全部又は一部が支給されない場合は、その子が1歳(1歳に達した日後の期間について総務省令に該当する場合1歳6か月(1歳6か月に達した日後の期間について総務省令に該当する場合2歳。))に達するまでの期間支給。 また、組合員・配偶者ともに育児休業を取得する場合<パパ・ママ育休プラス>の育児休業手当金の支給可能な期間は子が1歳2か月に達するまでの期間が1年(総務省令に該当する場合1年6月(さらに総務省令に該当する場合2年))を超えるときは1年。 給付上限額は雇用保険法に規定する賃金日額により変更される 1日につき標準報酬日額×100分の67(休業期間が180日に達するまでの間)(※3) 1日につき標準報酬日額×100分の50(※3)
		育児休業支援手当金	育児休業等に係る子の出生後(女性は産後休業後)から56日以内に、組合員とその配偶者の両方が14日以上育児休業等を取得する場合に、組合員の休業期間について、28日間を限度に支給。 1日につき標準報酬日額×100分の13(※3)
		育児時短勤務手当金	組合員が、2歳未満の子を養育するため育児時短勤務等をしている場合減収後の報酬の原則10%(支給限度額及び最低限度額あり)

	対象	種類	給付の主な内容
休業	組合員	介護休業手当金	組合員が要介護状態にある家族の介護を行うため、介護休業により報酬の全部又は一部が支給されない場合、支給期間通算 66 日の範囲内 1 日につき標準報酬日額×100 分の 67（※3）

※1 70 歳以上 75 歳未満の者（高齢受給者）については、100 分の 80（一定以上所得者（※2）100 分の 70）、義務教育就学前の子については、100 分の 80

※2 一定以上の所得者・・・標準報酬月額が基準額（280,000 円）以上かつ年収が一定額（高齢者複数世帯 5,200,000 円、高齢者単身世帯 3,830,000 円）以上の者

※3 給付上限額あり。給付上限額は雇用保険法に規定する賃金日額により変更される。

VIII 本県の教育に関する資料

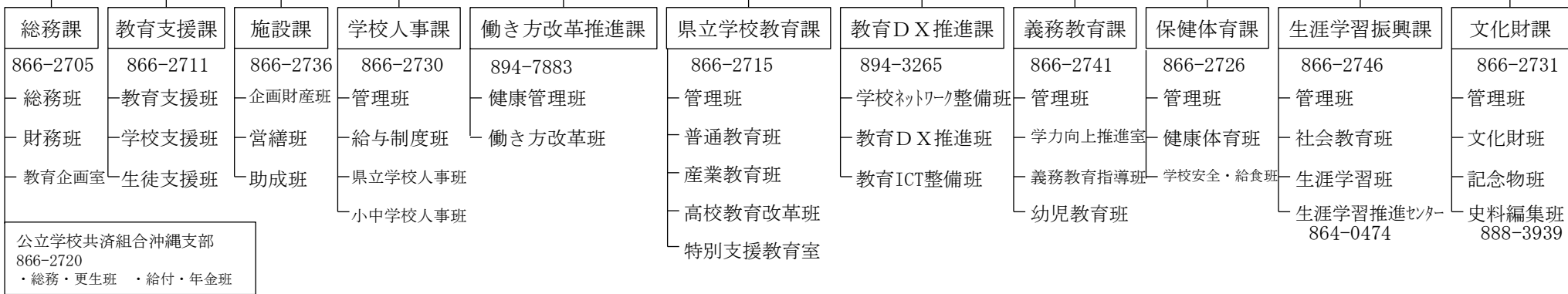
沖縄県教育委員会の機構

令和7年5月現在

沖縄県教育委員会

教 育 長

教育管理統括監 教育指導統括監 参 事 参 事



職 員 定 数	本 庁	239
	教育事務所	69
	その他の機関	105
	計	413

国頭教育事務所 0980(52)2664	県立離島児童生徒支援センター 098(866)2733
中頭教育事務所 098(939)0044	
那覇教育事務所 098(867)2710	
島尻教育事務所 098(998)4416	
宮古教育事務所 0980(72)3222	
八重山教育事務所 0980(82)3622	

県立総合教育センター 098(933)7555
県立高等学校
県立特別支援学校
県立中学校

県立図書館 098(894)5858	県立博物館美術館 098(941)8282※
県立名護青少年の家 098(939)0044※	県立埋蔵文化財センター 098(835)8751
県立糸満青少年の家 098(994)6342※	※は指定管理者制度が導入されている施設
県立石川青少年の家 098(964)3263※	(県立博物館・美術館は一部に導入し、権限事務の一部を知事部局へ委任)
県立玉城青少年の家 098(948)1513※	
県立宮古青少年の家 0980(72)8883※	
県立石垣青少年の家 0980(82)7301※	

教育庁各課のしごと

各課直通電話

総務課	教育行政及び教育財政の総括	098-866-2705
総務班	… 庶務、秘書、栄典、公印・庁舎・車両管理、事務局職員人事、争訟事務、公益法人、陳情、要請、表彰、行政管理の総括、広報・公聴、議会、	
財務班	… 予算編成、執行、決算の総括	
教育企画室	教育委員会会議、市町村教委の一般的助言、教育振興基本計画の策定、総合調整、県立学校編成整備計画、教育調査、教育統計、ユニセフ	
(公立学校共済組合)	… 共済組合経理、福祉、教職員年金、短期給付、貸付業務	
教育支援課	県立学校の運営費及び就学負担の軽減	098-866-2711
教育支援班	… 庶務、就学奨励事業、県外学生寮、離島児童生徒支援センター、国際交流・人材育成財団	
学校支援班	… 庁内情報化の総括、教育情報ネットワークの総括、県立学校予算、県立学校教育設備整備、市町村立学校教育設備整備の助成	
生徒支援班	… 県立高等学校授業料、ハス通学費支援事業、修学支援金、奨学のための給付金	
施設課	学校施設の整備、用地取得	098-866-2736
企画財産班	… 庶務、県立学校施設整備費、国庫補助事業、県立学校用地、公有財産の総括、学校緑化事業	
営繕班	… 県立学校施設の営繕	
助成班	… 市町村立学校施設整備助成	
学校人事課	教職員の人事管理	098-866-2730
管理班	… 庶務、教職員の服務、管理職選考試験、教員選考試験	
給与制度班	… 学校職員の給与・旅費	
県立学校人事班	… 県立学校職員の人事、争訟事務、教職員評価システム	
小中学校人事班	… 公立小・中学校職員の人事、争訟事務、市町村立学校の設置認可届出、教員免許交付、教員免許更新制	
働き方改革推進課	教職員のメンタルヘルス、学校における働き方改革	098-894-7883
健康管理班	… 庶務、労働安全衛生(メンタルヘルス対策)、公務災害、教職員住宅の管理、運営	
働き方改革班	… 学校における働き方改革	
県立学校教育課	県立学校の教育内容、方法の指導助言	098-866-2715
管理班	… 庶務、県立学校旅費の執行(赴任旅費除く)	
普通教育班	… 教育課程、学力向上対策、授業改善、教職員研修、研究指定校、高校入試、国際理解教育、海外留学等、外国青年召致事業(ALT)、日本語教育	
産業教育班	… 産業教育、定通制教育、就職指導、キャリア教育	
高校教育改革班	… 高校入試、中退対策、通学区域、生徒指導、進路指導、高校学校卒業程度認定試験、学科編成	
特別支援教育室	… 教育課程、特別支援学校、特別支援学級、就学指導、特別支援学校教諭免許の夏季認定講習、交流教育、進路指導	

教育DX推進課	沖縄教育DX推進 校務効率化支援	098-894-3265
学校ネットワーク整備班	・・・ 教育DXの施策、県立学校のネットワーク環境整備	
教育DX推進班	・・・ ICT活用研修、情報教育、県立学校健康観察教育相談システム、次世代校務DX環境整備、情報教育、DXハイスクール、プログラミング教育・情報モラル教育、遠隔・オンライン学習	
教育ICT整備班	・・・ GIGAスクール構想、県立中学校ICT機器整備、幼稚園ICT支援	
義務教育課	市町村立学校の教育内容、方法の指導助言	098-866-2741
管理班	・・・ 庶務、小中学校旅費の執行(赴任旅費除く)	
学力向上推進室	・・・ 学力向上主要施策、授業改善プロジェクト、授業改善支援プロジェクト、全国学力・学習状況調査、県学力到達度調査、教育庁学校訪問、教科コーディネーター、キャリア教育、学校図書館	
義務教育指導班	・・・ 教育課程、研究指定校、へき地教育、幼稚園教育、教科書、生徒指導、道徳教育	
幼児教育班	・・・ 幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の教諭等に対する研修、幼稚園教育の振興	
保健体育課	学校体育・学校の給食・保健・安全の指導助言	098-866-2726
管理班	・・・ 庶務、学校体育団体への助成、災害共済事務	
健康体育班	・・・ 学校体育、学校保健、健康保健、学校環境・衛生、学校体育研究団体の育成指導	
学校安全・給食班	・・・ 学校安全、学校給食、食育、栄養教諭・学校栄養職員	
生涯学習振興課	生涯学習に関する施策の推進・総合調整	098-866-2746
管理班	・・・ 庶務、青少年教育施設の管理	
社会教育班	・・・ 図書館関係、社会教育委員の会議、人権教育、公民館関係	
生涯学習班	・・・ 生涯学習審議会、社会教育関係団体、地域学校協働活動推進事業、PTA関係、ユネスコ関係、青少年の健全育成関係、CGG運動、ESD・SDGs、家庭教育	
生涯学習推進センター	・・・ おきなわ県民カレッジ、生涯学習情報提供システム、視聴覚ライブラリー	
文化財課	文化財保護、沖縄県史の編集	098-866-2731
管理班	・・・ 庶務、文化財保護助成、学校における芸術文化	
文化財班	・・・ 指定文化財の保存・活用及び伝承者養成、銃砲刀剣類登録、沖縄県史の編集、博物館に関すること	
記念物班	・・・ 史跡・名勝の保存・整備・活用、埋蔵文化財の保護、世界遺産関係	
史料編集班	・・・ 「歴代宝案」及び「新沖縄県史」の編集	
教育事務所	市町村教委の指導助言、連絡調整(国頭、中頭、那覇、島尻、宮古、八重山)	
総務班	・・・ 県費負担教職員の給与・旅費・人事、サービス・免許等、市町村教育委員会の指導・助言、連絡調整	
指導班	・・・ 公立小・中学校の教育課程・学習指導・生徒指導、中学校・高等学校の連携、へき地教育、社会教育、学校教育、学校保健、社会体育、教職員研修	

教育施設利用案内

施設名	所在地・電話等	休館日	施設・設備	事業概要
総合 センター 教育	098(933)7555 〒904-2174 沖縄市与儀3-11-1	毎週土・日曜日、 祝日及び慰霊の日 年末年始	研修室・会議室 講堂 多目的ホール	教育研究、 教職員研修、 教育相談
図書 館	098(894)7086 〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1 (カフーナ旭橋A街区内)	毎週火曜日、年末年始、 特別整理期間	こども読書活動推進エ リア、一般閲覧エリ ア、ビジネスエリア、 郷土資料エリア、ホー ル、交流ルーム、研修 室等	開館時間 9:00～20:00
美術 博物館 ・ 館	098(851)5400 〒900-0006 那覇市おもろまち3-1-1	毎週月曜日、祝日、慰霊 の日、年末年始、臨時休 館あり	歴史、自然史、美術工 芸、民族の各展示室、 講堂	開館時間 9:00～18:00 (入館17:30まで) ※金土は9:00～20:00 (入館は19:30まで)
埋蔵 文化財 センター	098(835)8751 〒903-0125 中頭郡西原町字上原193-7	毎週月曜日(国民の祝 日・慰霊の日にあたる場 合は振替)、国民の休日 (こどもの日・文化の日 除く)、慰霊の日、年末 年始(12月28日～1月4日)	常設展示室 研修室 会議室	開館時間 9:00～17:00 (入所16:30まで)
支離 援助 センター 児童 生徒	098(866)2733 〒900-0034 那覇市東町21-1	年末年始(12月29日～1 月4日)	舎室、交流室	★離島の中学校を卒業 した高等学校の生徒の 寄宿 ★離島の児童生徒の交 流活動
名護 青少年 の家	0980(52)2076 〒905-0012 名護市字名護5511	毎週月曜日 祝日及び慰霊の日(月曜 日にあたる時は翌日) 年末年始(12月28日～1 月4日) 臨時休所あり	体育館、研修室、講 堂、宿泊室、浴室、レ ストラン、野外活動施 設・備品他	★青少年の共同宿泊 活動・野外活動 ★青少年の研修会・講 習会・レクリエーショ ン ★青少年教育の資料収 集・作成・利用 ★青少年指導者の研修
糸満 青少年 の家	098(994)6342 〒901-0313 糸満市字賀数347		※仮申込み 電話又は来所して申 し込む。	
石川 青少年 の家	098(964)3263 〒904-1106 うるま市石川3491-2	毎週月曜日(祝日または 慰霊の日にあたる時は 翌日) 年末年始(12月29日～1 月3日) 臨時休所あり	※本申込み 利用開始日の30日前 までに「利用許可申請 書」等を提出する。	
玉城 青少年 の家	098(948)1513 〒901-0604 南城市玉城字玉城420		※施設によって違いが ありますので、詳細は 各施設にお問い合わせ ください。	
宮古 青少年 の家	0980(72)8883 〒906-0011 宮古島市平良字東仲宗根添 1164			
石垣 青少年 の家	0980(82)7301 〒907-0024 石垣市字新川868			

令和8年度 初任者研修のしおり

発行日 令和8年4月

発行 沖縄県教育委員会

〒902-8501 沖縄県那覇市寄宮1丁目2番16号
県立学校教育課

電話 098-866-2715 FAX 098-866-2718

義務教育課

電話 098-866-2741 FAX 098-866-2750

県立総合教育センター

〒904-2174 沖縄県沖縄市与儀3丁目11番1号

電話 098-933-7555 FAX 098-933-3233
